

久山町では、2017年度に「久山町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

今回新たに2022年度に計画を改定しましたので、本計画をホームページに掲載します。

久山町一般廃棄物処理基本計画

2023年（令和5年）2月

久 山 町

久山町一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 久山町一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
第1節 基本計画策定の目的	1
第2節 基本計画の性格（位置付け）	2
第3節 基本計画の期間	4
第2章 久山町の概要	5
第1節 地域の現況	5
第2節 将来構想	17

ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理・処分等の現状と課題	19
第1節 ごみ処理の経緯	19
第2節 分別区分と処理フロー	20
第3節 ごみ発生量の実績及びその性状	22
第4節 減量化・リサイクルへの取り組み状況	25
第5節 ごみ処理の実績	29
第6節 ごみ処理体制	41
第7節 ごみ処理環境の動向	43
第8節 ごみ処理の課題	51
第4章 人口・ごみ排出量の将来予測	54
第1節 人口の将来予測	54
第2節 ごみ排出量の将来予測	63
第5章 ごみ減量化等の目標値	77
第1節 ごみ減量化等目標値の設定	77
第2節 目標達成に向けて	82

第6章	ごみ処理基本計画	91
第1節	ごみ処理の基本方針	91
第2節	ごみ処理システムの設定	92
第3節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	92
第4節	その他ごみの処理に関し必要な事項	99
第5節	計画の進行管理	100

生活排水処理基本計画

第7章	生活排水処理の現状と課題	101
第1節	生活排水処理の経緯	101
第2節	生活排水処理の現状	102
第3節	生活排水処理体制	109
第4節	生活排水処理の課題	111
第8章	人口とし尿・汚泥排出量の将来予測	112
第1節	生活排水の処理形態別人口の将来予測	112
第2節	し尿・汚泥排出量の将来予測	125
第9章	生活排水処理基本計画	131
第1節	生活排水処理計画	131
第2節	し尿・汚泥の処理計画	136

第1章 久山町一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

第1節 基本計画策定の目的

久山町は、2018年（平成30年）2月に、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、ごみ及び生活排水の適正な処理・処分に努めてきたが、5年が経過し見直しの時期となっている。

近年のごみ処理情勢については、廃棄物・リサイクル関連法が続々と改正・成立していく中で、従来の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした「単にごみを燃やして埋める」という考えから、「資源循環型社会」への転換が求められている。そのためには、まず、できる限りごみの排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、再利用・資源化をより一層進め、その後、処理せざるを得ないごみだけを適正に処理しなければならない。

生活排水については、し尿や生活雑排水による汚濁が問題になっている中、近年では公共用水域の水質保全・改善、さらには水環境の創造を図ることが、処理の目的とされている。

このような中、世界ではSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の考え方にに基づき、17の目標と169のターゲット（達成基準）を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところである。

国の廃棄物行政においても、循環型社会形成推進基本法の制定により、従来の処理・処分システムから一歩踏み出し、ごみを減量し、有効利用を図るシステム、すなわち「循環型社会」を目指した施策が展開されており、2018年度（平成30年度）には、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」を目指す第四次循環型社会形成推進基本計画が策定された。

本計画は、このような背景のもと、久山町が行政圏内において発生する一般廃棄物について、適正な処理と環境保全、並びに迅速な収集及び資源化、減量化・減容化を図るために、「持続可能な循環型社会の具現化」を目標として、周辺自治体の状況や上位計画、関連計画との整合を図りつつ、基本的な方針を定めるものである。

なお、本計画については、概ね5年ごとに、または一般廃棄物の処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合に必要に応じて見直すものとする。

第2節 基本計画の性格（位置付け）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。（廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定）

本計画は、「基本計画策定指針の改定について」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対発第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）・「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて策定するものであり、久山町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となる。

計画の位置付けについては、図 1.2.1 に示すとおりである。

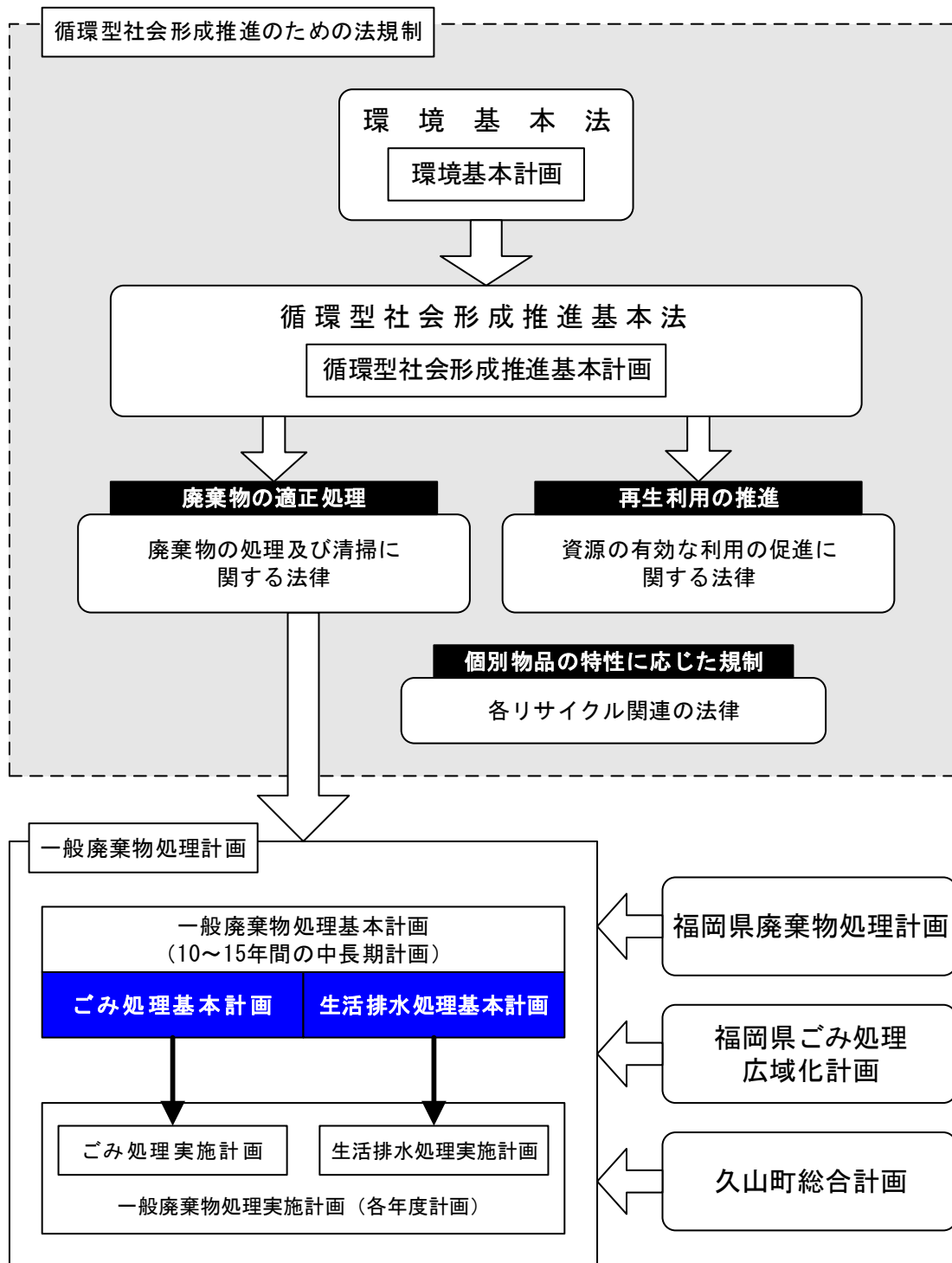


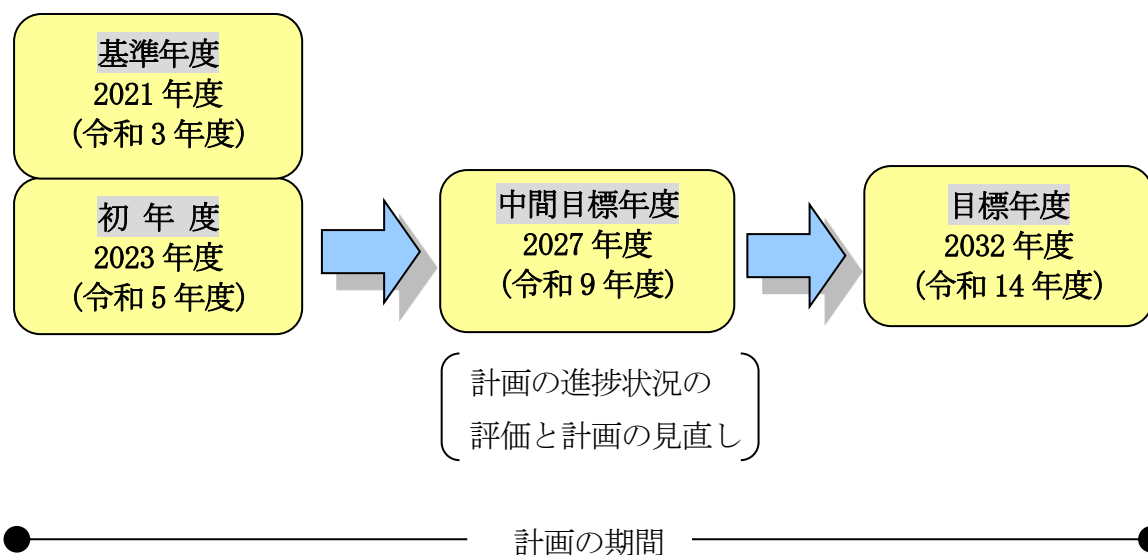
図 1.2.1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 基本計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）を初年度とし、2032年度（令和14年度）を目標年度とする10年計画とする。

本計画の基準年度は、本計画の策定を2022年度（令和4年度）で行ったことから、2021年度（令和3年度）とする。また、5年目にあたる2027年度（令和9年度）を中間目標年度として設定し、「計画の進捗状況の評価と計画の見直し」を行うものとする。

なお、これまでの本町の一般廃棄物処理基本計画では、計画期間を15年とし、5年目、10年目にあたる年を中間目標年度として、見直しを行うこととしていた。一方で、ごみ削減等の目標値は、計画期間にかかわらず次回見直し時である5年後に設定して定めており、目標年度の位置づけが不明確となっていた。そこで本計画では、10年を計画期間とし、その中間年度である5年後を中間目標年度として設定することとした。



第2章 久山町の概要

第1節 地域の現況

1. 位置及び沿革

本町は、福岡市の東方13kmに隣接し、鞍手郡に境する犬鳴連山の麓に位置し、東西約8.8km、南北約8.5km、面積37.44km²の町域を有している。東経133度30分、北緯33度38分に位置し、北は古賀市及び新宮町、東は宮若市、南は篠栗町及び粕屋町に隣接している。(図2.1.1)

1889年(明治22年)4月に町村制の施行により、猪野村と山田村の2村を合併して山田村とし、久原村を久原村として発足した2村は、1956年(昭和31年)9月に合併し、久山町となった。

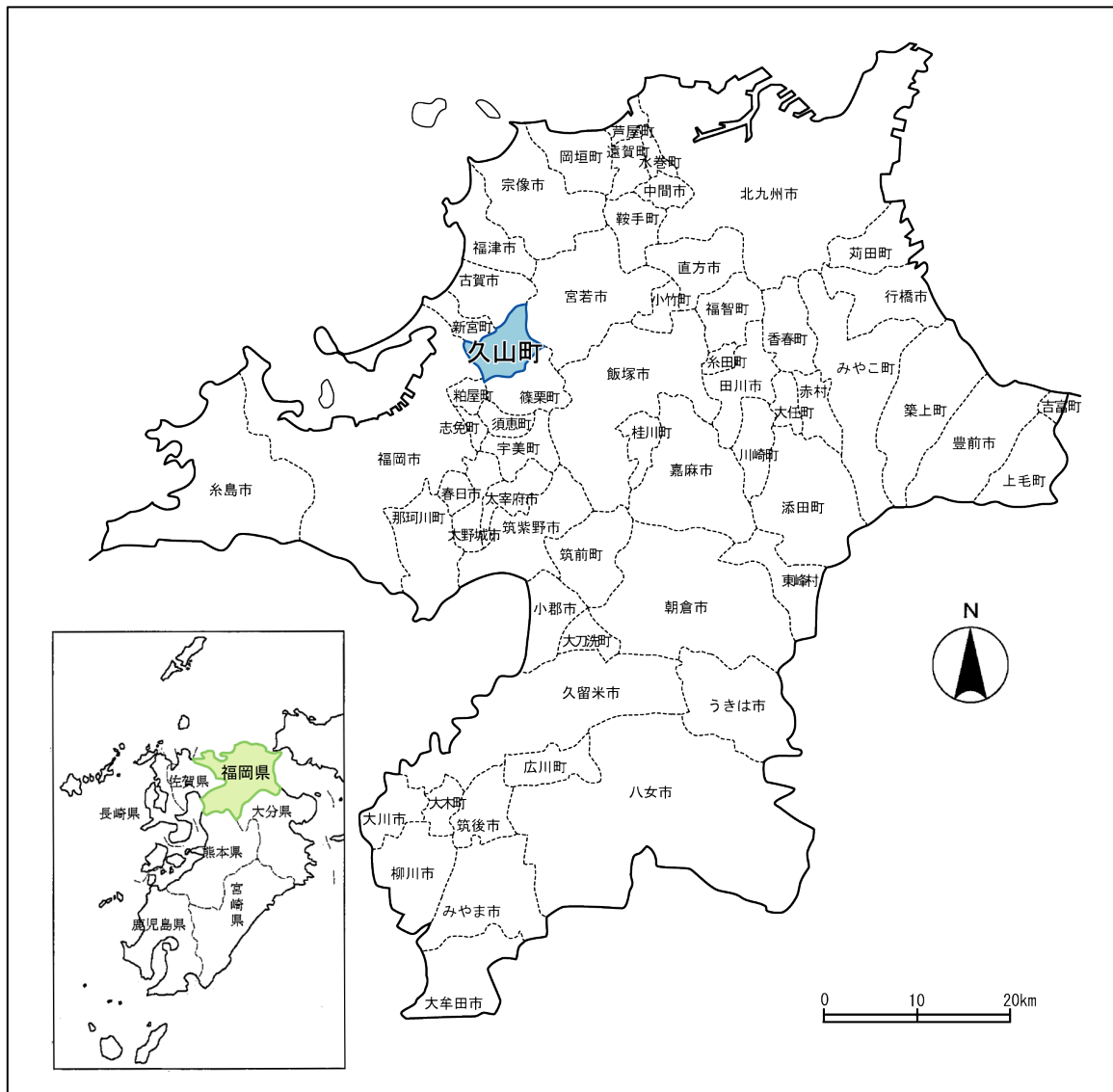


図 2.1.1 久山町の位置

2. 自然条件

1) 地 形

本町は、九州最大の都市である福岡市の東側に位置し、面積の約3分の2は山林・原野である。北東側の標高約500mの犬鳴山系からは、これを源とする多々良川の支線である久原川、猪野川、新建川が平野部を貫流している。

平野部は全町の2割程度であり、市街地は標高約+60m～+20mで、河川に沿って緩く傾斜がついている。また、本町の南北を県道筑紫野・古賀線、東西を県道福岡・直方線が通り、交通の要となっている。

2) 気 象

本町の2021年（令和3年）における気象概要は、表2.1.1及び図2.1.2に示すとおりである。また、気象の経年変化は、表2.1.2及び図2.1.3に示すとおりである。

気象条件は、2012年（平成24年）～2021年（令和3年）の間では、年間平均気温が17.0～18.2℃、最高気温が37.3℃、最低気温が-1.2℃となっている。年間降雨量は、1,318.5～2,420.5mm/年の範囲、最大日降雨量は、75.5～236mm/日の範囲となっている。

2021年（令和3年）の気象については、月別気温は8月の36.7℃が最高、1月の-2.2℃が最低であり、年間平均気温は18.2℃となっている。月間降雨量は台風の時期の8月が881.5mm/月で最も多く、年間降雨量は1,979.0mmとなっている。

表 2.1.1 気象概要 (2021 年 (令和 3 年))

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間値
気温 (°C)	平均値	7.0	10.2	13.5	16.7	20.4	24.2	28.9	27.5	25.9	21.0	13.9	9.1	18.2
	最高値	20.1	23.7	25.2	29.1	30.8	31.6	35.6	36.7	33.9	32.7	22.9	17.9	36.7
	最低値	-2.2	-0.6	5.8	7.9	9.3	17.3	22.3	21.3	19.2	11.3	6.2	1.3	-2.2
平均湿度 (%)		66	62	69	60	69	75	69	80	75	66	66	63	68
降雨量 (mm)	総量	45.5	79.5	116.5	66.0	133.5	123.0	45.5	881.5	246.5	44.0	152.5	45.0	1,979.0
	最大日量	15.0	24.0	33.0	36.0	55.0	38.5	28.5	231.5	143.5	21.0	47.0	22.5	231.5

観測所：福岡管区気象台

[資料：「気象庁 電子閲覧室」気象庁ホームページ]

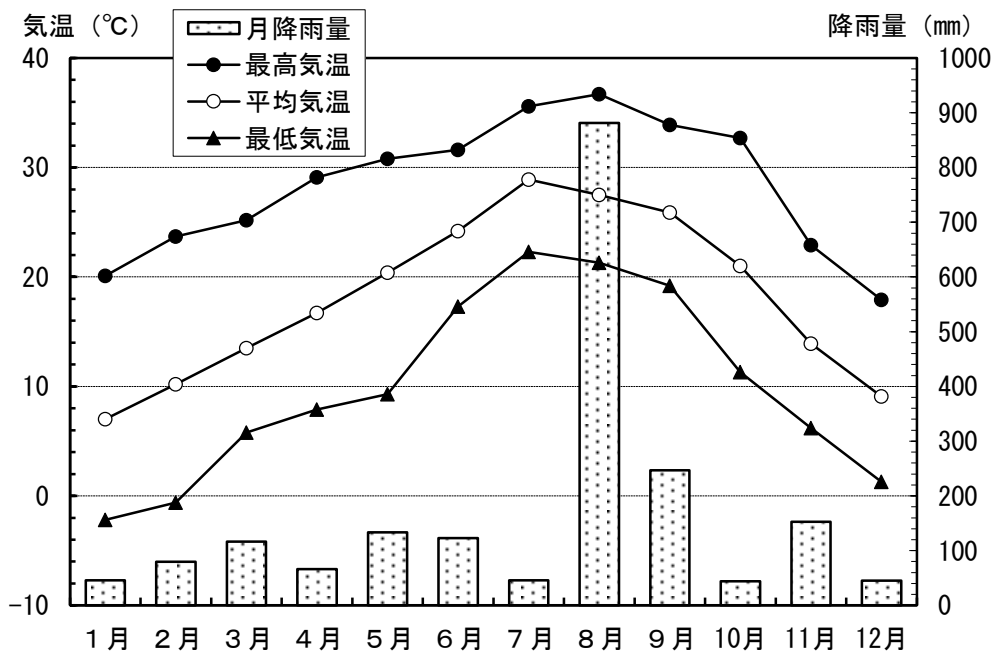


図 2.1.2 気象概要 (2021 年 (令和 3 年))

表 2.1.2 気象の経年変化

観測所：福岡管区気象台

西暦 (平成年)	気温 (°C)			平均湿度 (%)	降雨量 (mm)		風速 (m/s)	
	平均	最高	最低		総量	最大日量	平均	最大
2012 (H24)	17.0	37.5	-2.9	67	1,768.5	126.5	3.00	16.2
2013 (H25)	17.7	37.9	-1.7	66	1,801.5	153.5	3.0	18.0
2014 (H26)	17.1	37.0	0.2	69	1,765.5	105.0	2.9	18.6
2015 (H27)	17.3	35.8	-0.9	71	1,867.5	75.5	2.8	17.4
2016 (H28)	18.1	37.0	-4.0	73	2,420.5	142.0	2.7	13.7
2017 (H29)	17.6	37.5	-0.6	69	1,318.5	82.5	2.8	17.3
2018 (H30)	17.7	38.3	-1.8	69	1,617.0	236.0	2.8	16.7
2019 (R1)	17.9	37.6	0.6	70	1,608.5	130.5	2.7	19.0
2020 (R2)	17.9	38.0	1.0	69	2,212.5	167.0	2.9	17.1
2021 (R3)	18.2	36.7	-2.2	68	1,979.0	231.5	2.9	12.6
平均	17.7	37.3	-1.2	69	1,835.9	145.0	2.9	16.7

[資料：「気象庁 電子閲覧室」気象庁ホームページ]

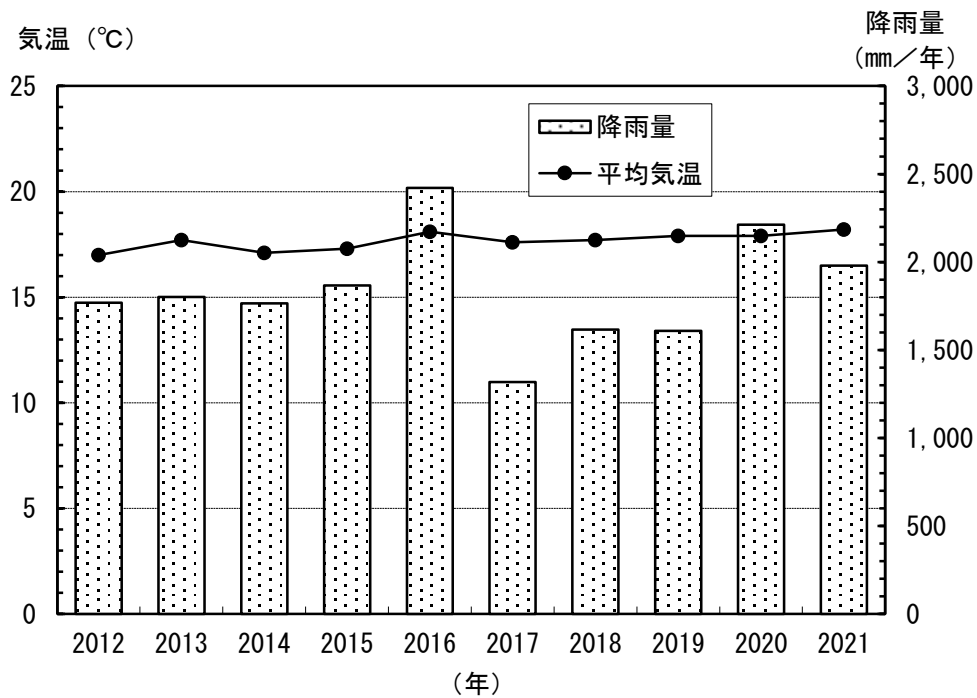


図 2.1.3 気象の経年変化

3. 社会条件

1) 人口

本町の人口は、2010年度（平成22年度）までは、転入者が転出者より多く増加傾向であったものが、2011年度（平成23年度）以降は転出者と転入者数が逆転し、一旦減少傾向となった。2013年度（平成25年度）以降は再度増加傾向となっている。

世帯数は、核家族化や高齢者の1人暮らしの進行により常に増加しており、その反面、1世帯当たりの人員は、1985年（昭和60年）の3.82人から2022年（令和4年）の2.53人にまで減少している。

2022年（令和4年）3月末の年齢構造をみると、年少人口（0～14歳）は17.4%（平成29年3月末：16.1%）、老人人口（65歳以上）は27.0%（平成29年3月末：28.1%）であり、年少人口が増加し、老人人口が減少している。

表 2.1.3 人口及び世帯数の推移

年次	人口（人）			世帯数 （戸）	世帯人員 （人/戸）	増加人員 （人）	増加率 （%）
	総数	男	女				
1985（昭和60）	7,567	3,624	3,943	1,982	3.82	—	—
1989（平成元）	7,578	3,630	3,948	2,009	3.77	11	0.1
1993（平成5）	7,572	3,644	3,928	2,101	3.60	-6	-0.1
1998（平成10）	7,558	3,604	3,954	2,232	3.39	-14	-0.2
2003（平成15）	7,799	3,756	4,043	2,446	3.19	241	3.2
2007（平成19）	8,018	3,834	4,184	2,659	3.02	219	2.8
2008（平成20）	8,105	3,878	4,227	2,700	3.00	87	1.1
2009（平成21）	8,275	3,958	4,317	2,791	2.96	170	2.1
2010（平成22）	8,387	4,018	4,369	2,863	2.93	112	1.4
2011（平成23）	8,312	3,990	4,322	2,864	2.90	-75	-0.9
2012（平成24）	8,289	3,990	4,299	2,874	2.88	-23	-0.3
2013（平成25）	8,321	4,004	4,317	2,898	2.87	32	0.4
2014（平成26）	8,346	4,010	4,336	2,946	2.83	25	0.3
2015（平成27）	8,333	4,015	4,318	3,001	2.78	-13	-0.2
2016（平成28）	8,460	4,070	4,390	3,114	2.72	127	1.5
2017（平成29）	8,622	4,149	4,473	3,220	2.68	162	1.9
2018（平成30）	8,821	4,216	4,605	3,387	2.60	199	2.3
2019（令和元）	8,963	4,267	4,696	3,507	2.56	142	1.6
2020（令和2）	9,065	4,324	4,741	3,595	2.52	102	1.1
2021（令和3）	9,210	4,386	4,824	3,699	2.49	145	1.6
2022（令和4）	9,244	4,426	4,818	3,656	2.53	34	0.4

[資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）]

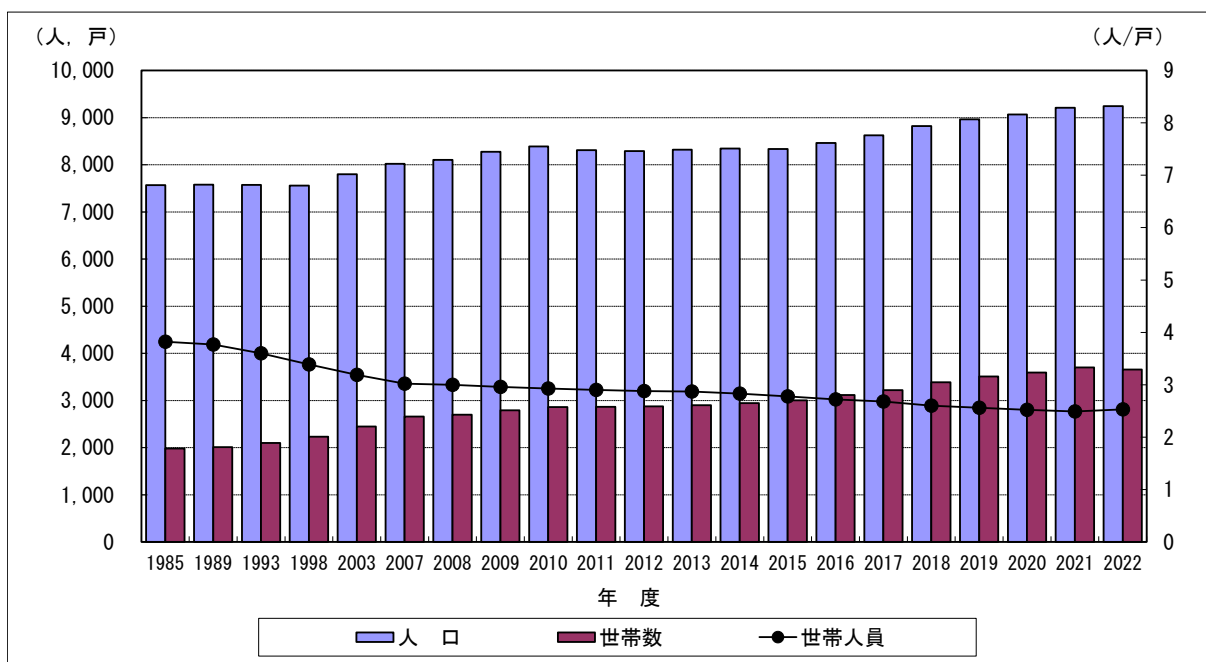


図 2.1.4 人口及び世帯数の推移（住民基本台帳：3 月末）

表 2.1.4 人口動態の状況

年度	自然動態（人）			社会動態（人）			増加数（人）
	出生	死亡	増加数	転入	転出	増加数	
2017（平成29）	69	93	-24	585	383	202	178
2018（平成30）	86	97	-11	610	377	233	222
2019（令和元）	67	96	-29	518	422	96	67
2020（令和2）	85	86	-1	457	332	125	124
2021（令和3）	74	104	-30	512	441	71	41

[資料：住民基本台帳]

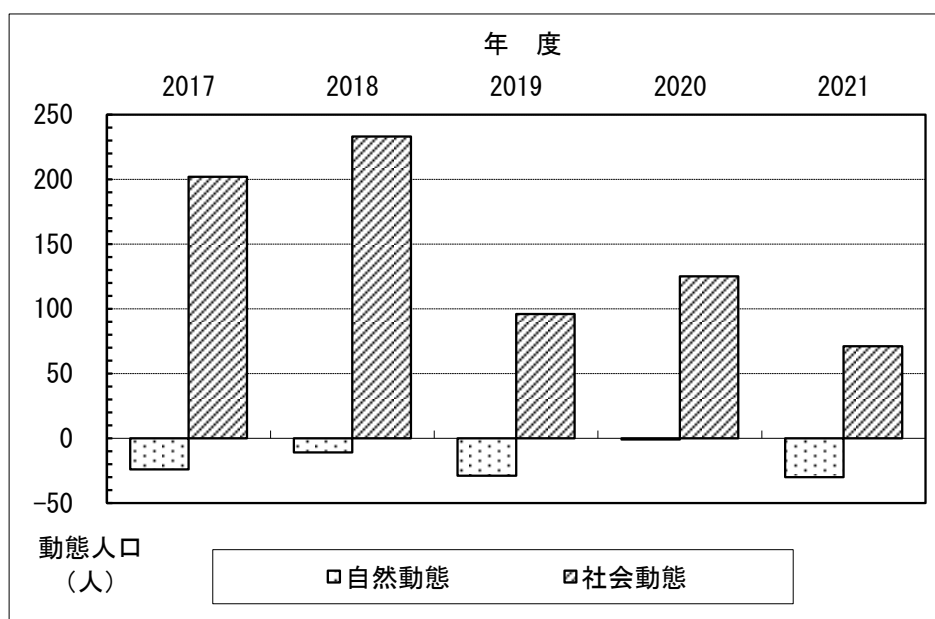


図 2.1.5 人口動態の状況

表 2.1.5 年齢別人口構成

[2022年(令和4年)3月31日現在、単位：人]

年 齢	人 口	男	女
0～4歳	491	244	247
5～9歳	583	293	290
10～14歳	530	283	247
15～19歳	465	236	229
20～24歳	409	162	247
25～29歳	333	150	183
30～34歳	453	226	227
35～39歳	638	324	314
40～44歳	697	343	354
45～49歳	748	388	360
50～54歳	539	295	244
55～59歳	407	198	209
60～64歳	455	224	231
65～69歳	532	248	284
70～74歳	687	315	372
75～79歳	462	199	263
80歳以上	815	298	517
総 数	9,244	4,426	4,818

[資料：住民基本台帳]

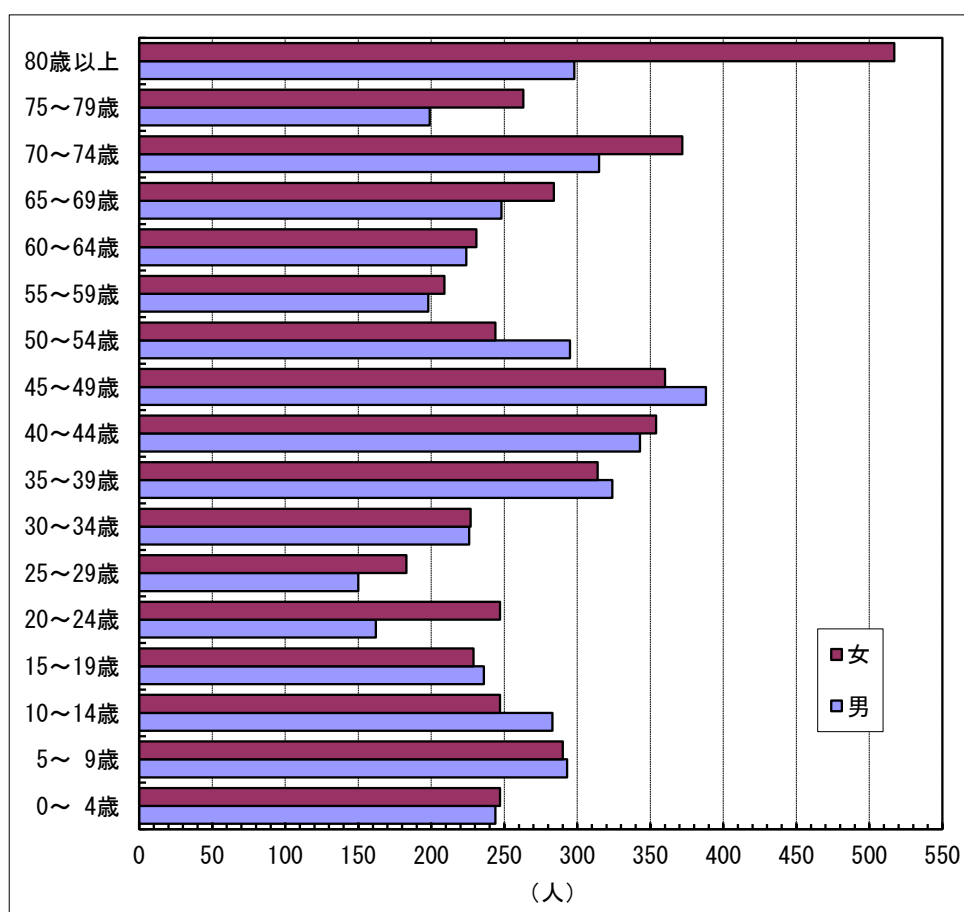


図 2.1.6 年齢別人口構成

2) 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本町の産業別就業人口の推移は、表 2.1.6 及び図 2.1.7 に示すとおりである。

本町の就業者数は、全体的には増加する傾向にあるが、第1次産業は減少傾向にある。2020年度（令和2年度）では、減少傾向であった第3次産業が増加している。

表 2.1.6 産業別就業人口

区分	2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)		2020年 (令和2年)		2020年(令和2年) (福岡県)	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
産業別								
総数	3,794	100.0	3,836	100.0	4,265	100.0	2,253,134	100.0
第1次産業	172	4.5	168	4.4	137	3.2	54,589	2.4
農業	158	4.2	162	4.2	129	3.0	50,444	2.2
林業	13	0.3	5	0.1	6	0.1	951	0.0
漁業	1	0.0	1	0.0	2	0.0	3,194	0.1
第2次産業	663	17.5	795	20.7	943	22.1	436,066	19.3
鉱業	0	0.0	—	—	—	—	551	0.0
建設業	338	8.9	349	9.1	403	9.4	178,605	7.9
製造業	325	8.6	446	11.6	540	12.7	256,910	11.4
第3次産業	2,802	73.8	2,708	70.6	2,922	68.5	1,608,634	71.5
電気・ガス・水道業	21	0.6	13	0.3	10	0.2	11,884	0.5
情報通信業	52	1.4	44	1.1	63	1.5	61,096	2.7
運輸・通信業	553	14.6	544	14.2	603	14.1	136,614	6.1
卸売・小売業・飲食店	960	25.3	827	21.6	876	20.5	503,964	22.4
金融・保険業	56	1.5	50	1.3	57	1.3	52,008	2.3
不動産業	68	1.8	63	1.6	70	1.6	52,401	2.3
サービス業	1,092	28.6	1,167	30.5	1,243	29.3	790,667	35.2
公務	139	3.7	137	3.6	140	3.3	79,364	3.5
分類不能の産業	18	0.5	28	0.7	123	2.9	74,481	3.3

[資料：国勢調査（各年10月1日現在）]

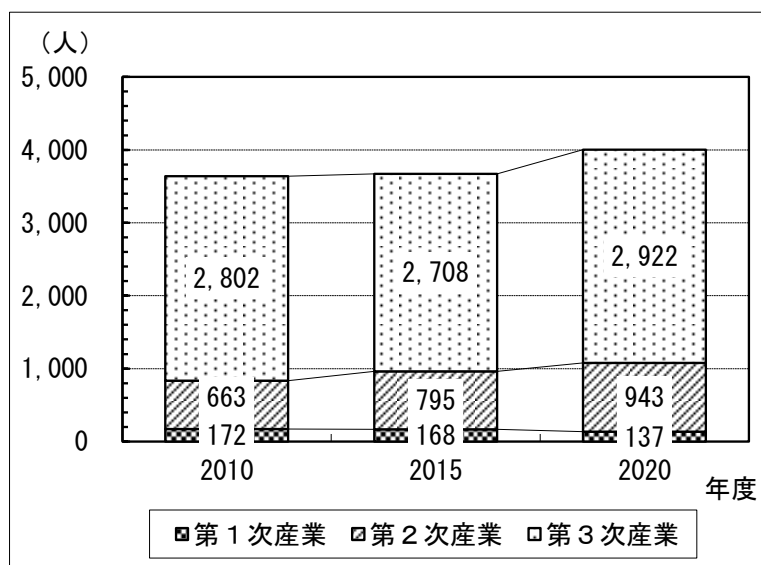


図 2.1.7 産業別就業人口の推移

(2) 農業

本町の農業の推移は、表 2.1.7 及び図 2.1.8 に示すとおりである。

本町の農業の推移は、経営体数及び経営耕地面積とも減少傾向にあり、2010年（平成22年）から2020年（令和2年）の10年間の間に、経営体数及び経営耕地面積とも15%程度減少している。

表 2.1.7 農業の推移

項目		年次	2010年	2015年	2020年
			(平成22年)	(平成27年)	(令和2年)
総数	経営体数 (戸)		139	140	121
	経営耕地面積 (ha)		122	120	106
田	経営体数 (戸)		139	138	115
	経営耕地面積 (ha)		113	111	97
畑	経営体数 (戸)		71	65	40
	経営耕地面積 (ha)		8	9	6
樹園地	経営体数 (戸)		9	1	9
	経営耕地面積 (ha)		1	0.1	3

[資料：農業センサス]

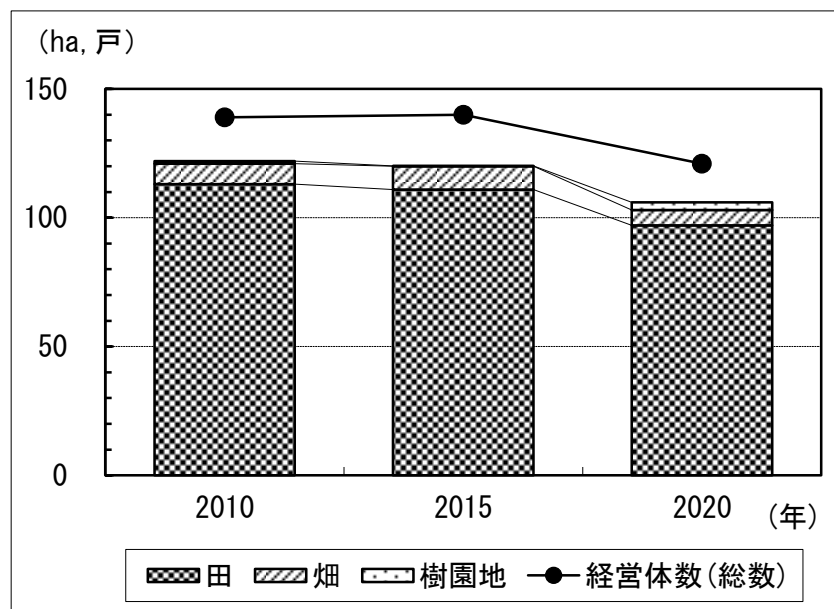


図 2.1.8 農業の推移

(3) 工業

本町の工業の推移は、表 2.1.8 及び図 2.1.9 に示すとおりである。

本町の工業の事業所数については、2015 年（平成 27 年）以降横這い傾向であるが、従業員数及び製造品出荷額については、2018 年（平成 30 年）以降増加傾向で推移している。

表 2.1.8 工業の推移

年次	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
	(事業所)	(人)	(百万円)
2011年(平成23年)	13	787	29,589
2012年(平成24年)	12	815	32,273
2013年(平成25年)	13	1,004	35,444
2014年(平成26年)	14	1,020	42,802
2015年(平成27年)	16	1,243	48,600
2016年(平成28年)	15	1,107	45,736
2017年(平成29年)	14	1,072	50,124
2018年(平成30年)	15	1,796	62,308
2019年(令和1年)	16	1,737	64,324
2020年(令和2年)	16	2,427	68,890

[資料：工業統計調査]

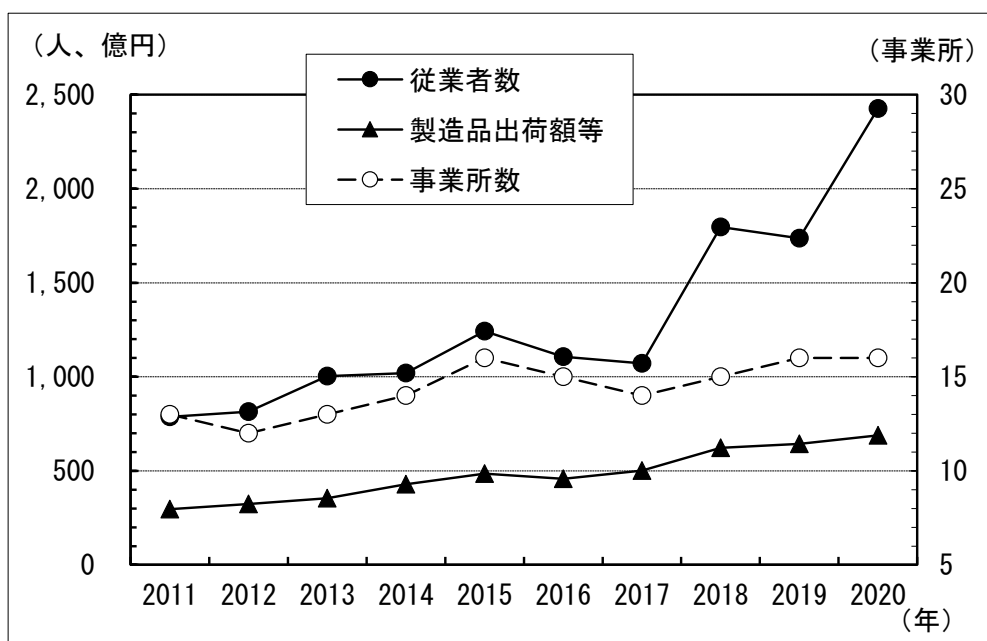


図 2.1.9 工業の推移

(4) 商業

本町の商業の推移は、表 2.1.9 及び図 2.1.10 に示すとおりである。

本町の商業の推移は、2012 年（平成 24 年）以降、商店数はやや増加しているが、従業員数及び商品販売額については、大きな変化にはなっていない。

表 2.1.9 商業の推移

（単位：人、百万円）

項目	2012年(平成24年)			2014年(平成26年)			2016年(平成28年)		
	商店数	従業員数	商品販売額	商店数	従業員数	商品販売額	商店数	従業員数	商品販売額
総数	117	965	63,344	122	1,285	72,434	128	1,075	62,569
卸売業	28	289	49,518	28	271	46,211	29	274	47,789
小売業	89	676	13,826	94	1,014	26,223	99	801	14,780
各種商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
織物衣服身回品	30	203	4,694	24	108	1,870	27	202	3,785
飲食料品	26	206	2,917	24	520	16,629	26	208	3,709
機械器具	10	42	732	11	35	538	13	98	1,841
その他小売業	23	225	5,483	33	329	X	31	282	X
無店舗小売業	-	-	-	2	22	X	2	11	X

[資料：商業統計調査]

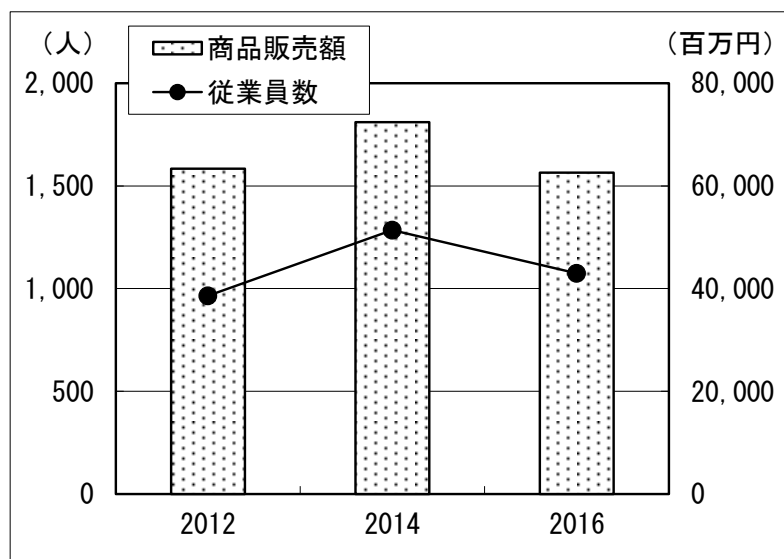


図 2.1.10 商業の推移

3) 土地利用

本町の土地利用状況は、都市計画基礎調査によると、表 2.1.10 及び図 2.1.11 に示すとおりである。

本町地目別面積の割合は、山林が 70.4%で最も多く、次いで宅地が 9.9%、原野が 5.0%、田が 4.4%となっている。

表 2.1.10 地目別面積の状況（2017 年度（平成 29 年度）：都市計画基礎調査）

区分	面積	割合
地目名	(ha)	(%)
総面積	3,743.0	100.0
田	166.0	4.4
畑	49.9	1.3
宅地	369.1	9.9
山林	2,635.7	70.4
原野	186.7	5.0
雑種地	59.1	1.6
道路	164.7	4.4
その他	111.8	3.0

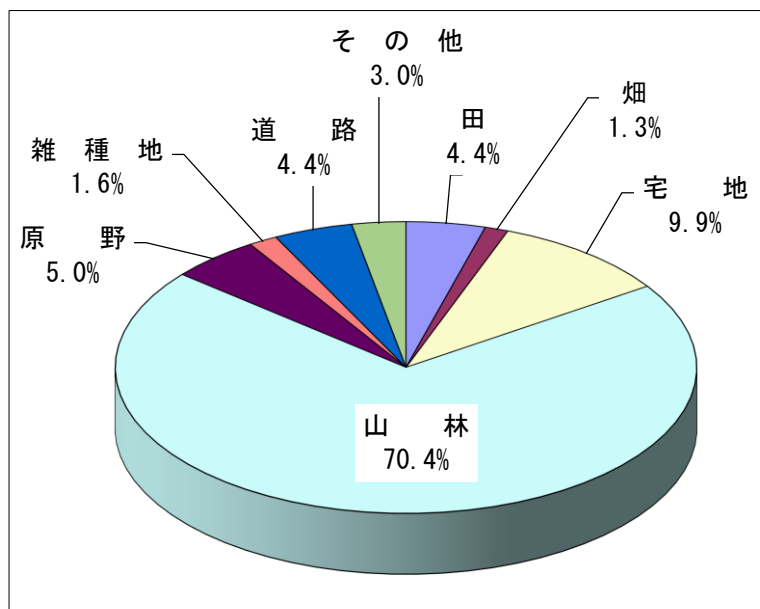


図 2.1.11 土地利用状況（2017 年度（平成 29 年度）：都市計画基礎調査）

第2節 将来構想

久山町第四次総合計画（2022年（令和4年）4月）では、『「国土・社会・人間」の3つの健康づくりによる「健康」を真に実感できるまちづくり』を本町の基本理念として継承するものとし、この基本理念をふまえ、将来像「だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現」を掲げて、その実現に取り組んでいくとしている。

本計画に関連する内容としては、基本政策「暮らし」のなかで「住み良い生活環境を未来につなぐ」をテーマとして、ごみ・し尿処理・環境衛生対策の充実、上下水道の整備に取り組んでいくこととしている。

●住み良い生活環境を未来につなぐ

脱炭素社会に向けた環境に配慮した循環型社会を目指し、町民と共に身近な生活から環境保全活動を進めるほか、上下水道の維持・整備を進めます。

これからのまちづくりに必要なこと

- 環境負荷の少ない循環型社会づくり
- ごみの減量化に向けた環境づくり
- 安定した上下水道環境の維持管理

主な取り組み（施策）

①環境に優しい暮らしの推進

- ・脱炭素社会の実現に向けて、循環型エネルギーの活用などに取り組めます。
- ・自然と暮らす豊かさを町民一人ひとりが実感することで、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境保全活動を促進します。

②ごみ処理の適正な処理と衛生管理

- ・広報などを通じたごみの正しい分別・収集や3R*活動・資源リサイクルに向けた啓発を行うとともに、活動団体の支援によるごみの減量化を進めます。
- ・県、警察と連携した啓発やパトロールなどにより不法投棄の防止を図ります。
- ・広報、ホームページなどを通じたペットの適正な飼育や野焼き防止などに対する啓発を行います。

③上水道の安定供給

- ・上水道を安定して供給できるよう、配水管や水道施設の維持管理を行うとともに、浄水場の拡張などの施設整備を進めます。

④下水道施設の整備と維持

- ・公共下水道の計画的な整備を進めるとともに下水道管やマンホールなどの点検と適切な更新を進めます。

まちづくりの基本理念

「国土・社会・人間」の3つの健康づくりによる 「健康」を真に実感できるまちづくり

将来像

だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現

国土の健康—自然の生命が息づく町
 国土は、健康社会の土台であり、人間と社会を育む生命の源泉である。

社会の健康—ふれあいと活力のコミュニティ
 地域社会（コミュニティ）は、町民の生活の母体であり、働き、学び、自分を磨き、生きがいを見出す活動の基礎的な単位である。

人間の健康—セルフ・ヘルプの健康づくり
 心身の健康は、幸福の核となるものであり、健康田園都市の究極の目標である。

基本政策

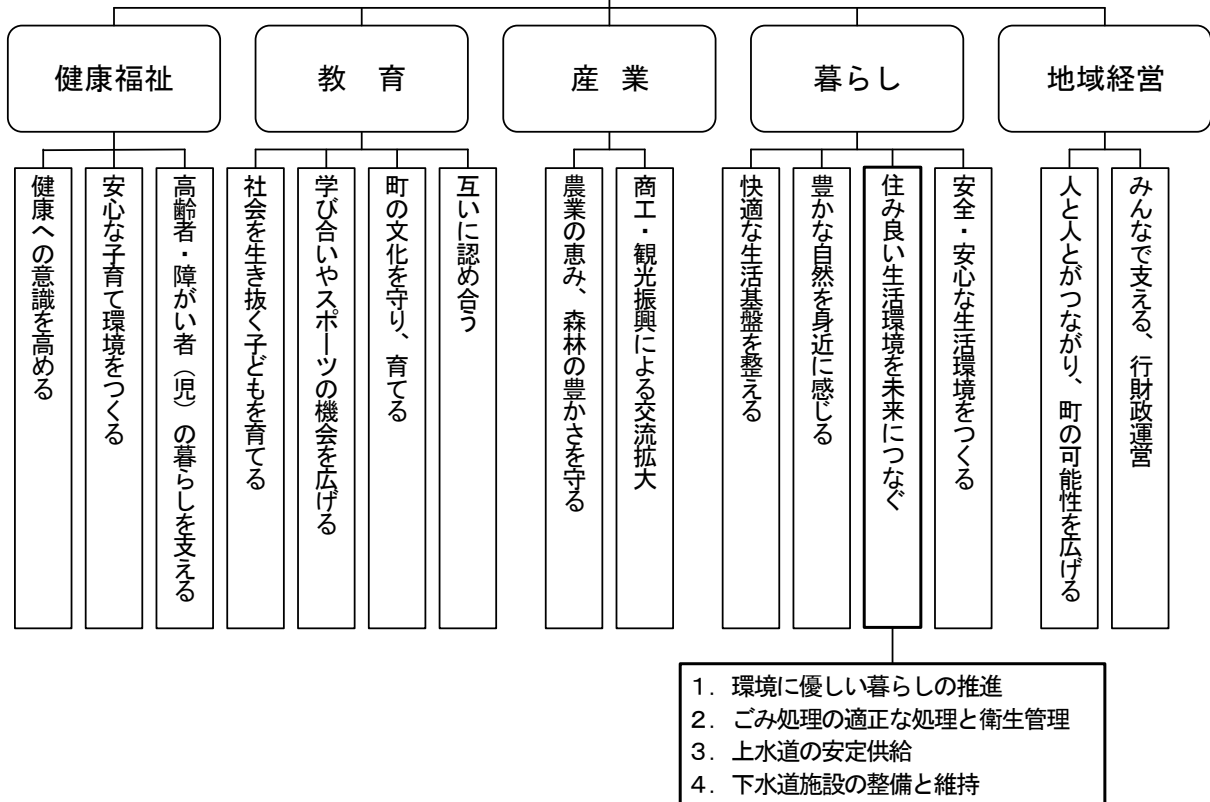


図 2.2.1 久山町総合計画の体系図

第3章 ごみ処理・処分等の現状と課題

第1節 ごみ処理の経緯

本町におけるごみ処理に係る施設整備等の状況等は、以下に示すとおりである。

表 3.1.1 ごみ処理の経緯

年 月	事 業 内 容
1965年(昭和40年)11月	「久山町汚物処理規制」施行
1965年(昭和40年)12月	福岡市と久山町可燃物塵芥焼却事務の委託に関する規約の締結
1966年(昭和41年)4月	許可清掃業者による可燃物定期収集の開始(一時的試行) 塵芥処分は、福岡市東部塵芥処理場に搬入・焼却
1972年(昭和47年)4月	可燃物及び不燃物の収集業務を町の直営で開始
1976年(昭和51年)10月	可燃物の処分は、福岡市東部塵芥処理場で焼却処分 不燃物は、久原証拠地区の町埋立場で埋立処分
1978年(昭和53年)7月	「久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
1981年(昭和56年)4月	可燃物の焼却処分を福岡市東部塵芥処理場から福岡市東部清掃工場に変更(清掃工場の完成)
1981年(昭和56年)4月	可燃物収集業務を町の直営事業から事業委託に変更
1988年(昭和63年)3月	可燃物ポリ容器収集からビニール袋収集に変更
1988年(昭和63年)4月	不燃物の分別収集を開始
1988年(昭和63年)4月	福岡市の埋立処分施設「福岡市東部(伏谷)処分場」の完成
1993年(平成5年)3月	福岡市と久山町との間に「不燃物ごみ処理委託の規約」の締結
1994年(平成6年)4月	不燃性ごみ(一般不燃物・粗大ごみ・資源ごみ)は、福岡市東部破碎処理センターに搬入し、破碎による処分を開始
2000年(平成12年)4月	「空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」施行
2001年(平成13年)4月	「久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全面改正及び施行
2005年(平成17年)4月	資源物・古紙集団回収奨励金交付要綱を開始(30,000円/団体) 家庭用コンポスト容器購入助成金交付要綱を開始(3,000円/基)
2006年(平成18年)4月	ペットボトル、空き缶、空きビンを資源ごみとして分別収集開始
2014年(平成26年)4月	粗大ごみの収集を完全予約制(有料)に変更
2017年(平成29年)9月	一般不燃ごみを専用袋、完全予約制での戸別収集に変更
2019年(平成31年)4月	定額制ごみ収集手数料(1,110円/月)を3月31日で廃止し、4月1日から町指定ごみ袋店頭販売制へ変更
2021年(令和3年)10月	陶器(花瓶、はち、皿等)を資源ごみとして、コンテナ方式で分別収集開始
	家庭用コンポスト容器購入助成金交付要綱を廃止
	ダンボール回収開始
	小型家電(携帯電話)回収開始
	ごみの出し方変更(陶器の分別収集廃止、家庭ごみルールブックを各世帯に配布)
	中山リサイクル産業(株)へ木くず等の個別搬入開始
	事業系紙ごみの福岡市東部清掃工場への搬入禁止、リサイクル処分へ

第2節 分別区分と処理フロー

1. 分別区分

本町におけるごみの分別区分は、表 3.2.1 に示すとおりである。

表 3.2.1 ごみの分別区分（家庭ごみ）

区 分		主なごみの種類	注 意 事 項	
可燃ごみ（燃えるごみ）		生ごみ、紙くず、プラスチック類、ゴム類、ビニール類、布類、布団・毛布、皮革類（靴、ハンドバック、ベルト、カバン、財布など）、木くず・落ち葉、せん定枝、紙おむつ、竹・木製ほうきなど、使い捨てライター、灯油用ポリタンク、ペットのふん、ハンガー、アルミ箔、CD・DVD・ビデオテープ、乾燥剤、保冷剤 等	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水気をきってください。 ・紙おむつの汚物は取り除いてください。 ・食用油は紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めてから出してください。 ・回収時の危険防止のため、袋上部取手部分にテープをはらないでください。 ・火薬・薬品等の危険物は出せません。 ・ペットボトルはキャップとラベルをとり、洗って資源ごみに出しましょう。 ・袋に入らないもの、重たくて袋が破れるものは粗大ごみで出してください。 	
不燃ごみ（燃えないごみ）		無色・茶色以外のびん、ガラス類、缶、スプレー缶、金属類（鍋、やかん、フライパン、針金製ハンガー、スプーン、フォーク等）、包丁、小型家電（掃除機、アイロン、電気ポット、オーブントースター、炊飯器、電子レンジ、プリンター、ワープロなど）、電球・蛍光灯、乾電池、陶磁器、かさ・ゴルフクラブ、使い捨てカイロ（使用済）、電子体温計 等	<ul style="list-style-type: none"> ・コード類は除去し、2m以下に切断してください。 ・割れたガラス・陶磁器・包丁は厚紙等に包み、内容物と「危険」の表示をしてください。 ・容器類の内容物は必ず出して、中は洗浄してください。 ・容器類は必ずふたを取ってください。 ・袋に必ず世帯主氏名を記入してください。 ・バッテリー、消火器、中身が入った塗料缶などは収集できません。 	
粗大ごみ		たんす、机、食器棚、いす、ソファ、ベッド、自転車、ストーブ、電子レンジ、ふとん、カーペット、畳 等	<ul style="list-style-type: none"> ・コード類は除去し、2メートル以下に切断してください。 ・ストーブ等は灯油を空にしてください。 ・2mを超える物は受け入れることができませんのでご注意ください。 	
資源ごみ（分別収集）	ペットボトル	ペットボトル容器	<ul style="list-style-type: none"> ・PET マークのついていないものや色付きのペットボトルは「燃えるごみ袋」で出してください。 ・キャップ、ラベルは取ってください。 ・リングははずさなくても大丈夫です。 ・容器の中は洗浄してください。 ・容器はつぶしてもかまいません。 	
	無色のびん 茶色のびん	びん(無色)	調味料・酒・ジュース等の無色透明のびん	<ul style="list-style-type: none"> ・容器の中は洗浄してください。 ・必ずふたは取ってください。 ・ラベルは取らなくてもかまいません。 ・びんに直接印刷されたものも、びんが透明ならば出しても構いません。 ・焼酎の白いびんは無色びんで出してください。 ・少しでもブルーがかったら「燃えないごみ袋」で出してください。 ・無色でもびん以外のガラス製品、耐熱ガラス製品は「燃えないごみ袋」で出してください。 ・梅酒を漬けるびん、ガラス製ふた付き容器は「燃えないごみ袋」で出してください。 ・農薬、化学薬品など人体に危険な内容物が入っていた薬びん、割れたびんは「燃えないごみ袋」で出してください。
		びん(茶色)	酒・栄養ドリンク等の茶色のびん	
	ダンボール	ダンボール類	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボールのみ回収。新聞紙、雑誌は回収しません。 ・ビニール等でコーティングしている物は「燃えるごみ袋」で出してください。 ・テープ、発泡スチロール等が貼ってある場合は取り除いてください。 ・ひもで十字にしばって出してください。 ・再資源化を目的としているため、汚れがひどいものは回収できません。 	

2. 処理フロー

2021年度（令和3年度）における、ごみの排出から処理・処分までのフローをまとめると、図3.2.1に示すとおりである。

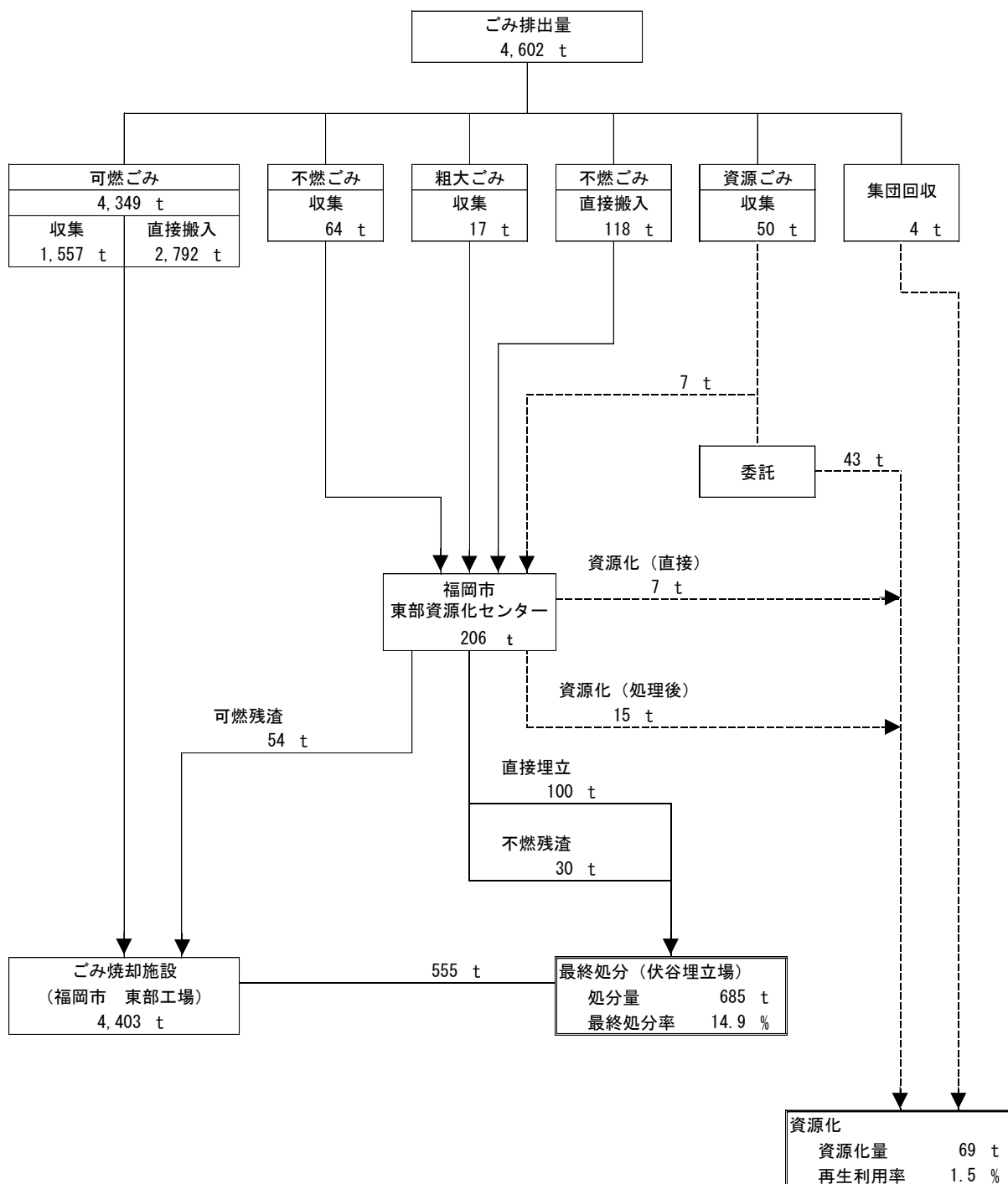


図3.2.1 ごみ処理・処分フロー（2021年度（令和3年度））

第3節 ごみ発生量の実績及びその性状

1. 種類別発生量

本町におけるごみ発生量は、表 3.3.1、表 3.3.2 及び図 3.3.1 に示すとおりである。

ごみ発生量は、2019 年度（令和元年度）までは増加傾向にあり、2020 年度（令和 2 年度）に減少、2021 年度（令和 3 年度）もほぼ同程度となっているが、全体的には横這い傾向となっている。

1 人 1 日当たり排出量についても、ごみ発生量と同じような傾向となっている。

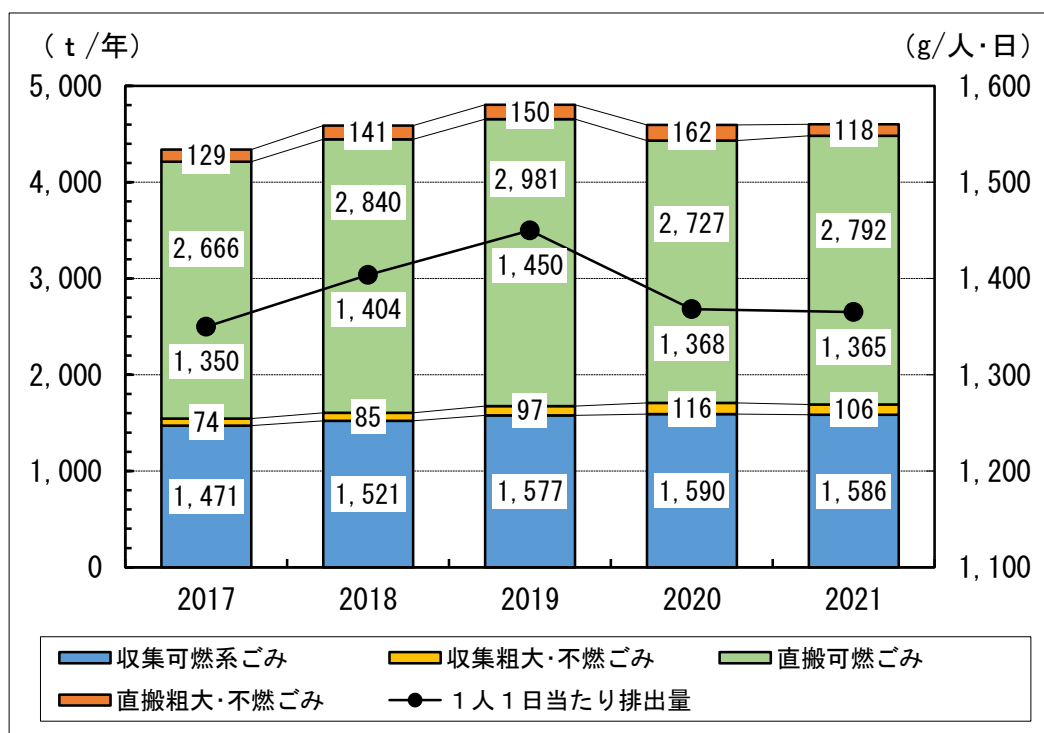


図 3.3.1 ごみ発生量及び原単位の推移

表 3.3.1 ごみの種類別発生量の推移

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	
人 口	行政区域内人口	人	8,821	8,963	9,065	9,210	9,244	
	計画収集人口	人	8,809	8,952	9,055	9,201	9,236	
	自家処理人口	人	12	11	10	9	8	
排 出 量	収 集	可燃ごみ	t/年	1,408	1,456	1,518	1,544	1,557
		不燃ごみ	t/年	31	35	56	69	64
		資源ごみ	t/年	49	52	44	52	50
		空き缶類	t/年	3	3	6	8	7
		空きびん類	t/年	21	18	18	19	18
		ペットボトル	t/年	5	5	5	6	6
		陶器類	t/年	8	13	0	0	0
		ダンボール	t/年	12	13	15	19	19
		粗大ごみ	t/年	8	13	14	18	17
	計	t/年	1,496	1,556	1,632	1,683	1,688	
	直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	2,666	2,840	2,981	2,727	2,792
		不燃ごみ	t/年	129	141	150	162	118
		計	t/年	2,795	2,981	3,131	2,889	2,910
	ごみ排出量 合計 (集団回収を除く)		t/年	4,291	4,537	4,763	4,572	4,598
			g/人・日	1,334.6	1,388.5	1,437.2	1,361.4	1,363.9
集団回収		t/年	50	50	42	23	4	
ごみ排出量 合計 (集団回収を含む)		t/年	4,341	4,587	4,805	4,595	4,602	
		g/人・日	1,350.0	1,403.8	1,450.0	1,368.2	1,365.1	

表 3.3.2 ごみ排出原単位の推移

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)		
人 口	行政区域内人口		人	8,821	8,963	9,065	9,210	9,244	
	計画収集人口		人	8,809	8,952	9,055	9,201	9,236	
	自家処理人口		人	12	11	10	9	8	
排 出 量	収 集 + 集 団 回 収	可燃系 ご み	可燃ごみ	t/年	1,408	1,456	1,518	1,544	1,557
				g/人・日	437.9	445.6	458.0	459.7	461.9
		資源ごみ(可燃性)	t/年	63	65	59	46	29	
			g/人・日	19.7	19.8	17.9	13.8	8.5	
		可燃系ごみ 合計	t/年	1,471	1,521	1,577	1,590	1,586	
			g/人・日	457.6	465.4	475.9	473.5	470.4	
		粗大 ・ 不 燃 ご み	不燃ごみ	t/年	31	35	56	69	64
				g/人・日	9.6	10.7	16.9	20.5	19.0
			資源ごみ(不燃性)	t/年	35	37	27	29	25
				g/人・日	11.0	11.4	8.2	8.5	7.5
	粗大ごみ	t/年	8	13	14	18	17		
		g/人・日	2.5	4.0	4.2	5.4	5.0		
	粗大・不燃ごみ 合計	t/年	74	85	97	116	106		
		g/人・日	23.1	26.1	29.3	34.4	31.5		
	収集量 合計		t/年	1,546	1,606	1,674	1,706	1,692	
			g/人・日	480.7	491.5	505.2	507.9	501.9	
	直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	2,666	2,840	2,981	2,727	2,792	
			t/日	7.30	7.78	8.14	7.47	7.65	
		不燃ごみ	t/年	129	141	150	162	118	
			t/日	0.35	0.39	0.41	0.44	0.32	
直接搬入量 合計		t/年	2,795	2,981	3,131	2,889	2,910		
		t/日	7.65	8.17	8.55	7.91	7.97		
ごみ排出量 合計 (集団回収を含む)		t/年	4,341	4,587	4,805	4,595	4,602		
		g/人・日	1,350.0	1,403.8	1,450.0	1,368.2	1,365.1		
集団回収量		t/年	50	50	42	23	4		
		g/人・日	15.4	15.3	12.8	6.9	1.1		
ごみ排出量 合計 (集団回収を除く)		t/年	4,291	4,537	4,763	4,572	4,598		
		g/人・日	1,334.6	1,388.5	1,437.2	1,361.4	1,363.9		

第4節 減量化・リサイクルへの取り組み状況

1. 資源となるごみの分別収集等

本町の資源ごみのリサイクルは、①資源ごみの分別収集、②不燃ごみからの資源回収、③集団回収により、実施している。なお、陶磁器については、2019 年度（令和元年度）から資源ごみとしての回収を廃止し、不燃ごみとしての収集を実施している。

現時点における資源回収の内容及びその量は、表 3.4.1、図 3.4.1 及び表 3.4.2 に示すとおりである。

表 3.4.1 資源ごみリサイクルの概要

回収の種類	資源物の種類	備 考
資源ごみの分別収集	ペットボトル	直接資源化
	空き缶類	
	空きびん類	
	ダンボール	
不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃物	福岡市施設にて分別処理
集団回収	新 聞	直接資源化
	雑 誌	
	古 布	
	ダンボール	
	アルミ缶	
	一升びん	
	ビールびん	
	その他びん	

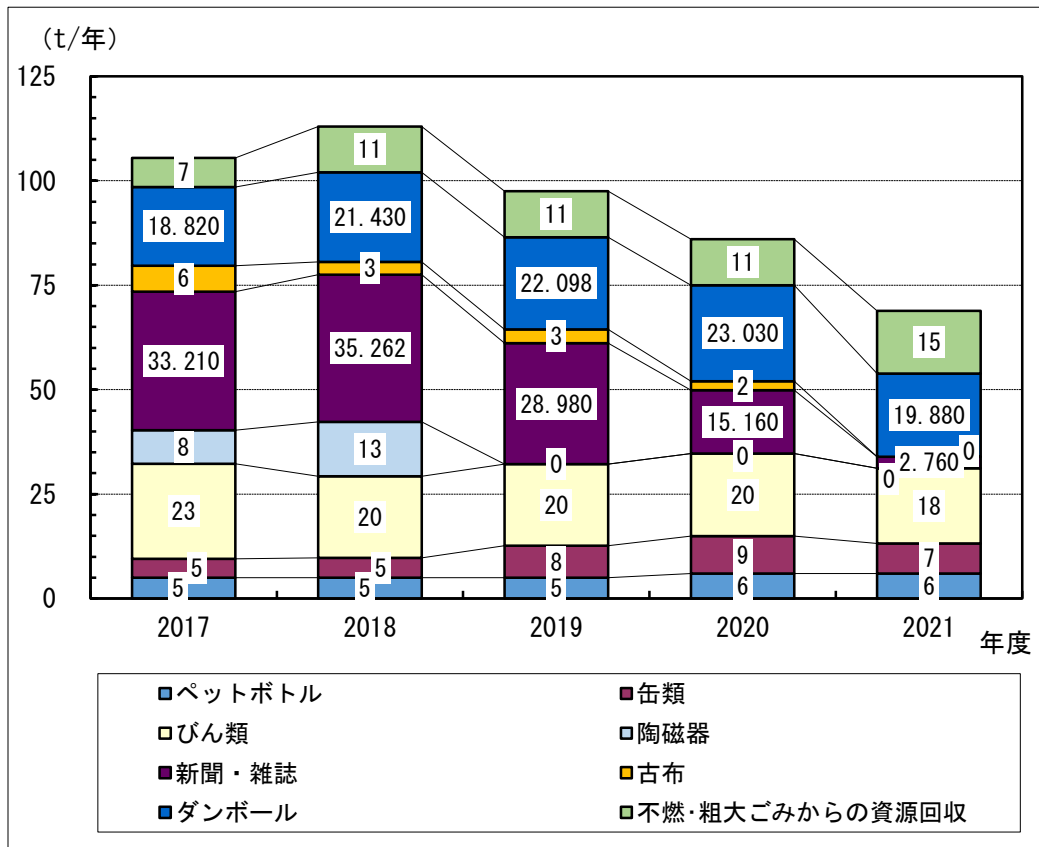


図 3.4.1 資源ごみのリサイクル量

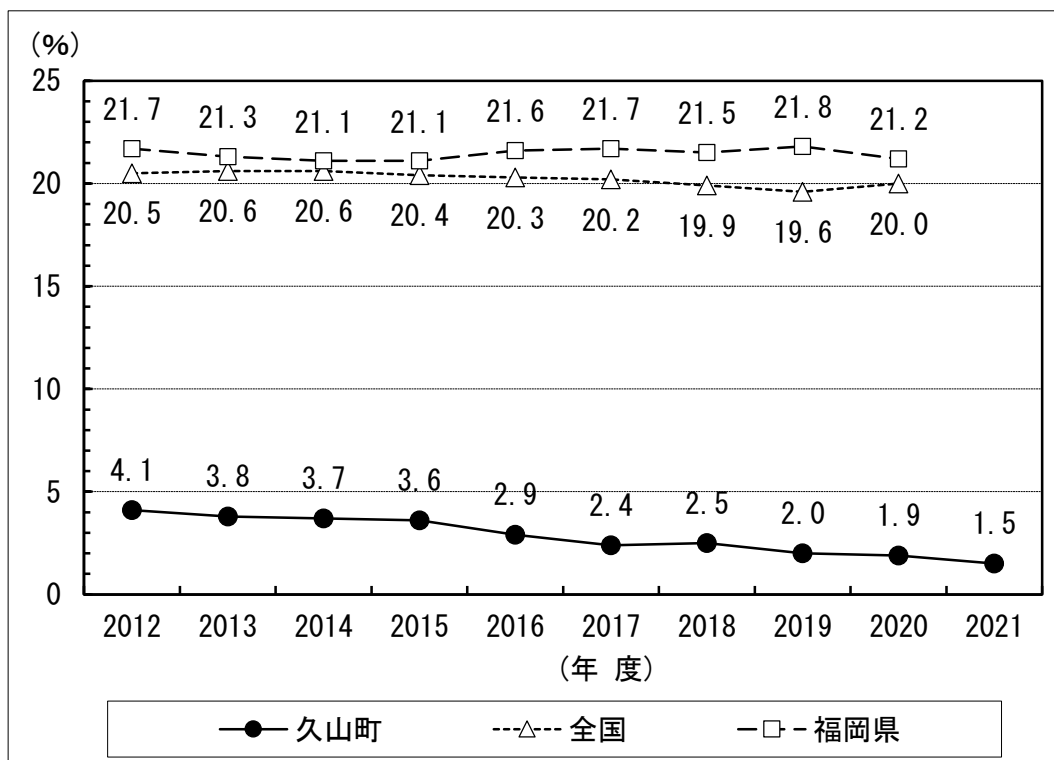
表3.4.2 資源ごみのリサイクル量

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
計画収集人口			8,809	8,952	9,055	9,201	9,236
資源ごみの 分別収集	資源ごみ（可燃性）	t/年	17	18	20	25	25
		g/人・日	5.3	5.5	6.0	7.4	7.4
	ペットボトル	t/年	5	5	5	6	6
	ダンボール	t/年	12	13	15	19	19
	資源ごみ（不燃性）	t/年	32	34	24	27	25
		g/人・日	10.0	10.4	7.2	8.0	7.4
	空き缶類	t/年	3	3	6	8	7
	空きびん類	t/年	21	18	18	19	18
	陶磁器	t/年	8	13	0	0	0
	合 計	t/年	49	52	44	52	50
	g/人・日	15.2	15.9	13.3	15.5	14.8	
不燃・粗大ごみからの資源回収 (不燃性)		t/年	7	11	11	11	15
	g/人・日	2.2	3.4	3.3	3.3	4.4	
集団回収	可燃性	t/年	46.220	46.752	39.326	21.330	3.640
		g/人・日	14.4	14.3	11.9	6.4	1.1
	新聞	t/年	20.100	18.924	14.790	6.400	1.280
	雑誌	t/年	13.110	16.338	14.190	8.760	1.480
	古布	t/年	6.190	3.060	3.248	2.140	0.000
	ダンボール	t/年	6.820	8.430	7.098	4.030	0.880
	不燃性	t/年	3.280	3.265	3.163	1.683	0.210
		g/人・日	1.0	1.0	1.0	0.5	0.1
	アルミ缶	t/年	1.530	1.735	1.659	0.970	0.210
	一升びん	t/年	1.620	1.372	1.378	0.690	0.000
	ビールびん	t/年	0.110	0.158	0.126	0.023	0.000
	その他びん	t/年	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000
合 計	t/年	49.500	50.017	42.489	23.013	3.850	
	g/人・日	15.4	15.3	12.8	6.9	1.1	
合 計 (集団回収を除く)		t/年	56	63	55	63	65
	g/人・日	17.4	19.3	16.6	18.8	19.3	
合 計 (集団回収を含む)		t/年	105.500	113.017	97.489	86.013	68.850
	g/人・日	32.8	34.6	29.4	25.6	20.4	
ごみ排出量	集団回収を除く	t/年	4,291	4,537	4,763	4,572	4,598
	集団回収を含む	t/年	4,341	4,587	4,805	4,595	4,602
資源化率	集団回収を除く	%	1.3	1.4	1.2	1.4	1.4
	集団回収を含む	%	2.4	2.5	2.0	1.9	1.5

2. 再生利用率

ごみ排出量に対する資源ごみリサイクル量の割合（再生利用率）は、2012年度（平成24年度）以降減少傾向にあり、全国平均及び福岡県の平均と比較して低くなっている。

特に、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルスの影響により、集団回収がほとんど実施できていないことと、新聞社がチラシを新聞に挟み込むなどし、自主回収を行っているため、2019年度（令和元年度）以降は大きく減少している。



・再生利用率＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)／(ごみ排出量＋集団回収量)×100

図 3.4.2 再生利用率の推移

第5節 ごみ処理の実績

1. 収集・運搬

1) 収集・運搬体制

家庭ごみの分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の4種類で、各分別区分ごとの収集・運搬体制は、以下のとおりである。

なお、事業系一般廃棄物については、自己搬入もしくは許可業者による収集・運搬となっている。

表3.5.1 収集・運搬体制（家庭ごみ）

区分 項目	可燃ごみ (燃えるごみ)	不燃ごみ (燃えないごみ)	粗大ごみ	資源ごみ
収集区域	町内全域			
収集率	100%			
収集形態	委託			
収集回数	2回/週	1回/月	電話予約	
収集方式	ステーション 方式	ステーション 方式 ・山田校区 ・久原地区	戸別方式	戸別方式
収集料金	指定ごみ袋 大：105円/袋 小：70円/袋	105円/袋	300円/袋	粗大ごみシール券 500円/枚 (大型の物は2枚 以上必要)
				専用コンテナ 専用回収ネット

2) 収集量、直接搬入量の実績

ごみの各分別区分ごとの収集量、直接搬入量等の実績は、以下のとおりである。

(1) 収集可燃ごみ・収集不燃ごみ・収集粗大ごみ

収集可燃ごみ量は、2017年度（平成29年度）以降は、やや増加傾向となっている。

収集不燃ごみ量は、2017年度（平成29年度）以降は、増加傾向となっている。

また、収集粗大ごみ量は、2017年度（平成29年度）以降は、増加傾向となっている。

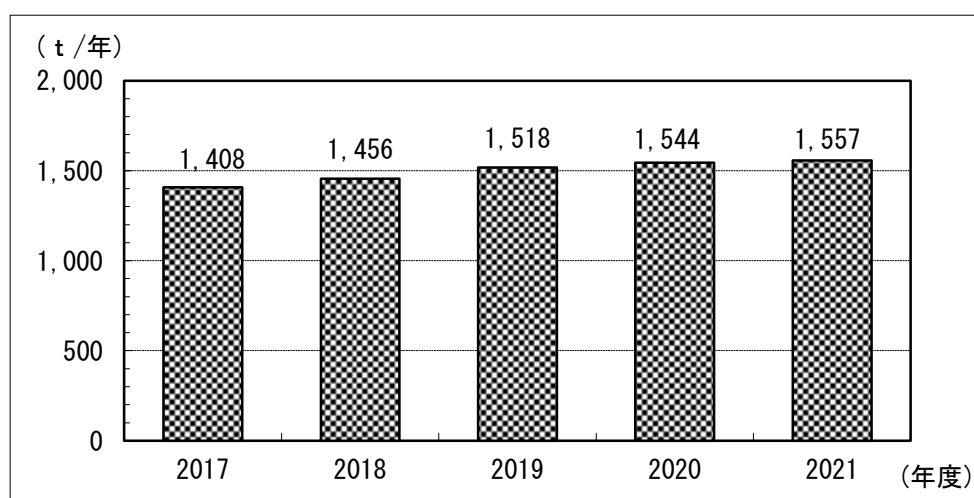


図 3.5.1 収集可燃ごみ量の実績

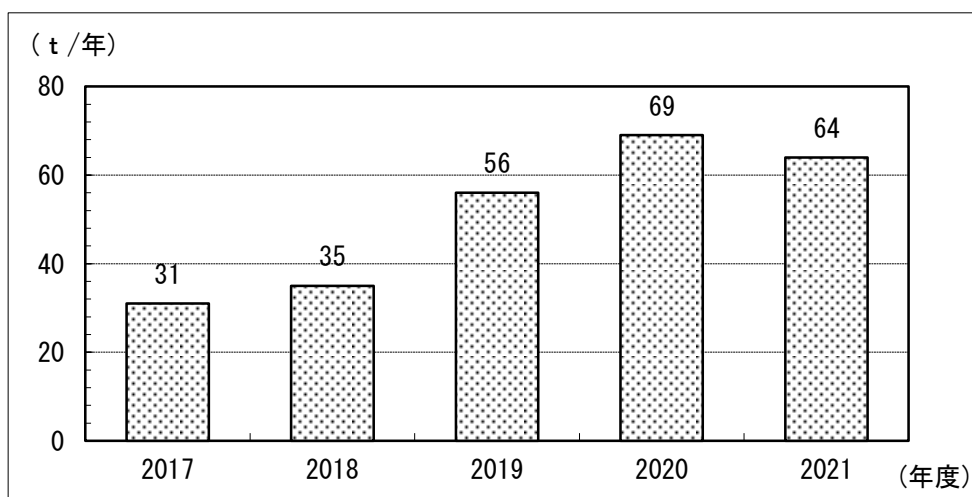


図 3.5.2 収集不燃ごみ量の実績

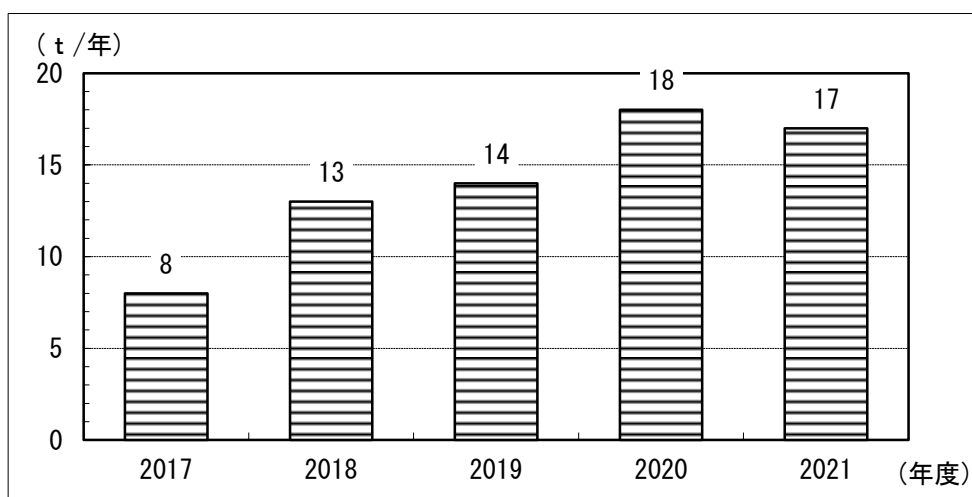


図 3.5.3 収集粗大ごみ量の実績

(2) 直接搬入可燃ごみ・直接搬入不燃ごみ

直接搬入可燃ごみ量は、2017年度（平成29年度）以降は、ほぼ横這い傾向となっている。

また、直接搬入不燃ごみ量は、2020年度（令和2年度）までは増加傾向であったが、2021年度（令和3年度）に減少している。

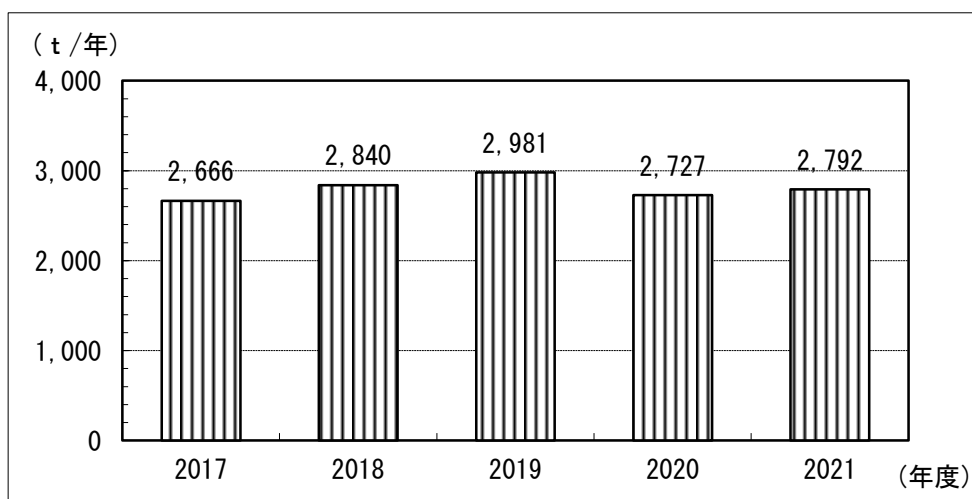


図 3.5.4 直接搬入可燃ごみ量の実績

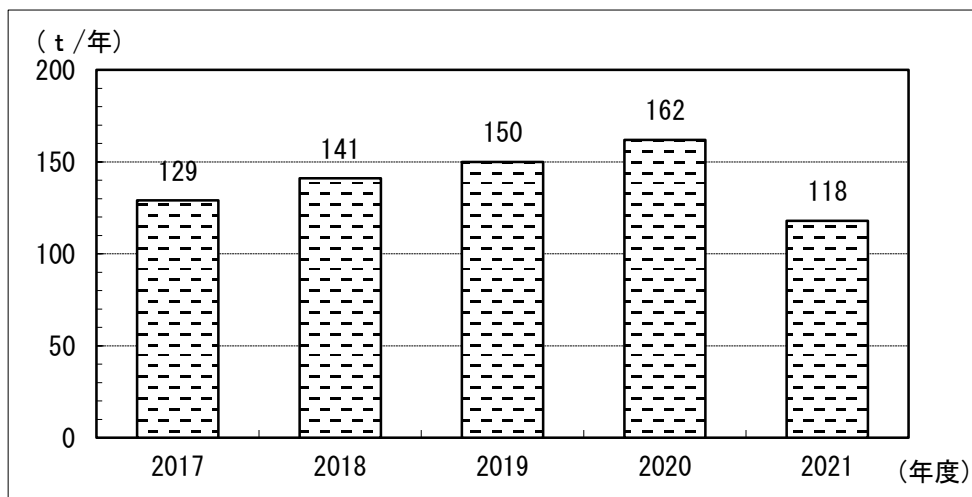


図 3.5.5 直接搬入不燃ごみ量の実績

(3) 資源ごみ

可燃性の資源ごみは、2017年度（平成29年度）以降は、増加傾向となっている。

また、不燃性の資源ごみ量は、2019年度（令和元年度）から陶磁器の資源回収を廃止したため、2019年度（令和元年度）に減少し、その後は、ほぼ横這い傾向となっている。

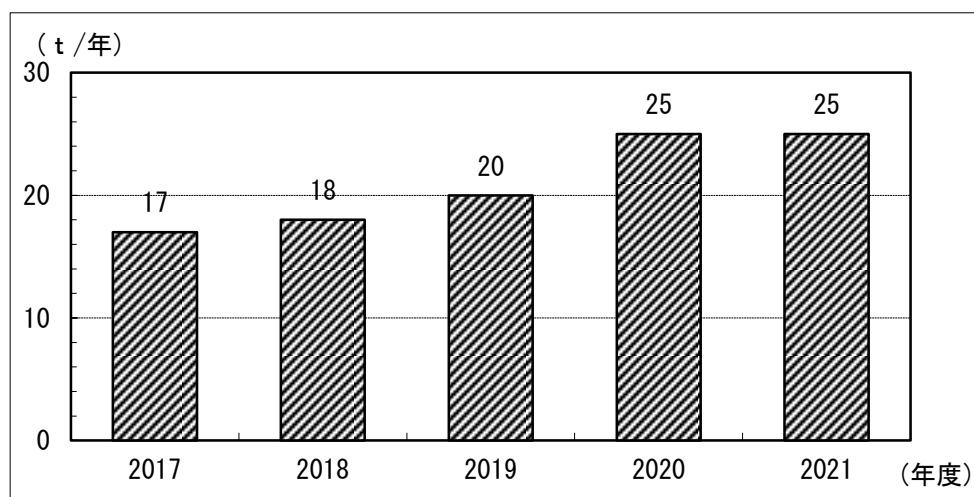


図 3.5.6 可燃性資源ごみ量の実績

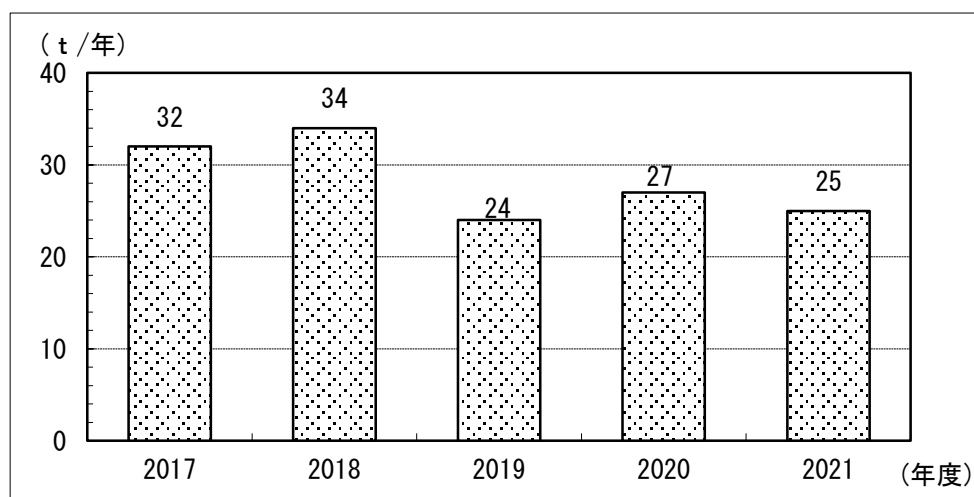


図 3.5.7 不燃性資源ごみ量の実績

(4) ごみ排出量

ごみの排出量は、ほぼ横這い傾向で推移しており、2021年度（令和3年度）には4,598t/年となっている。

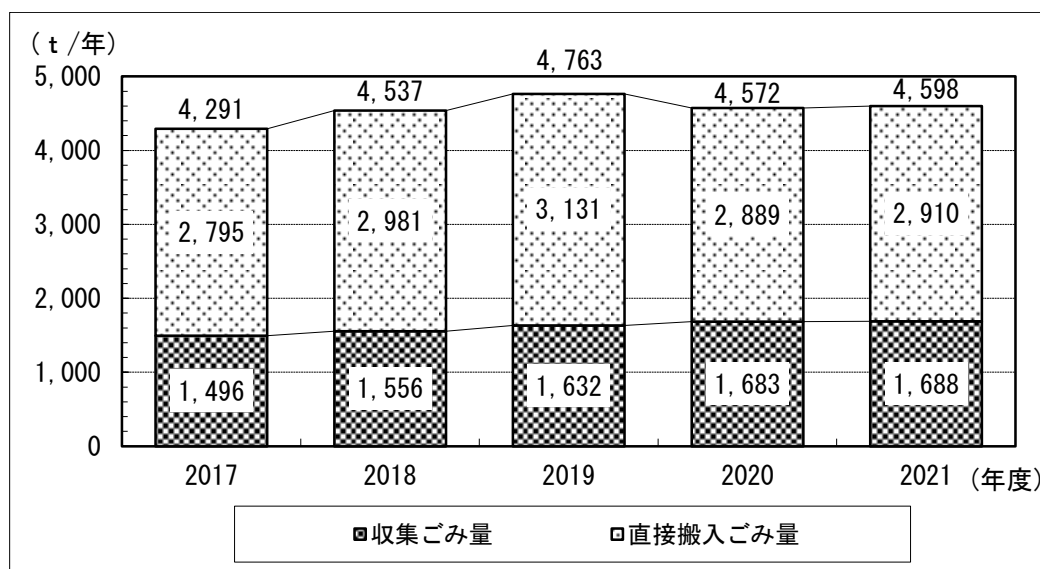


図 3.5.8 ごみ排出量の実績

また、本町の1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）は、全体では、全国平均及び福岡県平均と比べると多くなっており、2012年度（平成24年度）以降は、ほぼ横ばい傾向を示している。

一方、生活系ごみにおける1人1日当たりのごみ排出量については、全国平均及び福岡県平均と比べると少なくなっている。2016年度（平成28年度）以降は、ほぼ横ばい傾向を示しており、2021年度（令和3年度）で502g/人・日となっている。

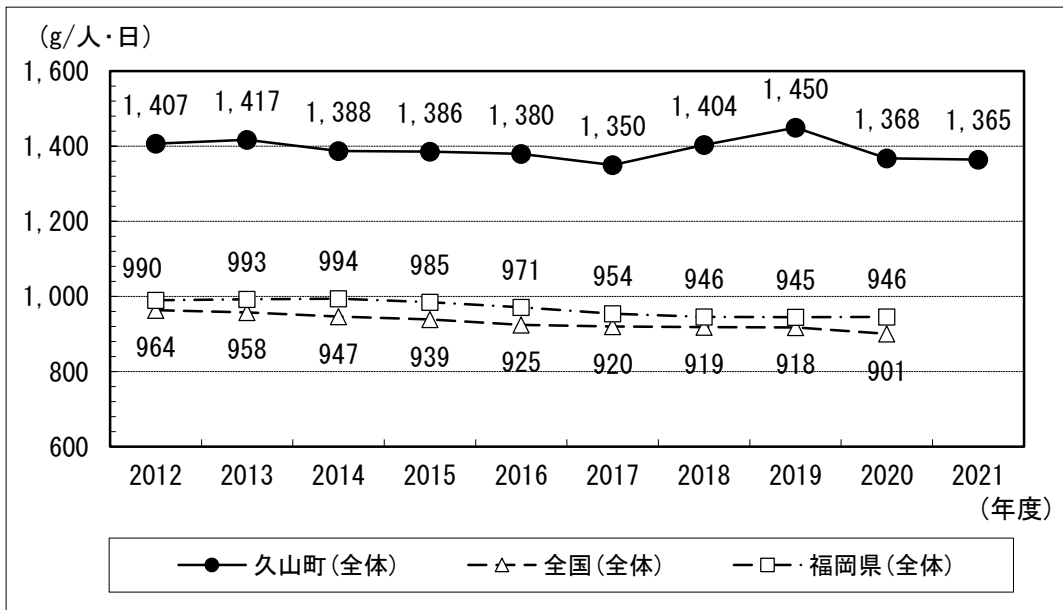


図 3.5.9 1人1日当たりごみ排出量（全排出量）

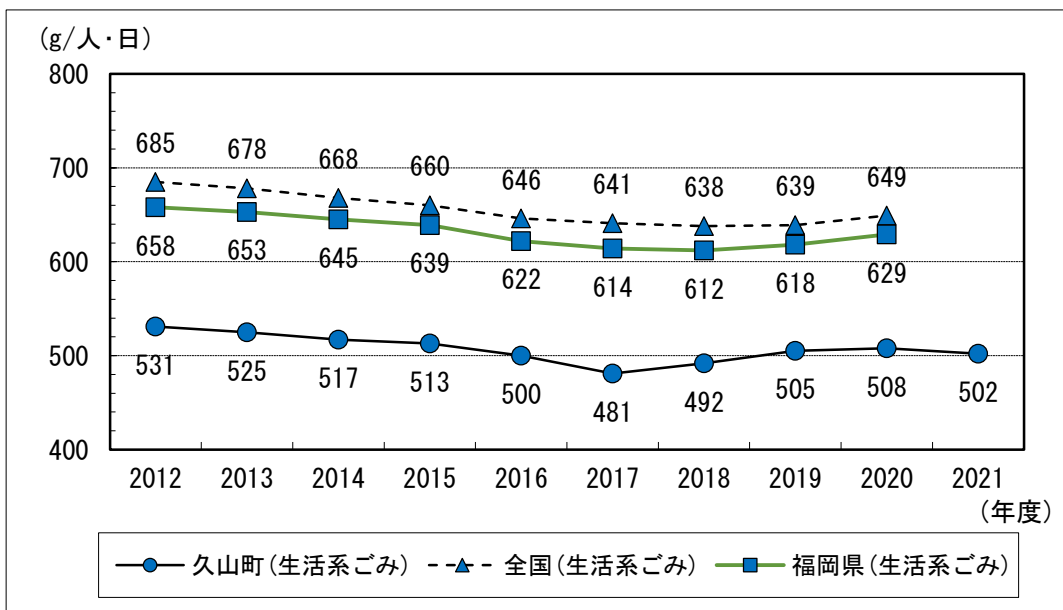


図 3.5.10 1人1日当たりごみ排出量（生活系ごみ排出量）

2. 中間処理

1) 中間処理の状況

本町の中間処理は、福岡市に委託しており、クリーンパーク・東部にて処理されている。

可燃ごみは、東部工場（福岡市）にて焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみは、東部資源化センター（福岡市）にて破碎・選別処理がなされている。

東部工場は、2005年（平成17年）8月に新規竣工しており、300t/24h×2炉の施設であったものが、現在は300t/24h×3炉の施設として稼働、東部資源化センターは、2003年（平成15年）4月に新規竣工しており、125t/5h×2系列の施設であったものが、現在は100t/5h×1系列の施設として稼働している。

表 3.5.2 東部工場（福岡市）の概要

施設の名称	株式会社 福岡クリーンエナジー東部工場
所在地	福岡市東区蒲田5丁目11-2
建築面積	工場棟：約13,000m ² （延床面積：約31,000m ² ） 管理棟：約900m ² （延床面積：約1,600m ² ）
稼働開始年月	2005年（平成17年）8月
処理能力	900t/日（300t/24h×3炉）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）
発電能力	29,200 kW
排ガス処理設備	ガス減温装置＋ろ過式集じん器（バグフィルター）＋ 排ガス洗浄装置＋触媒反応装置
集じん灰処理設備	加熱脱塩素化装置＋集じん灰薬剤処理装置
余熱利用	余熱利用センターへの電気・蒸気供給、売電
運営管理	福岡市

表 3.5.3 東部資源化センター（福岡市）の概要

施設の名称	東部資源化センター
所在地	福岡市東区蒲田5丁目11-1
建築面積	敷地面積：約36,000m ² （延床面積：約5,800m ² ）
稼働開始年月	2003年（平成15年）4月
処理能力	100t/日（100t/5h×1系列）
処理方式	回転式破碎機
選別区分	4種選別（可燃物・不燃物・鉄・アルミ）
運営管理	福岡市

2) 焼却処理の現状

東部工場（福岡市）へは、収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ及び粗大ごみからの可燃残渣が搬入されており、搬入量は2021年度（令和3年度）で4,433t/年となっている。

また、焼却残渣の発生量は、2021年度（令和3年度）で555t/年となっており、焼却処理量の12.6%となっている。

表 3.5.4 東部工場（福岡市）処理実績（久山町分）

（単位：t/年）

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
搬入量 (t/年)	収集可燃ごみ		1,408	1,456	1,518	1,544	1,557
	直接搬入可燃ごみ		2,666	2,840	2,981	2,727	2,792
	粗大ごみ中の可燃ごみ		43	45	58	53	54
	合 計		4,117	4,341	4,557	4,324	4,403
焼却残渣 発生量	量	(t/年)	552	569	608	571	555
	割合	(%)	13.4	13.1	13.3	13.2	12.6

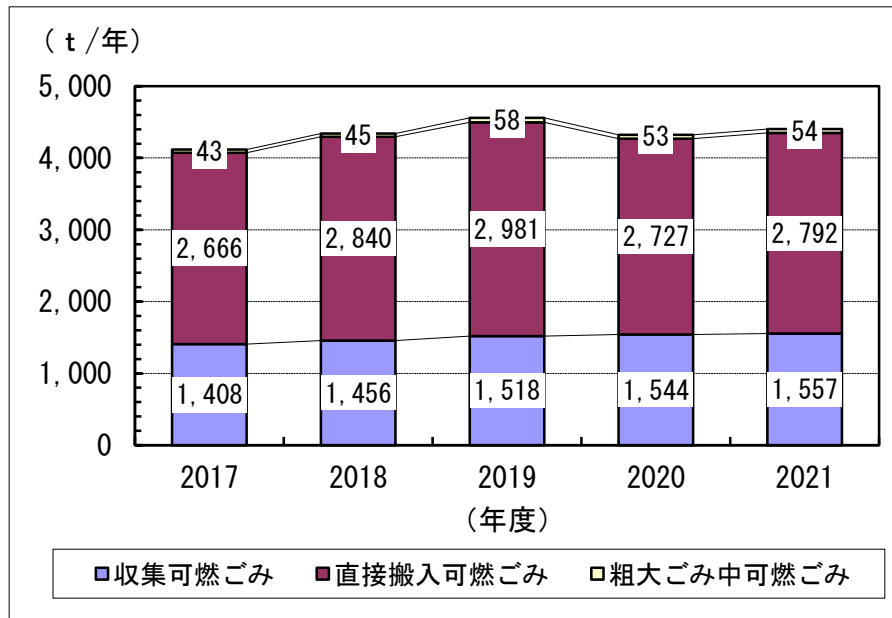


図 3.5.11 東部工場（福岡市）処理実績（久山町分）

3) 不燃・粗大ごみ処理の現状

東部資源化センター（福岡市）へは、収集不燃ごみ、収集粗大ごみ、収集資源ごみ（空き缶類）及び直接搬入不燃ごみが搬入されており、搬入量は2021年度（令和3年度）で206t/年となっている。

表 3.5.5 東部資源化センター（福岡市）処理実績（久山町分）

（単位：t/年）

区 分	年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
収集不燃ごみ		31	35	56	69	64
収集粗大ごみ		8	13	14	18	17
収集資源ごみ（空き缶類）		3	3	6	8	7
直接搬入不燃ごみ		129	141	150	162	118
搬 入 合 計		171	192	226	257	206
直接資源化（空き缶類）		3	3	6	8	7
直接埋立		90	100	114	149	100
処 理 合 計		78	89	106	100	99

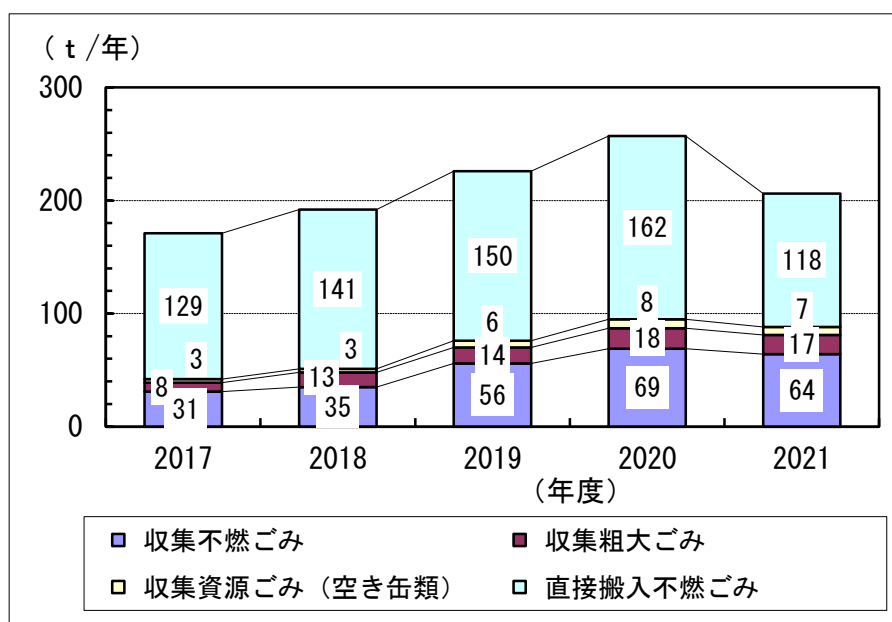


図 3.5.12 東部資源化センター（福岡市）処理実績（久山町分）

3. 最終処分

1) 最終処分の状況

本町最終処分は、中間処理同様福岡市に委託しており、焼却処理後の焼却残渣、粗大ごみ処理後の残渣及び不燃ごみを、本町内にある福岡市所有の「東部（伏谷）埋立場」で埋立処分している。

表3.5.6 東部（伏谷）埋立場（福岡市）の概要

施設の名称	東部（伏谷）埋立場
所在地	福岡県糟屋郡久山町大字山田 1431-1
埋立対象物	焼却灰、不燃物、その他の一般廃棄物、産業廃棄物の一部
総面積	644,000 m ²
埋立面積	225,000 m ²
埋立容量	510 万 t
埋立工法	サンドイッチ工法
埋立構造	準好気性埋立構造（福岡方式）
貯留構造物	中央コア型ロックフィルダム
浸出水処理施設	処理能力：1,600 m ³ /日
供用開始年月	昭和 63 年 4 月
運営管理	福岡市

2) 最終処分量の現況

焼却処理後の焼却残渣、粗大ごみ処理後の残渣及び不燃ごみの埋立処分量は、表 3.5.7 及び図 3.5.13 に、最終処分率は図 3.5.14 に示すとおりである。

表 3.5.7 埋立処分量の実績

(単位：t/年)

区 分	年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
	直接埋立		90	100	114	149
焼却残渣		552	569	608	571	555
粗大ごみ処理残渣		28	33	37	36	30
合 計		670	702	759	756	685
最終処分率 (%)		15.6	15.5	15.9	16.5	14.9

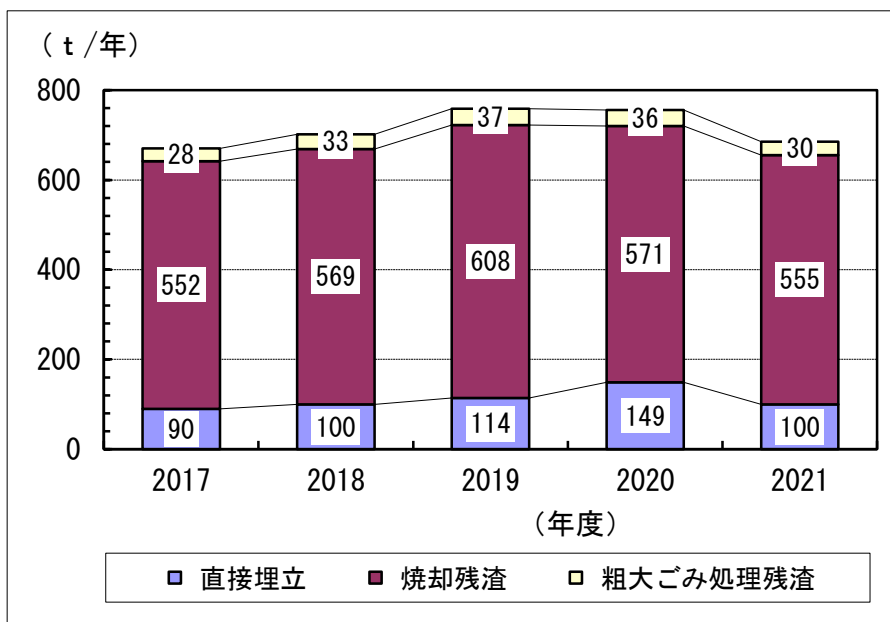


図 3.5.13 埋立処分量の実績

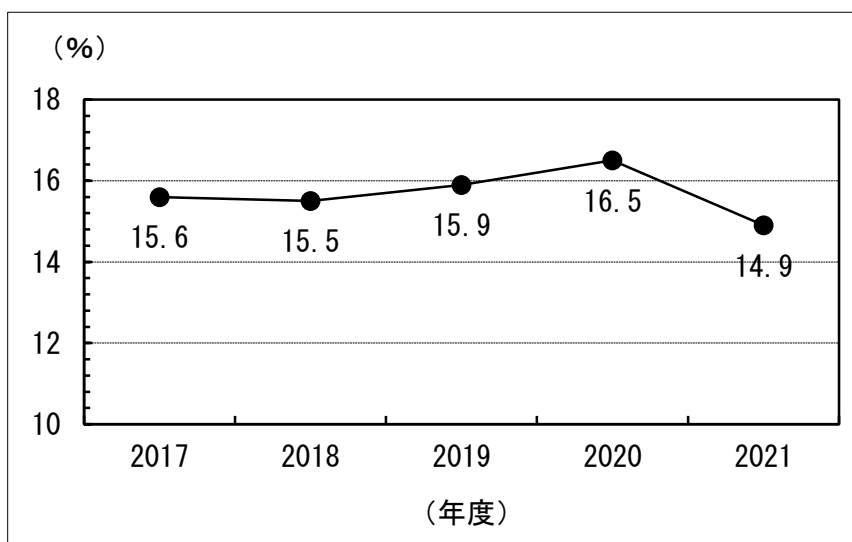


図 3.5.14 埋立処分率の実績

第6節 ごみ処理体制

1. 運営・維持管理体制

本町のごみ処理に関する現在の管理・運営体制及び処理・処分体制は、以下のとおりである。

表 3.6.1 ごみ処理・処分体制

区 分	処理過程	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	可燃ごみ	町（委託）	福岡市（委託）	福岡市（委託）
	不燃ごみ	町（委託）	福岡市（委託）	福岡市（委託）
	資源ごみ	町（委託）	久山町（民間委託：PET、無色・茶色びん、ダンボール） 福岡市（委託：その他びん、空き缶）	—
	粗大ごみ	町（委託）	福岡市（委託）	福岡市（委託）
直接搬入ごみ	可燃ごみ	許可業者、又は排出者	福岡市（委託）	福岡市（委託）
	不燃ごみ	許可業者、又は排出者	福岡市（委託）	福岡市（委託）

2. ごみ処理に係る経費

ごみ処理経費の推移は、表 3.6.2 及び図 3.6.1、図 3.6.2 に示すとおりである。

ごみ処理に要した費用は、2021 年度（令和 3 年度）で約 10,500 万円であり、町民 1 人当たり約 11,400 円/人、排出ごみ 1 t 当たり約 22,900 円/t かかったことになる。

t 当たりごみ処理経費については、2019 年度（令和元年度）以降はやや増加傾向にあり、1 人当たりごみ処理経費については、2018 年度（平成 30 年度）以降横這い傾向となっている。

表 3.6.2 ごみ処理経費

（単位：千円）

区 分	年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
収集・運搬経費		40,555	43,106	45,150	46,739	47,970
処理・処分経費		54,959	56,878	59,958	57,050	57,399
合 計		95,514	99,984	105,108	103,789	105,369
ごみ処理量 (t)		4,291	4,537	4,763	4,572	4,598
t 当たり処理費 (円)		22,259	22,037	22,068	22,701	22,916
人 口 (人)		8,809	8,952	9,055	9,201	9,236
1 人当たり処理費 (円)		10,843	11,169	11,608	11,280	11,409

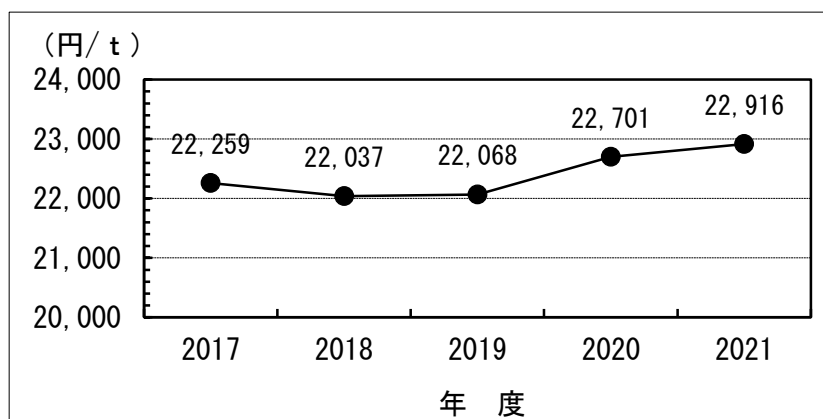


図 3.6.1 t 当たりごみ処理経費の推移

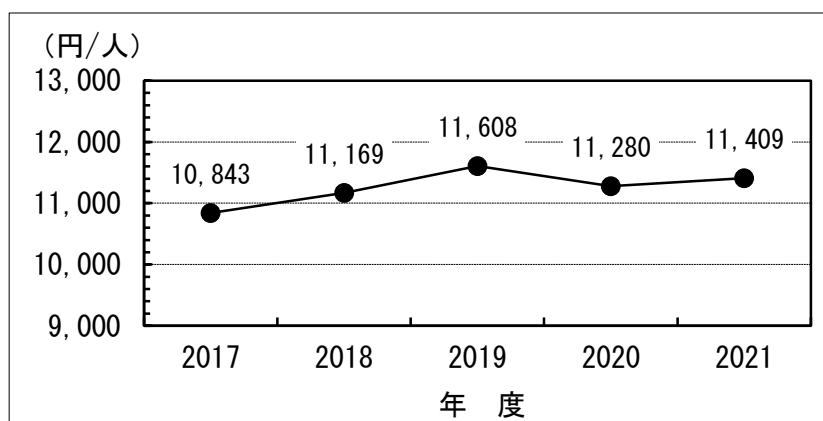


図 3.6.2 1 人当たりごみ処理経費の推移

第7節 ごみ処理環境の動向

わが国では、図 3.7.1 に示すように近年廃棄物関係法令の整備が急速に進められている。その契機となったリサイクル法の制定後、新たに改正、制定された法律の概要を年代順に示す。

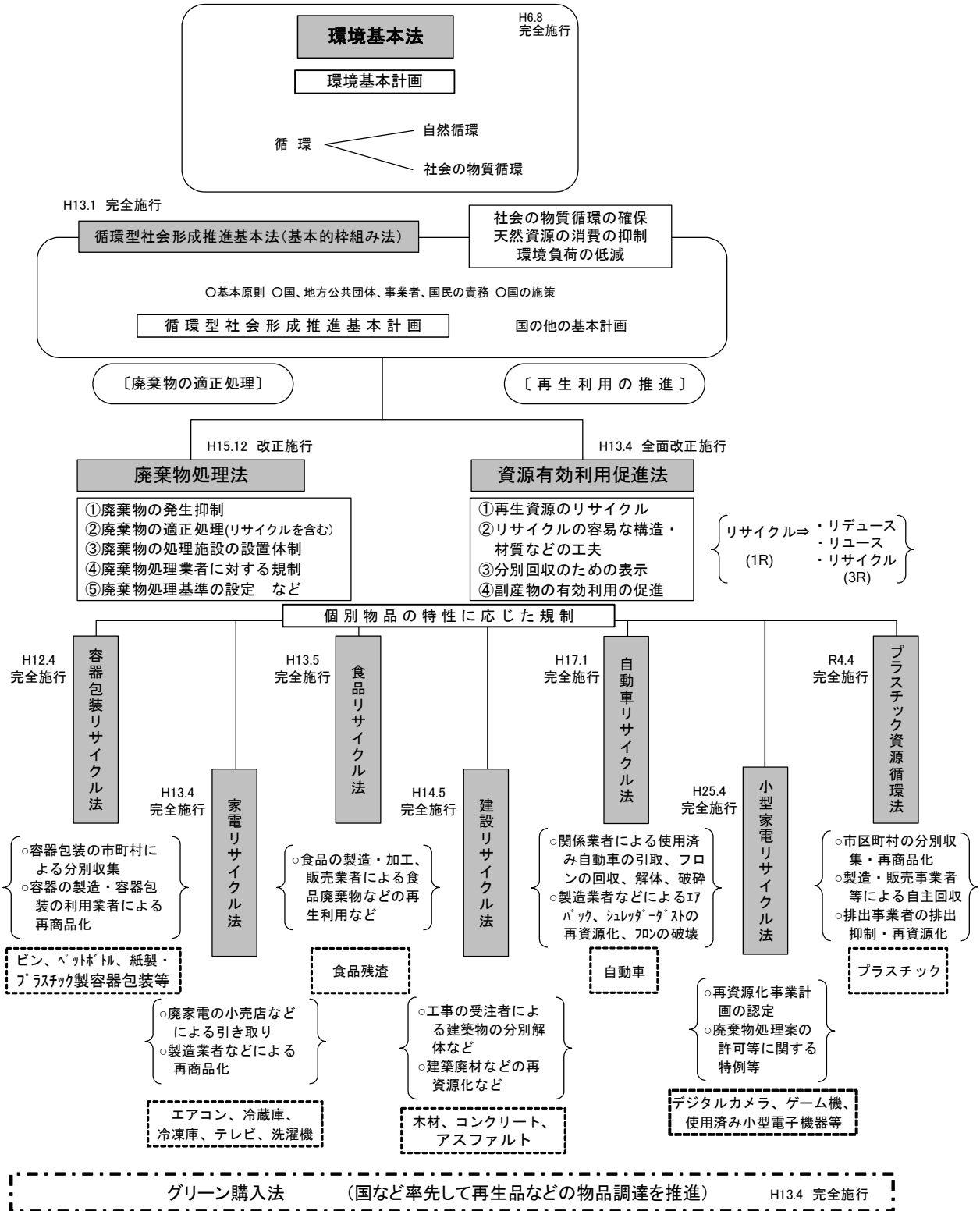


図 3.7.1 廃棄物における法体系

◆ 再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）

リサイクル法は、1991年（平成3年）4月にリサイクル社会の構築を目的として制定された。本法では、各主務大臣による、再生資源の利用の総合推進を図るための基本方針の策定、公表の責務や、再資源化のための国、地方公共団体、事業者、消費者それぞれの責務が規定されている。また、特定業種、第一種指定製品、第二種指定製品、指定副産物等の分類を設け、各々事業者が行うべき法的措置について規定している。

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理法は、1970年（昭和45年）に制定されたが、1991年（平成3年）10月に大幅な改正がおこなわれた。この改正により、廃棄物の排出の抑制と分別・再生が法の目的として明確化された。

また、国民の責務が新たに規定され、市町村では住民の自主的な活動の促進を図り、啓発活動に積極的に努めなければならないなど、関係者の責務がより強化、具体化されている。

1997年度（平成9年度）には、さらに改正が行われ、廃棄物処理施設の設置手続きの明確化、不法投棄の防止対策の強化等が盛り込まれた。

さらに2001年度（平成13年度）には、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進することとした趣旨の改正が行われた。

◆ 廃棄物処理施設整備緊急措置法

廃棄物処理施設整備緊急措置法は、廃棄物処理法の改正に伴い、1991年（平成3年）10月に改正された。この法律は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進することを目的としており、厚生大臣が、2000年度（平成12年度）までに実施すべき廃棄物処理施設整備事業の計画（廃棄物処理施設整備計画）を策定することを規定している。

◆ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する

事業活動の促進に関する臨時措置法（省エネ・リサイクル支援法）

省エネ・リサイクル支援法は1993年（平成5年）3月に制定された、2003年（平成15年）3月31日までの時限立法である。これは、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動の促進を目的として、「省エネルギー対策」、「リサイクル対策」、「フロン対策・包装適正化対策」を目的とした、地球温暖化、廃棄物、オゾン層破壊問題に対応した事業者等の自主的な取り組みを支援していた。

◆ 環境基本法

環境基本法は1993年（平成5年）11月に制定された。本法の制定は、今日の環境問題に適切に対処するには、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるとされたためであり、それまでの公害行政を受け持ってきた公害対策基本法は廃止された。環境基本法では環境保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにすることで、社会経済活動や国民の生活様式の在り方を含め、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変えていくことを目的としている。

環境基本法は、法形式としては一般の法律と同じであって他の法律の上位法ではないが、実質的にはその対象分野において他の法律に優位する性格を持っているため、他の法律がこれに誘導される関係になる。従って、環境基本法の制定は、環境行政に対し大きな意味を持つことになる。

◆ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

（容器包装リサイクル法）

容器包装リサイクル法は、1995年（平成7年）6月に公布され、2000年（平成12年）4月1日より施行された。これは、一般廃棄物の排出の抑制とリサイクルの一層の推進を実現するため、市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的としている。適用範囲はびん・缶・紙・プラスチック製のもの等、商品に付された全ての容器包装とし、特定容器利用事業者、特定容器製造事業者、特定包装利用事業者を対象事業者と定めている。

◆ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

家電リサイクル法は、1998年（平成10年）6月に公布され、2001年（平成13年）4月1日より施行された。本法は、各主務大臣による、特定家庭用機器の収集・運搬、再商品化等に関する基本方針の策定を規定している。

また、製造業者・小売業者の引き取り義務をはじめとして、事業者及び消費者、国それぞれの役割を定めており、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の推進を目的としている。

対象機器としては、家庭用として製造・販売されているエアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫及び電気洗濯機の4品目である。

◆ ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法は、1999年（平成11年）7月に公布された。これは、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を内容とする、新たな枠組みの整備を目的としている。

◆ 循環型社会形成推進基本法（循環法）

循環型社会形成推進基本法は、2000年（平成12年）5月に公布され、2001年（平成13年）1月1日より施行された。本法は、他の廃棄物・リサイクル関連法規制の上位に位置し、循環型社会システム形成へ向けた政策の基本的な枠組みを示している。

循環型社会形成推進基本法の下には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）と「資源の有効な利用と促進に関する法律」（資源有効利用促進法）が位置づけられる。

廃棄物処理法は廃棄物の排出抑制と適正処理について、また、資源有効利用促進法は資源の有効利用と廃棄物の発生抑制のために、具体的措置を規定している。さらに、物品の特性に応じて個別の措置が求められるところから、個別物品を対象とした各種リサイクル法が制定されている。

◆ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

グリーン購入法は、2000年（平成12年）5月に公布され、2001年（平成13年）4月1日より施行された。本法は、環境物品等への需要の転換を促進するため、国の各機関、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定している。

また、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のために、国の各機関、独立行政法人及び地方公共団体が環境配慮型製品（環境物品等）の調達を推進し、環境物品等に関する情報提供を進め、それにより循環型社会の構築に貢献していくことを目的としている。

環境物品等とは、①再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や部品、②生産段階・使用段階・廃棄段階で環境への負荷の低減に資する製品、③環境への負荷の低減に資する役務、の3つに分けて定義されている。

◆ 資源の有効な利用と促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法は、2000年（平成12年）6月に公布され、2001年（平成13年）4月1日より施行された。本法は、有限な資源の有効利用を図り、廃棄物の発生抑制及び環境保全に視するための基本方針及びいくつかの具体的な枠組みを規定している。

本法では、リデュース対策（廃棄物の発生抑制対策）、リユース対策（廃棄物の物品等としての再使用対策）、リサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用対策）の3Rの理念のもと、製品や業種ごとの様々な状況を踏まえつつ、主要な製造業に具体的な施策を求めている。

法改正前には、3業種・30品目が対象とされていたが、「特定省資源業種」（鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、非鉄金属製造業など）、「指定省資源製品」（自動車、家電製品、大型家具、ガス・石油機器、パーソナルコンピュータ、パチンコ台）、「指定再省資源製品」（パーソナルコンピュータ、二次電池（密閉形蓄電池））が追加され、10業種・69品目へと対象業種・対象製品が拡充されている。

◆ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）

建設資材リサイクル法は、2000年（平成12年）5月に公布され、2002年（平成14年）5月1日より施行された。本法は、特定の建設資材の分別解体と再資源化等の促進のための方策を規定している。

また、建設業者、建設工事の発注者、国及び地方自治体等の主要関係者が、それぞれの責務を果たすことにより、廃棄物の減量、資源の有効利用の確保、廃棄物の適正処理を図り、生活環境保全及び国民経済の発展を促進することを目的としている。

特定建設資材とは、建設工事に使用されている資材の中で、その資源化が資源の有効利用または廃棄物の削減に大きく貢献し、かつ経済性の面で制約が少ないと判断されるものとされ、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートの4品目である。

◆ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品リサイクル法は、2000年（平成12年）6月に公布され、2001年（平成13年）5月1日より施行された。本法は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生の抑制及び減量のための方策を規定している。

食品については、飲料食品から薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除外したものの、食品廃棄物については、食品の消費段階（一般廃棄物）において排出されるもの及び食品の生産段階（産業廃棄物）・流通段階（一般廃棄物）において排出されるものとに区分している。食品廃棄物のうち有用なものを、食品循環資源としている。

食品循環資源の再生利用については、製品の原材料として利用すること、または原材料として利用するために譲渡することとし、その利用手法を肥料及び飼料に限定した上で、油脂及び油脂製品、メタンを加えている。

◆ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車リサイクル法は、2004年（平成16年）7月に公布され、2005年（平成17年）1月1日より施行された。本法は、使用済み自動車（廃車）から出る部品を回収してリサイクルもしくは適正に処分するための方策及び自動車メーカーや輸入業者の義務を規定している。

本法では、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト及び新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応を行うことにより、市場原理に基づいた使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取り組みの環境整備を図るとともに、使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図り、不法投棄の防止を目的としている。

対象となる車については、被けん引車、二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含

む)、大型特殊自動車、小型特殊自動車、その他政省令で定めるもの（農業・林業機械、スノーモービル、競争用自動車、自衛隊の装甲車、自動車製造業者等の試作車等）、ナンバープレートの付いていない構内車等を除く全ての車が対象となる。

◆ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

小型家電リサイクル法は、2012年（平成24年）8月10日に公布され、2013年（平成25年）4月1日より施行された。本法の制定は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況をうけ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めている。

◆ 【参考（関連法）】：食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロス削減推進法は、2019年（令和元年）5月31日に公布され、2019年（令和元年）10月1日より施行された。本法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

食品ロスの定義や施策による食品ロス削減の推進、基本的な方針や施策などが定められており、政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。都道府県は、基本方針を踏まえ、「都道府県食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならない。また、市町村においても、基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならない。

◆ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（プラスチック資源循環法）

プラスチック資源循環法は、2021年（令和3年）6月11日に公布され、2022年（令和4年）4月1日より施行された。本法は、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるべく制定された。

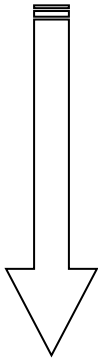
プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するとしている。

第8節 ごみ処理の課題

ごみ処理・処分の現状から抽出される課題について整理し、以下に示す。

1

ごみ排出量に関して

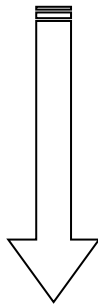


- [現状]
- ごみ排出量は、生活系ごみ（収集ごみ）がやや増加傾向にあるが、2017年度（平成29年度）以降は全体的には横這い傾向にある。
 - 1人1日当たりのごみ排出量（2020年度（令和2年度）：1,368g/人・日）は、全国平均値（901g/人・日）、福岡県の平均値（946g/人・日）より大きいですが、生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（2020年度（令和2年度）：508g/人・日）では、全国平均値（649g/人・日）、福岡県の平均値（629g/人・日）より小さくなっており、これは人口が少なく直接搬入ごみ（事業系）が多いことに起因している。

- 町民・事業者・行政が連携して、ごみ排出量を増加させない努力が必要である。
- 特に、事業系一般廃棄物の減量化の推進が必要である。

2

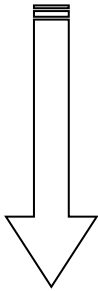
リサイクルに関して



- [現状]
- 資源ごみについては、分別収集、集団回収等で推進しているが、再生利用率（2020年度（令和2年度）：1.9%）は、全国平均値（20.0%）、福岡県の平均値（21.2%）に比べてかなり低くなっている。
 - 2012年度（平成24年度）以降は、再生利用率は低下する傾向にあり、特に、2019年（令和元年度）以降は、新型コロナウイルスの影響による集団回収量の減少により、大きく減少している。

- 資源ごみの分別の徹底により、再生利用率のさらなる向上が可能である。
- 収集ごみの分別区分の見直し等により、再生利用率のさらなる向上が可能である。

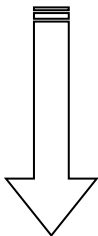
3 中間処理に関して



- [現状] ● 中間処理は、福岡市に委託しており、可燃ごみは、東部工場（福岡市）で全量焼却処理、不燃・粗大ごみは、東部資源化センター（福岡市）で破碎・選別され、木くずは、中山リサイクル産業(株)でリサイクルされている。
- 焼却処理量は、2017年度（平成29年度）以降横這い傾向、不燃・粗大ごみは、やや増加傾向である。

- ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、処理量自体を削減することが必要である。
- 今後とも福岡市に委託していくため、福岡市の分別区分に適したごみの排出を行っていく必要がある。

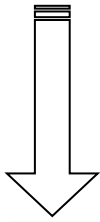
4 最終処分に関して



- [現状] ● 最終処分は、中間処理同様、福岡市に委託しており、焼却残渣、粗大ごみ処理残渣及び不燃ごみが、伏谷埋立場にて埋立処分されている。
- 2018年度（平成30年度）以降、埋立処分量は横這い傾向にあり、最終処分率も、2021年度（令和3年度）で14.9%となっている。

- ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、最終処分量を削減することが必要である。
- 不燃ごみについては、極力中間処理を行い、減量化・減容化を図ったうえで埋立処分することが必要である。

5 ごみ処理経費に関して



[現状] ● 2017年度（平成29年度）以降では、処理コストは増加傾向で推移している。
また、t当たりごみ処理経費については、2020年度（令和2年度）以降はやや増加傾向にあり、1人当たりごみ処理経費については、2019年度（令和元年度）以降横這い傾向となっている。

- **ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、処理量自体を削減することが必要であるが、そのためには全ての排出者（町民、事業者）が同様の意識を持って取り組んでいくことが重要である。**

第4章 人口・ごみ排出量の将来予測

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）を初年度とし、2032年度（令和14年度）を目標年度とする10年計画となっているが、人口及びごみ排出量の将来予測年度については、前回の「一般廃棄物処理基本計画」と同様に、15年後の2037年度（令和19年度）とする。

第1節 人口の将来予測

1) 人口推計の方法

人口の将来予測に当たっては、トレンド法により行うことを基本とするが、久山町では、2022年（令和4年）4月に作成した「久山町第4次総合計画」の中で、「第2期久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」における将来人口推計及び将来展望人口をもとに、将来の人口フレームの目標を設定している。

そのため、本計画では、トレンド法における推計値及び第4次総合計画における人口フレームの目標値を比較し、最も適切と思われるものを採用することとする。

トレンド法及び人口ビジョンによる推計方法については、以下に示すとおりである。

① トrend法による推計方法

過去の人口の実績値を基に、時系列的に直線・曲線をあてはめる手法である。ここでは、過去10年間（2012年度（平成24年度）～2021年度（令和3年度）：年度末人口）の実績値を基に、推計を行うものとする。

将来予測に用いる傾向線の種類は、以下の6種類とし、採用に当たっては、近年の実績の推移及び将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾をきたさないことを考慮して、最も適切と判断される傾向線を選択するものとする。

また、久山町では、自家処理人口が存在するため、推計に当たっては、行政区域内人口及び自家処理人口を推計し、計画収集人口については、行政区域内人口から自家処理人口を差し引いたものとする。

なお、行政区域内人口の推計に使用する過去10年間（2012年度（平成24年度）～2021年度（令和3年度）データについては、2014年度（平成26年度）までは横這い傾向であり、2015年度（平成27年度）から増加傾向を示しているため、本計画では、2014年度（平成26年度）～2021年度（令和3年度）の8年間のデータで推計するものとする。

<予測に用いる傾向線>

- ① 一次直線 : $Y = a + b \cdot t$
- ② ルート曲線 : $Y = a + b \cdot \sqrt{t}$
- ③ 自然対数曲線 : $Y = a + b \cdot \log t$
- ④ 一次指数曲線 : $Y = a \cdot b^t$
- ⑤ べき曲線 : $Y = Y_0 + a \cdot t^b$
- ⑥ ロジスティック曲線 : $Y = K / (1 + e^{b-a \cdot t})$

ここに、

Y : 理論値 (ここでは、行政区域内人口予測値)

a、b、c : 実績値より定める定数

t : 時間係数

(年度の変化を示す。)

K : 上限値

② 人口ビジョンによる推計方法

第2期人口ビジョンでは、2019年(令和元年)10月1日付けの住民基本台帳の人口をもとに、人口問題研究所が行った推計方法と同様の方法(コーホート変化率法)で将来人口の推計を行っている。また、この推計において、「合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇した」と仮定した場合のシミュレーションを行っており、その結果から、第2期人口ビジョンにおける将来展望人口について、政策実現による緩やかな人口増加を図りつつ、10,000人程度を目標と設定している。

表 4.1.1 行政区域内人口の推移

年 度	人 口 (人)			世帯数 (戸)	一世帯 当りの人数 (人/戸)
	男	女	合計		
2012(平成24)	4,004	4,317	8,321	2,898	2.87
2013(平成25)	4,010	4,336	8,346	2,946	2.83
2014(平成26)	4,015	4,318	8,333	3,001	2.78
2015(平成27)	4,070	4,390	8,460	3,114	2.72
2016(平成28)	4,149	4,473	8,622	3,220	2.68
2017(平成29)	4,216	4,605	8,821	3,387	2.60
2018(平成30)	4,267	4,696	8,963	3,507	2.56
2019(令和元)	4,324	4,741	9,065	3,595	2.52
2020(令和2)	4,386	4,824	9,210	3,699	2.49
2021(令和3)	4,426	4,818	9,244	3,656	2.53

※住民基本台帳（各年度末）

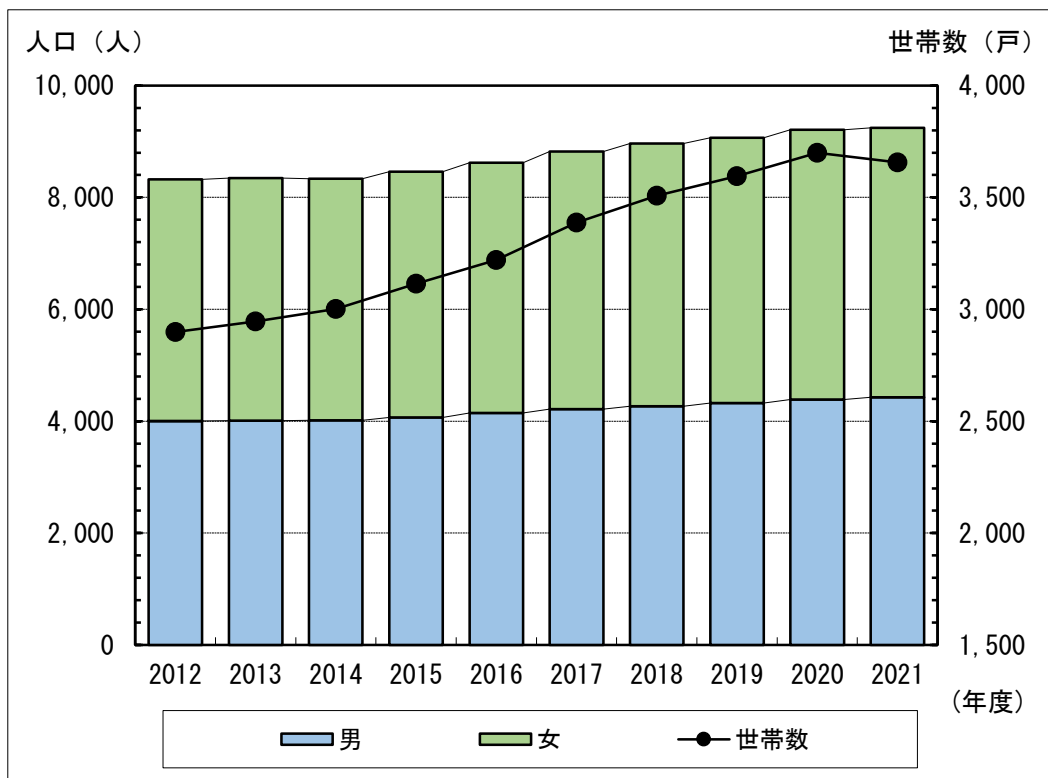


図 4.1.1 行政区域内人口の推移

2) 推計結果

①行政区域内人口

第2期人口ビジョンにおいて、2019年（令和元年）10月1日付けの住民基本台帳の人口をもとに推計された結果は、以下に示すとおりである。この推計をもとに、「合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇した」と仮定した場合のシミュレーション結果では、2045年（令和27年）に10,025人となっており、久山町第4次総合計画の目標値10,000人の根拠数値となっている。

（10月1日現在）

年度	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
人口	9,047	9,201	9,343	9,471	9,547	9,592

上記の推計では、2020年度（令和2年度）年度末の実績人口と差があるため、2025年度（令和7年度）以降の推計人口を、（9,210人/9,047）の割合で補正すると、以下のような推計値となる

（年度末）

年度	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
人口(人)	9,210	9,201	9,343	9,471	9,547	9,592

一方、過去8年間（2014年度（平成26年度）～2021年度（令和3年度））の実績値を基にしたトレンド法による推計結果は、表4.1.2に示すとおりである。本推計では、久山町第4次総合計画の目標年の2045年度（令和27年度）まで推計しており、人口ビジョンの推計値及び久山町第4次総合計画の目標値も示している。

久山町の人口は、現在も増加傾向であり、2022年（令和4年）11月1日現在の人口は9,310人と、人口ビジョンの推計結果よりは多くなっている。

そのため、本計画では、トレンド法による予測結果を用いることとし、久山町第4次総合計画の目標値（10,000人）を考慮し、6つの推計式の中で最も久山町第4次総合計画の目標値に近い「ロジスティック曲線」を採用することとする。

【ロジスティック曲線を採用した際の将来人口の推計結果】

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
行政区域内人口 (人)	9,366	9,446	9,517	9,581	9,637	9,687	9,732	9,771

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
行政区域内人口 (人)	9,806	9,837	9,864	9,888	9,910	9,928	9,945	9,960

②自家処理人口

将来的には、現状と同様減少することが考えられるため、過去10年間（2012年度（平成24年度）～2021年度（令和3年度））の自家処理人口の推移を傾向線に当てはめ、有効な推計式の中で、相関係数が最も高い「一次指数曲線」を採用することとする。（表4.1.3参照）

【一次指数曲線を採用した際の自家処理人口の推計結果】

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
自家処理人口 (人)	7	6	6	5	5	4	4	3

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
自家処理人口 (人)	3	3	2	2	2	2	2	1

表 4.1.2 行政区域内人口の将来推計結果（トレンド法）

(人)

年 度	実績値	予 測 値					ロジスティック曲線	
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線		
2012	(H24)							
2013	(H25)							
2014	(H26)	8,333						
2015	(H27)	8,460						
2016	(H28)	8,622						
2017	(H29)	8,821						
2018	(H30)	8,963						
2019	(R1)	9,065						
2020	(R2)	9,210						
2021	(R3)	9,244						
2022	(R4)		9,461	9,445	9,430	9,481	9,446	9,366
2023	(R5)		9,599	9,573	9,548	9,631	9,574	9,446
2024	(R6)		9,737	9,699	9,662	9,784	9,699	9,517
2025	(R7)		9,875	9,823	9,774	9,938	9,823	9,581
2026	(R8)		10,013	9,946	9,882	10,095	9,945	9,637
2027	(R9)		10,151	10,066	9,988	10,255	10,065	9,687
2028	(R10)		10,289	10,186	10,091	10,417	10,184	9,732
2029	(R11)		10,428	10,304	10,191	10,582	10,300	9,771
2030	(R12)		10,566	10,420	10,289	10,749	10,416	9,806
2031	(R13)		10,704	10,535	10,385	10,919	10,530	9,837
2032	(R14)		10,842	10,649	10,479	11,092	10,642	9,864
2033	(R15)		10,980	10,761	10,570	11,267	10,753	9,888
2034	(R16)		11,118	10,873	10,660	11,445	10,863	9,910
2035	(R17)		11,256	10,983	10,747	11,626	10,972	9,928
2036	(R18)		11,394	11,091	10,833	11,810	11,079	9,945
2037	(R19)		11,532	11,199	10,917	11,997	11,185	9,960
2038	(R20)		11,670	11,306	10,999	12,186	11,290	9,972
2039	(R21)		11,808	11,411	11,079	12,379	11,394	9,984
2040	(R22)		11,946	11,516	11,158	12,575	11,497	9,994
2041	(R23)		12,084	11,619	11,236	12,774	11,598	10,002
2042	(R24)		12,222	11,722	11,312	12,975	11,699	10,010
2043	(R25)		12,361	11,823	11,387	13,181	11,799	10,017
2044	(R26)		12,499	11,924	11,460	13,389	11,897	10,023
2045	(R27)		12,637	12,024	11,532	13,601	11,995	10,028

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y=4,766.64+138.071 \times t$	0.99105
ルート	$Y=698.031+1,500.15 \times \sqrt{t}$	0.99272
自然対数	$Y=-4,917.90+4,068.68 \times \log(t)$	0.99408
一次指数曲線	$Y=5,562.23 \times 1.01581^t$	0.98921
べき曲線	$Y=0+1,850.30 \times t^{0.462315}$	0.99283
ロジスティック曲線	$Y=10,065.7 / (1 + \exp(1.82139 - 0.129849 \times t))$	0.99669

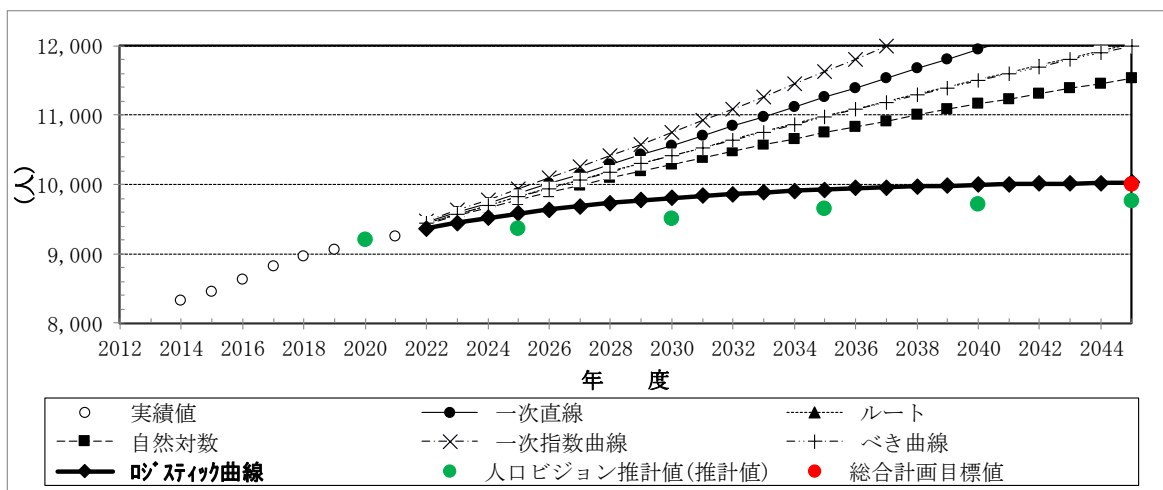
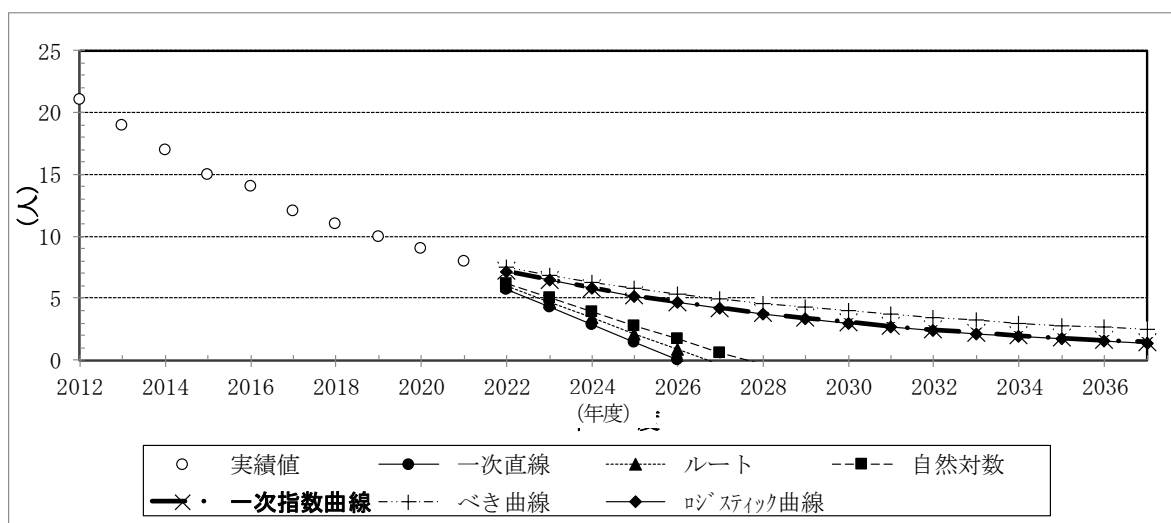


表 4.1.3 自家処理人口の将来推計結果（トレンド法）

(人)

年 度	実績値	予 測 値					
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
2012 (H24)	21						
2013 (H25)	19						
2014 (H26)	17						
2015 (H27)	15						
2016 (H28)	14						
2017 (H29)	12						
2018 (H30)	11						
2019 (R1)	10						
2020 (R2)	9						
2021 (R3)	8						
2022 (R4)		6	6	6	7	7	7
2023 (R5)		4	5	5	6	7	6
2024 (R6)		3	3	4	6	6	6
2025 (R7)		1	2	3	5	6	5
2026 (R8)		0	1	2	5	5	5
2027 (R9)		-1	0	1	4	5	4
2028 (R10)		-3	-2	0	4	5	4
2029 (R11)		-4	-3	-1	3	4	3
2030 (R12)		-6	-4	-2	3	4	3
2031 (R13)		-7	-5	-3	3	4	3
2032 (R14)		-9	-6	-4	2	3	2
2033 (R15)		-10	-7	-5	2	3	2
2034 (R16)		-11	-9	-6	2	3	2
2035 (R17)		-13	-10	-7	2	3	2
2036 (R18)		-14	-11	-8	2	3	2
2037 (R19)		-16	-12	-9	1	2	1

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 54.3636 - 1.4303 \times t$	0.98943
ルート	$Y = 95.0535 - 15.2772 \times \sqrt{t}$	0.99230
自然対数	$Y = 149.703 - 40.6912 \times \log(t)$	0.99468
一次指数曲線	$Y = 273.817 \times 0.898531^t$	0.99921
べき曲線	$Y = 0 + 322,412 \times t^{-3.02575}$	0.99839
ロジスティック曲線	$Y = 321.3 / (1 + \exp(-0.01614 + 0.11165 \times t))$	0.99916



3) 将来人口の設定

行政区域内人口、計画収集人口及び自家処理人口の設定値をまとめると、表 4.1.4 及び図 4.1.2 に示すとおりである。

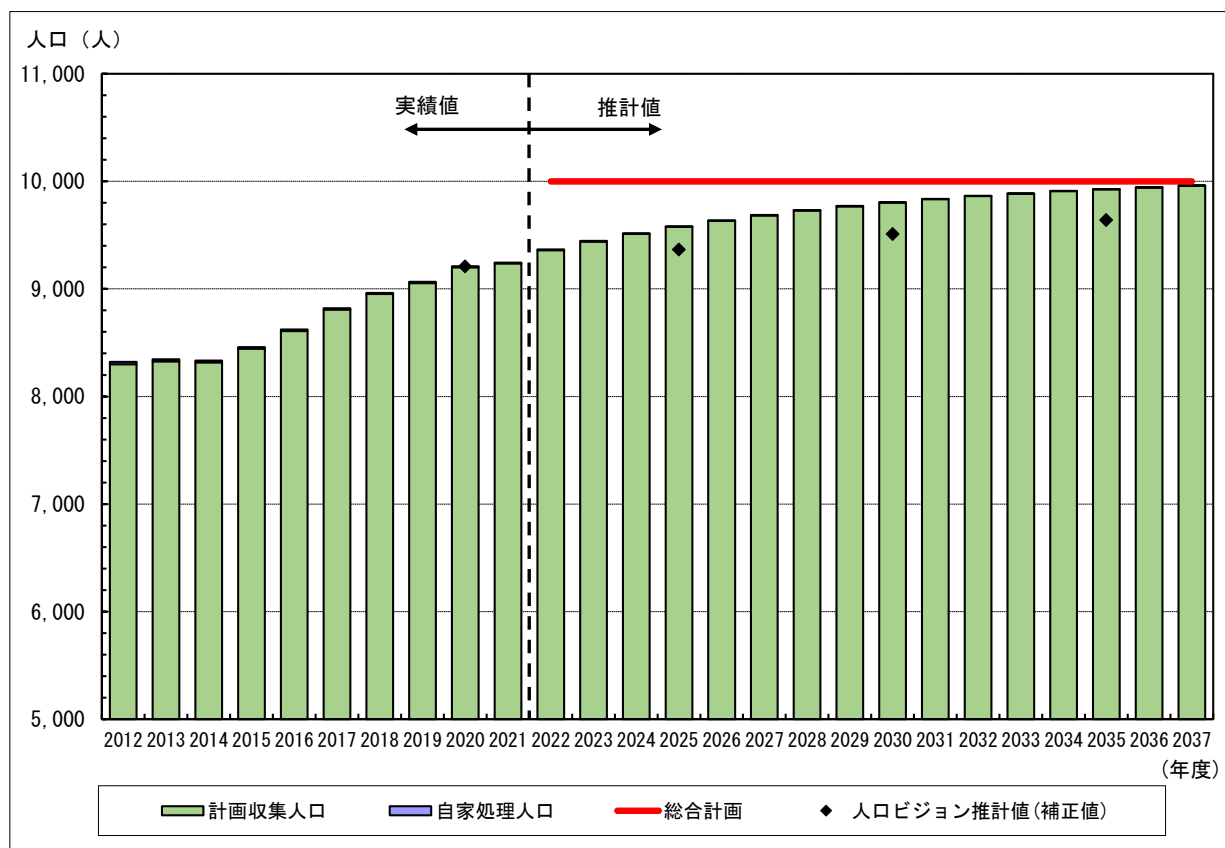


図 4.1.2 将来人口の設定値

表 4.1.4 将来人口の設定値

(単位：人)

年 度		実績及び推計人口			人口ビジョンによる推計値	
		計画収集人口	自家処理人口	行政区域内人口	推計値	補正值
実 績 値	2012 (H24)	8,300	21	8,321		
	2013 (H25)	8,327	19	8,346		
	2014 (H26)	8,316	17	8,333		
	2015 (H27)	8,445	15	8,460		
	2016 (H28)	8,608	14	8,622		
	2017 (H29)	8,809	12	8,821		
	2018 (H30)	8,952	11	8,963		
	2019 (R1)	9,055	10	9,065		
	2020 (R2)	9,201	9	9,210	9,047	9,210
	2021 (R3)	9,236	8	9,244		
推 計 値	2022 (R4)	9,359	7	9,366		
	2023 (R5)	9,440	6	9,446		
	2024 (R6)	9,511	6	9,517		
	2025 (R7)	9,576	5	9,581	9,201	9,367
	2026 (R8)	9,632	5	9,637		
	2027 (R9)	9,683	4	9,687		
	2028 (R10)	9,728	4	9,732		
	2029 (R11)	9,768	3	9,771		
	2030 (R12)	9,803	3	9,806	9,343	9,511
	2031 (R13)	9,834	3	9,837		
	2032 (R14)	9,862	2	9,864		
	2033 (R15)	9,886	2	9,888		
	2034 (R16)	9,908	2	9,910		
	2035 (R17)	9,926	2	9,928	9,471	9,642
	2036 (R18)	9,943	2	9,945		
	2037 (R19)	9,959	1	9,960		
	予測式等	行政区域内人口 －自家処理人口	一次指数曲線	ロジスティック 曲線	総合計画目標：10,000人 (2045年(令和27年))	

第2節 ごみ排出量の将来予測

1) 予測に当たっての基本的な考え方

ごみ処理・処分の将来計画を検討するためには、ごみ排出量の将来予測を行い、その動向を把握する必要がある。

ごみ排出量の予測は、過去のごみ排出量を基に、1人1日当たりのごみ排出量、あるいは1日当たりのごみ排出量を予測し、これを排出原単位として、地域の将来人口との積によって求める下記の方法が基本となっている。

$$W = m \times P \times 10^{-6} + q$$

W : 1日当たりのごみ量 (t/日)
m : 1人1日当たりの排出原単位 (g/人・日)
P : 当該区域の処理対象人口 (人)
q : 直接搬入ごみ発生原単位 (t/日)

現在の収集体制におけるごみ排出量の予測を行った後、排出抑制・再生利用等に関する施策の展開等について検討を行い、目標値の設定を行うこととし、ここでは、現体制におけるごみ排出量の予測までを行うこととする。

地域の処理対象人口及びごみの排出原単位の予測については、過去の実績値に基づく傾向線（トレンド法）を基本とし、予測年度は本計画策定年の15年後（2037年度（令和19年度））までとする。

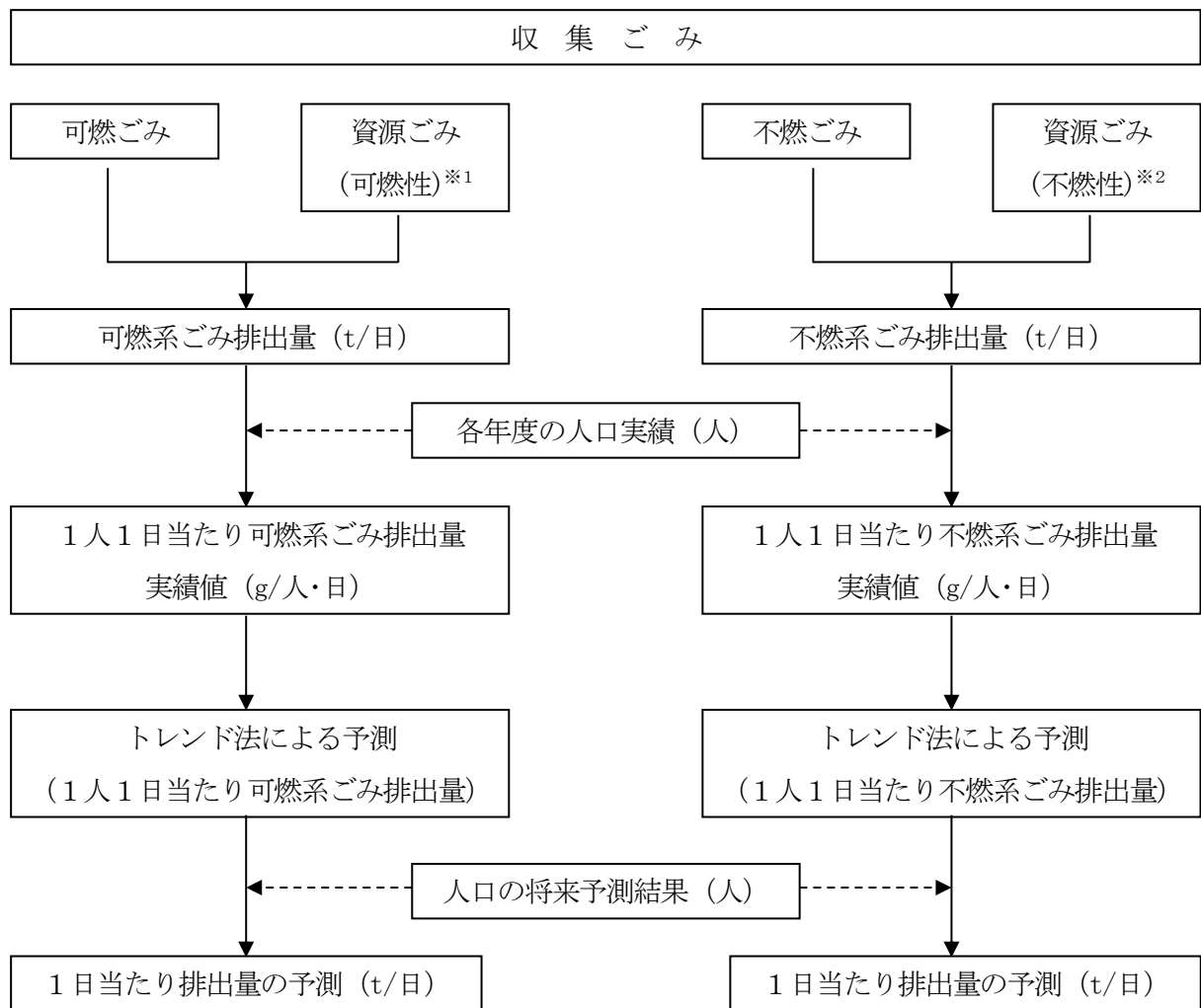
予測に用いる傾向線は、人口の将来予測に用いた傾向線と同じ6種類とし、採用に当たっては、近年の実績の推移などを考慮して最も適当な傾向線を選択するものとする。

なお、処理対象人口は、本町では自家処理人口があるため、計画収集人口と同じとなる。そのため、処理対象人口の将来予測は、前述した計画収集人口の将来予測と同じとなり、以下では、ごみ排出原単位の予測方法を示す。

(1) 収集ごみ

ごみ排出量の予測は、資源ごみの分別収集及び集団回収による資源回収が実施されており、この影響を排除するため、収集ごみ量に資源ごみ分別収集量及び集団回収量を加えた過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の「1人1日当たりごみ排出量」を基にし、トレンド法を基本に行うこととする。

なお、収集ごみ及び集団回収の細目については、2021年度（令和3年度）の排出割合から按分することとする。



※1：分別収集されなければ、可燃ごみとして収集される分別区分のもの。

※2：分別収集されなければ、不燃ごみとして収集される分別区分のもの。

(2) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみの予測は、過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の「1日当たりごみ排出量」を基に、トレンド法を基本に行うこととする。

2) ごみ排出量及びごみ排出原単位の実績

ごみ排出量及びごみ排出量の予測に用いる過去5年間の「1人1日当たりごみ排出量」等の実績は、表4.2.1に示すとおりです。

表4.2.1 予測に用いる実績（ごみ排出原単位）

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)		
人 口	行政区域内人口	人	8,821	8,963	9,065	9,210	9,244		
	計画収集人口	人	8,809	8,952	9,055	9,201	9,236		
	自家処理人口	人	12	11	10	9	8		
排 出 量	集 集 団 回 収	可燃ごみ	t/年	1,408	1,456	1,518	1,544	1,557	
			g/人・日	437.9	445.6	458.0	459.7	461.9	
		資源ごみ(可燃性)	t/年	63	65	59	46	29	
			g/人・日	19.7	19.8	17.9	13.8	8.5	
		可燃系ごみ 合計	t/年	1,471	1,521	1,577	1,590	1,586	
			g/人・日	457.6	465.4	475.9	473.5	470.4	
		粗大・不燃ごみ	不燃ごみ	t/年	31	35	56	69	64
				g/人・日	9.6	10.7	16.9	20.5	19.0
	資源ごみ(不燃性)		t/年	35	37	27	29	25	
			g/人・日	11.0	11.4	8.2	8.5	7.5	
	粗大ごみ		t/年	8	13	14	18	17	
			g/人・日	2.5	4.0	4.2	5.4	5.0	
	粗大・不燃ごみ 合計	t/年	74	85	97	116	106		
		g/人・日	23.1	26.1	29.3	34.4	31.5		
	収集量 合計	t/年	1,546	1,606	1,674	1,706	1,692		
		g/人・日	480.7	491.5	505.2	507.9	501.9		
	直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	2,666	2,840	2,981	2,727	2,792	
			t/日	7.30	7.78	8.14	7.47	7.65	
		不燃ごみ	t/年	129	141	150	162	118	
			t/日	0.35	0.39	0.41	0.44	0.32	
直接搬入量 合計		t/年	2,795	2,981	3,131	2,889	2,910		
		t/日	7.65	8.17	8.55	7.91	7.97		
ごみ排出量 合計 (集団回収を含む)	t/年	4,341	4,587	4,805	4,595	4,602			
	g/人・日	1,350.0	1,403.8	1,450.0	1,368.2	1,365.1			
集団回収量	t/年	50	50	42	23	4			
	g/人・日	15.4	15.3	12.8	6.9	1.1			
ごみ排出量 合計 (集団回収を除く)	t/年	4,291	4,537	4,763	4,572	4,598			
	g/人・日	1,334.6	1,388.5	1,437.2	1,361.4	1,363.9			

3) ごみ排出量の将来予測

(1) 推計方法及び結果

① 可燃系ごみ排出量 (収集可燃ごみ+可燃性資源ごみ)

過去5年間(2017年度(平成29年度)~2021年度(令和3年度))の推計では増加傾向を示している。しかし、2020年度(令和2年度)以降は減少しており、明確な傾向は認められない。また、2023年度(令和3年度)以降も減少傾向が継続するかは不明なため、トレンド法での推計式は採用せず、2021年度(令和3年度)における1人1日当たり可燃系ごみ排出量(470.4g/人・日)が、そのまま推移するものとする。

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
1人1日当たり可燃系ごみ排出量 (g/人・日)	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
1人1日当たり可燃系ごみ排出量 (g/人・日)	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4

② 不燃系ごみ排出量 (収集不燃ごみ+不燃性資源ごみ)

過去5年間(2017年度(平成29年度)~2021年度(令和3年度))の推計では増加傾向であるが、2019年度(令和元年度)以降は横這い傾向であるため、トレンド法での推計式は採用せず、2019年度(令和元年度)~2021年度(令和3年度)における1人1日当たり不燃系ごみ排出量の平均値(31.7g/人・日)が、そのまま推移するものとする。

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
1人1日当たり不燃系ごみ排出量 (g/人・日)	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
1人1日当たり不燃系ごみ排出量 (g/人・日)	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7

③ 直接搬入可燃ごみ排出量

過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の推計では増加傾向であるが、変動が大きく明確な傾向は認められないため、過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の1日当たり直接搬入可燃ごみ排出量の平均値（7.67 t/日）が、そのまま推移するものとする。

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
直接搬入可燃系ごみ排出量 (t/日)	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
直接搬入可燃系ごみ排出量 (t/日)	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67

④ 直接搬入不燃ごみ排出量

過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の推計では、2020年度（令和2年度）までは増加し、2021年度（令和3年度）には2017年度（平成29年度）より減少しており、傾向が明確ではない。そのため、トレンド法での推計式は採用せず、過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の1日当たり直接搬入不燃ごみ排出量の平均値（0.38 t/日）が、そのまま推移するものとする。

年 度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R5)	2025 (R6)	2026 (R6)	2027 (R7)	2028 (R7)	2029 (R8)
直接搬入不燃系ごみ排出量 (t/日)	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38

年 度	2030 (R8)	2031 (R9)	2032 (R9)	2033 (R10)	2034 (R10)	2035 (R11)	2036 (R11)	2037 (R12)
直接搬入不燃系ごみ排出量 (t/日)	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38

表 4.2.1 1人1日当たり可燃系ごみ排出量の将来予測結果（トレンド法）

(g/人・日)

年 度	実績値	予 測 値						
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	
2017	(H29)	457.6						
2018	(H30)	465.4						
2019	(R1)	477.2						
2020	(R2)	472.3						
2021	(R3)	470.4						
2022	(R4)		478.3	478.2	478.1	478.4	478.3	478.5
2023	(R5)		481.6	481.3	481.1	481.8	481.3	481.8
2024	(R6)		484.8	484.4	484.0	485.1	484.3	485.2
2025	(R7)		488.1	487.4	486.8	488.5	487.3	488.6
2026	(R8)		491.3	490.4	489.5	492.0	490.1	492.0
2027	(R9)		494.6	493.3	492.2	495.4	492.9	495.4
2028	(R10)		497.8	496.3	494.8	498.9	495.7	498.9
2029	(R11)		501.1	499.1	497.3	502.4	498.4	502.4
2030	(R12)		504.3	502.0	499.8	505.9	501.0	505.9
2031	(R13)		507.6	504.8	502.2	509.4	503.7	509.5
2032	(R14)		510.8	507.5	504.5	513.0	506.2	513.0
2033	(R15)		514.1	510.3	506.8	516.6	508.7	516.6
2034	(R16)		517.3	513.0	509.1	520.2	511.2	520.2
2035	(R17)		520.6	515.6	511.3	523.9	513.6	523.8
2036	(R18)		523.8	518.3	513.5	527.5	516.0	527.5
2037	(R19)		527.1	520.9	515.6	531.2	518.3	531.2

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 367.83 + 3.25 \times t$	0.68958
ルート	$Y = 265.436 + 36.4953 \times \sqrt{t}$	0.69572
自然対数	$Y = 117.057 + 102.397 \times \log(t)$	0.70180
一次指数曲線	$Y = 377.261 \times 1.00701^t$	0.68689
べき曲線	$Y = 0 + 220.017 \times t^{0.22019}$	0.69913
ロジスティック曲線	$Y = 14,363.7 / (1 + \exp(3.61361 - 0.007223 \times t))$	0.68698

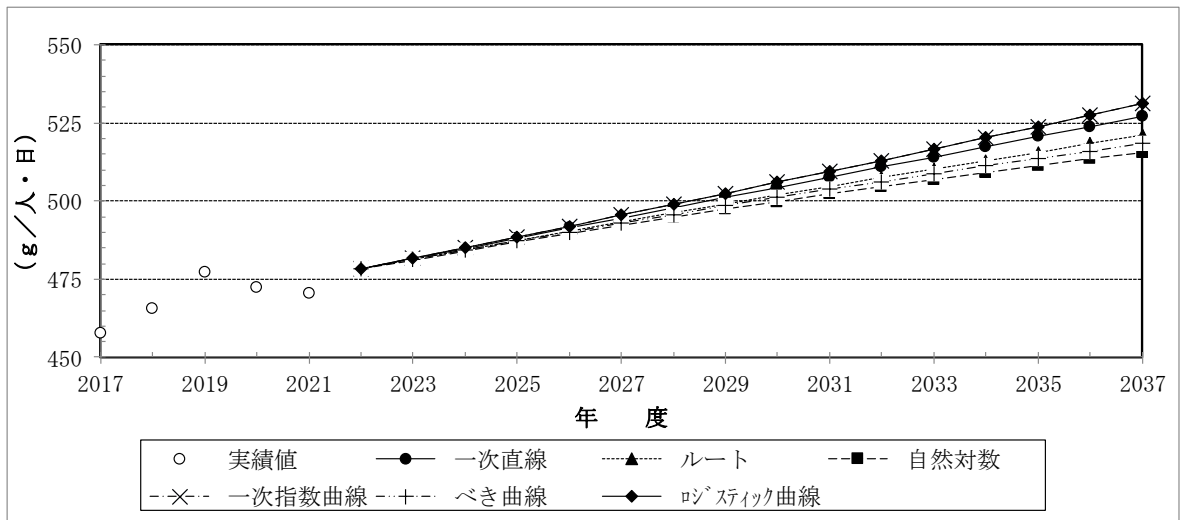


表 4.2.2 1人1日当たり不燃系ごみ排出量の将来予測結果（トレンド法）

(g/人・日)

年 度	実績値	予 測 値					
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
2017 (H29)	23.1						
2018 (H30)	26.1						
2019 (R1)	29.3						
2020 (R2)	34.3						
2021 (R3)	31.5						
2022 (R4)		36.4	36.2	36.1	37.4	37.1	37.3
2023 (R5)		38.9	38.6	38.4	40.9	40.2	40.8
2024 (R6)		41.4	41.0	40.6	44.7	43.5	44.6
2025 (R7)		43.9	43.3	42.7	48.9	46.9	48.7
2026 (R8)		46.4	45.6	44.8	53.4	50.5	53.2
2027 (R9)		48.9	47.8	46.8	58.4	54.3	58.0
2028 (R10)		51.4	50.0	48.8	63.9	58.3	63.3
2029 (R11)		53.9	52.2	50.7	69.9	62.4	69.0
2030 (R12)		56.4	54.4	52.6	76.4	66.8	75.3
2031 (R13)		58.9	56.5	54.4	83.5	71.3	82.0
2032 (R14)		61.4	58.6	56.2	91.3	76.0	89.4
2033 (R15)		63.9	60.7	58.0	99.9	80.9	97.3
2034 (R16)		66.4	62.8	59.7	109.2	86.0	105.9
2035 (R17)		68.9	64.8	61.3	119.4	91.3	115.1
2036 (R18)		71.4	66.9	63.0	130.6	96.8	125.1
2037 (R19)		73.9	68.9	64.6	142.8	102.6	135.9

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = -48.64 + 2.5 \times t$	0.89773
ルート	$Y = -126.499 + 27.9106 \times \sqrt{t}$	0.90048
自然対数	$Y = -238.428 + 77.8598 \times \log(t)$	0.90312
一次指数曲線	$Y = 1.79138 \times 1.09347^t$	0.88034
べき曲線	$Y = 0 + 0.002021 \times t^2.78395$	0.88701
ロジスティック曲線	$Y = 1,372.00 / (1 + \exp(6.67745 - 0.091213 \times t))$	0.88078

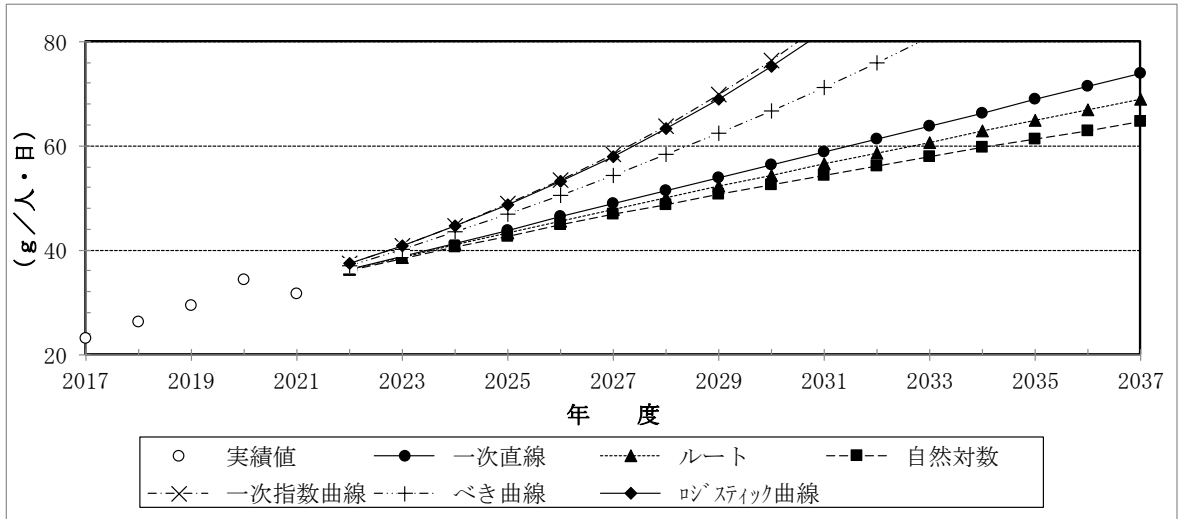


表 4.2.3 1日当たり直接搬入可燃ごみ排出量の将来予測結果（トレンド法）

(t/日)

年 度	実績値	予 測 値					
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
2017 (H29)	7.30						
2018 (H30)	7.78						
2019 (R1)	8.17						
2020 (R2)	7.45						
2021 (R3)	7.65						
2022 (R4)		7.78	7.78	7.78	7.78	7.78	7.78
2023 (R5)		7.82	7.82	7.82	7.82	7.82	7.82
2024 (R6)		7.86	7.86	7.86	7.86	7.86	7.86
2025 (R7)		7.89	7.89	7.89	7.90	7.90	7.90
2026 (R8)		7.93	7.93	7.92	7.94	7.93	7.94
2027 (R9)		7.97	7.96	7.95	7.98	7.96	7.98
2028 (R10)		8.00	7.99	7.98	8.02	8.00	8.02
2029 (R11)		8.04	8.03	8.02	8.06	8.03	8.06
2030 (R12)		8.08	8.06	8.04	8.10	8.06	8.10
2031 (R13)		8.11	8.09	8.07	8.14	8.10	8.14
2032 (R14)		8.15	8.13	8.10	8.18	8.13	8.18
2033 (R15)		8.19	8.16	8.13	8.22	8.16	8.22
2034 (R16)		8.23	8.19	8.16	8.26	8.19	8.26
2035 (R17)		8.26	8.22	8.18	8.30	8.22	8.31
2036 (R18)		8.30	8.25	8.21	8.35	8.25	8.35
2037 (R19)		8.34	8.28	8.23	8.39	8.27	8.39

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 6.523 + 0.037 \times t$	0.17485
ルート	$Y = 5.29334 + 0.426971 \times \sqrt{t}$	0.18128
自然対数	$Y = 3.44758 + 1.22997 \times \log(t)$	0.18775
一次指数曲線	$Y = 6.55725 \times 1.00504^t$	0.17286
べき曲線	$Y = 0 + 4.32457 \times t^{0.166694}$	0.18559
ロジスティック曲線	$Y = 795.758 / (1 + \exp(4.79049 - 0.005079 \times t))$	0.17288

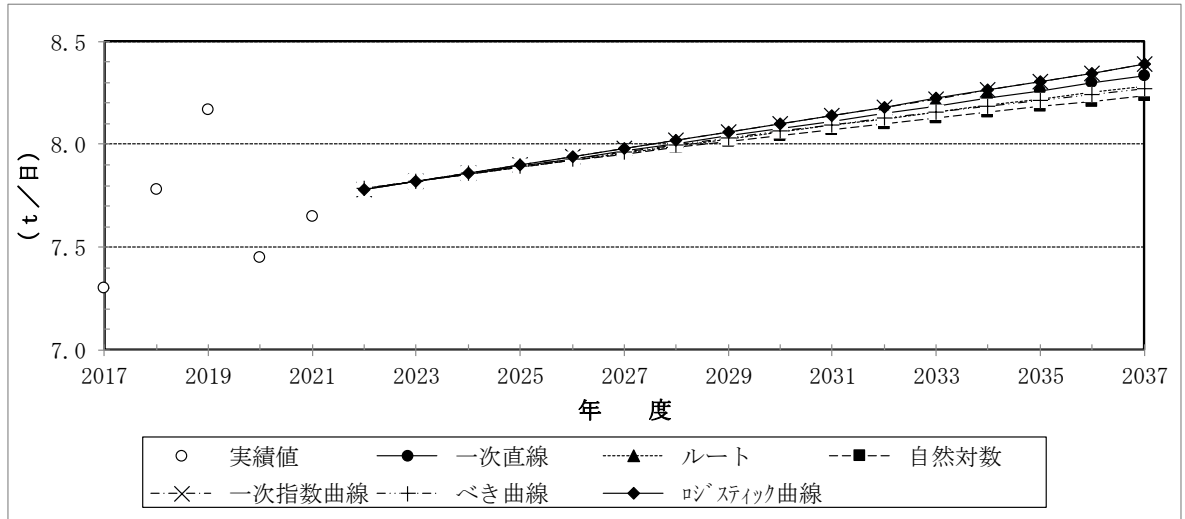
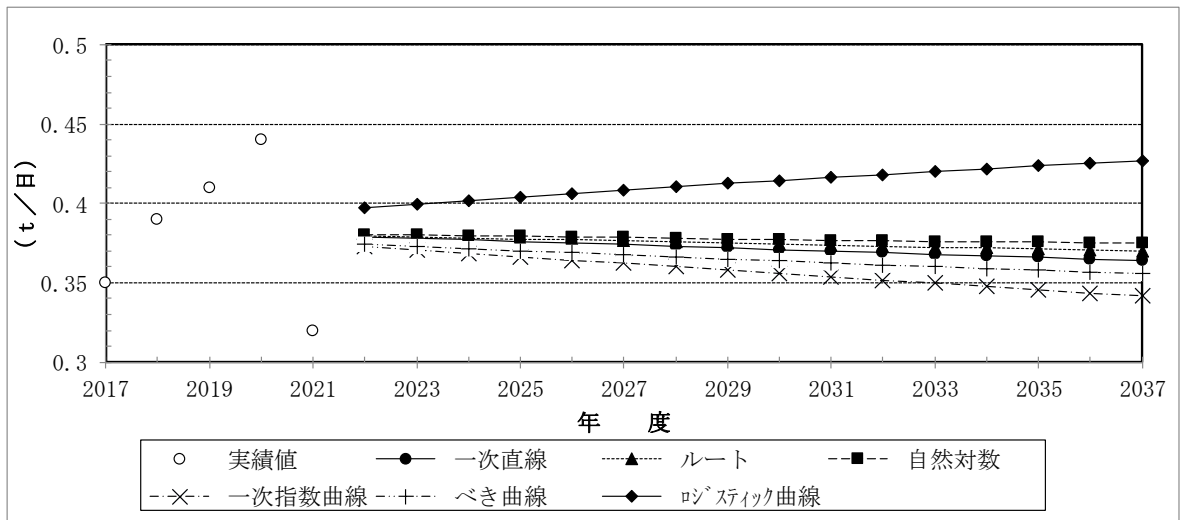


表 4.2.4 1日当たり直接搬入不燃ごみ排出量の将来予測結果（トレンド法）

(t/日)

年 度	実績値	予 測 値						
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	
2017	(H29)	0.35						
2018	(H30)	0.39						
2019	(R1)	0.41						
2020	(R2)	0.44						
2021	(R3)	0.32						
2022	(R4)		0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.40
2023	(R5)		0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.40
2024	(R6)		0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.40
2025	(R7)		0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.40
2026	(R8)		0.38	0.38	0.38	0.36	0.37	0.41
2027	(R9)		0.37	0.38	0.38	0.36	0.37	0.41
2028	(R10)		0.37	0.38	0.38	0.36	0.37	0.41
2029	(R11)		0.37	0.37	0.38	0.36	0.36	0.41
2030	(R12)		0.37	0.37	0.38	0.36	0.36	0.41
2031	(R13)		0.37	0.37	0.38	0.35	0.36	0.42
2032	(R14)		0.37	0.37	0.38	0.35	0.36	0.42
2033	(R15)		0.37	0.37	0.38	0.35	0.36	0.42
2034	(R16)		0.37	0.37	0.38	0.35	0.36	0.42
2035	(R17)		0.37	0.37	0.38	0.35	0.36	0.42
2036	(R18)		0.37	0.37	0.38	0.34	0.36	0.43
2037	(R19)		0.36	0.37	0.37	0.34	0.36	0.43

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y=0.413-0.001 \times t$	0.03319
ルート	$Y=0.428572-0.00837 \times \sqrt{t}$	0.02495
自然対数	$Y=0.435639-0.01562 \times \log(t)$	0.01675
一次指数曲線	$Y=0.45519 \times 0.994158^t$	0.03017
べき曲線	$Y=0+0.614168 \times t^{-0.14017}$	0.01446
ロジスティック曲線	$Y=0.479111 / (1 + \exp(-0.39884 - 0.034702 \times t))$	-0.02200



(2) ごみ排出量将来予測のまとめ

前項までの人口及びごみ排出量の将来予測結果をまとめると、表 4.2.5 に示すとおりである。

なお、2021 年度（令和 3 年度）の構成割合（表 4.2.6）で、以降も推移すると仮定した場合のごみ種別将来予測は、表 4.2.7 及び図 4.2.1 に示すとおりである。

表 4.2.5 将来予測結果のまとめ

区分	年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
		(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)	(R18)	(R19)	
人口	行政区画内人口	9,366	9,446	9,517	9,581	9,637	9,687	9,732	9,771	9,806	9,837	9,864	9,888	9,910	9,928	9,945	9,960	
	計画収集人口	9,359	9,440	9,511	9,576	9,632	9,683	9,728	9,768	9,803	9,834	9,862	9,886	9,908	9,926	9,943	9,959	
	自家処理人口	7	6	6	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	1	
排出量	可燃ごみ	t/年	1,578	1,592	1,603	1,614	1,624	1,632	1,640	1,647	1,653	1,658	1,663	1,667	1,670	1,673	1,676	1,679
		g/人・日	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9	461.9
	資源ごみ(可燃性)	t/年	29	29	30	30	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	31
		g/人・日	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
	可燃系ごみ 合計	t/年	1,607	1,621	1,633	1,644	1,654	1,662	1,670	1,677	1,683	1,689	1,694	1,698	1,701	1,704	1,707	1,710
		g/人・日	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4	470.4
	粗大・不燃ごみ	t/年	65	66	66	67	67	68	68	68	68	69	69	69	69	69	69	69
		g/人・日	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1
	粗大・不燃ごみ 合計	t/年	26	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		g/人・日	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
粗大ごみ	t/年	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19	
	g/人・日	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	
収集量 合計	t/年	108	110	110	111	111	113	113	113	113	114	114	114	114	114	115	115	
	g/人・日	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	
可燃ごみ	t/年	1,715	1,731	1,743	1,755	1,765	1,775	1,783	1,790	1,796	1,803	1,808	1,812	1,815	1,818	1,822	1,825	
	g/人・日	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	502.1	
不燃ごみ	t/年	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	t/日	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	
直接搬入	t/年	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	
	t/日	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	
直接搬入量 合計	t/年	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	
	t/日	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05	
ごみ排出量 合計 (集团回収を含む)	t/年	4,654	4,670	4,682	4,694	4,704	4,714	4,722	4,729	4,735	4,742	4,747	4,751	4,754	4,757	4,761	4,764	
	g/人・日	1,362.4	1,355.4	1,348.7	1,343.0	1,338.0	1,333.8	1,329.9	1,326.4	1,323.3	1,321.1	1,318.7	1,316.7	1,314.6	1,313.0	1,311.9	1,310.6	
集团回収量	t/年	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ごみ排出量 合計 (集团回収を除く)	t/年	4,651	4,667	4,679	4,691	4,701	4,711	4,718	4,725	4,731	4,738	4,743	4,747	4,750	4,753	4,757	4,760	
	g/人・日	1,361.5	1,354.5	1,347.8	1,342.1	1,337.2	1,332.9	1,328.7	1,325.3	1,322.2	1,320.0	1,317.6	1,315.5	1,313.5	1,311.9	1,310.8	1,309.5	

表 4.2.6 2021 年度（令和 3 年度）のごみ排出割合

区 分		年 度	2021年度 (令和3年度)	
			t /年	%
可燃系 ごみ 排出量	可燃ごみ	t /年	1,557	98.19
	資源ごみ（可燃性）	t /年	25	1.58
	ペットボトル	t /年	6	0.38
	ダンボール	t /年	19	1.20
	集団回収（可燃性）	t /年	3,640	0.23
	新 聞	t /年	1,280	0.08
	雑 誌	t /年	1,480	0.09
	古 布	t /年	0.000	0.00
	ダンボール	t /年	0.880	0.06
	合計	t /年	1,586	100.00
不燃系 ごみ 排出量	不燃ごみ	t /年	64	60.25
	資源ごみ（不燃性）	t /年	25	23.54
	空き缶類	t /年	7	6.59
	空きびん類	t /年	18	16.95
	陶器類	t /年	0	0.00
	粗大ごみ	t /年	17	16.01
	集団回収（不燃性）	t /年	0.210	0.20
	アルミ缶	t /年	0.210	0.20
	一升びん	t /年	0.000	0.00
	ビールびん	t /年	0.000	0.00
	その他びん	t /年	0.000	0.00
	合計	t /年	106	100.00

表 4.2.7 ごみ種別将来予測結果 (t/年)

区分	年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
		(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)	(R18)	(R19)	
人口	行政区域内人口	人	9,366	9,446	9,517	9,581	9,637	9,687	9,732	9,771	9,806	9,837	9,864	9,888	9,910	9,928	9,945	9,960
	計画収集人口	人	9,359	9,440	9,511	9,576	9,632	9,683	9,728	9,768	9,803	9,834	9,862	9,886	9,908	9,926	9,943	9,959
	自家処理人口	人	7	6	6	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	1
収集	可燃ごみ	t/年	1,578	1,592	1,603	1,614	1,624	1,632	1,640	1,647	1,653	1,658	1,663	1,667	1,670	1,673	1,676	1,679
	不燃ごみ	t/年	65	66	66	67	67	68	68	68	68	69	69	69	69	69	69	69
	資源ごみ	t/年	52	52	53	53	53	54	53	53	53	54	54	54	54	54	54	54
	空き缶類	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8
	空きびん類	t/年	19	19	19	19	19	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19
	ペットボトル	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	陶器類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ダンボール	t/年	20	20	21	21	21	21	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21
	粗大ごみ	t/年	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19
	計	t/年	1,712	1,728	1,740	1,752	1,762	1,772	1,779	1,786	1,792	1,799	1,804	1,808	1,811	1,814	1,818	1,821
排出量	直接	t/年	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	搬入	t/年	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
	不燃ごみ	t/年	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939	2,939
	計	t/年	4,651	4,667	4,679	4,691	4,701	4,711	4,718	4,725	4,731	4,738	4,743	4,747	4,750	4,753	4,757	4,760
	ごみ排出量 合計	t/年	1,361.5	1,354.5	1,347.8	1,342.1	1,337.2	1,332.9	1,328.7	1,325.3	1,322.2	1,320.0	1,317.6	1,315.5	1,313.5	1,311.9	1,310.8	1,309.5
	(集団回収を除く)	g/人・日	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	集団回収	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	新聞	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	雑誌	t/年	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	古布	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダンボール	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アルミ缶	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一升びん	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ビールびん	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他びん	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ排出量 合計	t/年	4,654	4,670	4,682	4,694	4,704	4,714	4,722	4,729	4,735	4,742	4,747	4,751	4,754	4,757	4,761	4,764	
(集団回収を含む)	g/人・日	1,362.4	1,355.4	1,348.7	1,343.0	1,338.0	1,333.8	1,329.9	1,326.4	1,323.3	1,321.1	1,318.7	1,316.7	1,314.6	1,313.0	1,311.9	1,310.6	

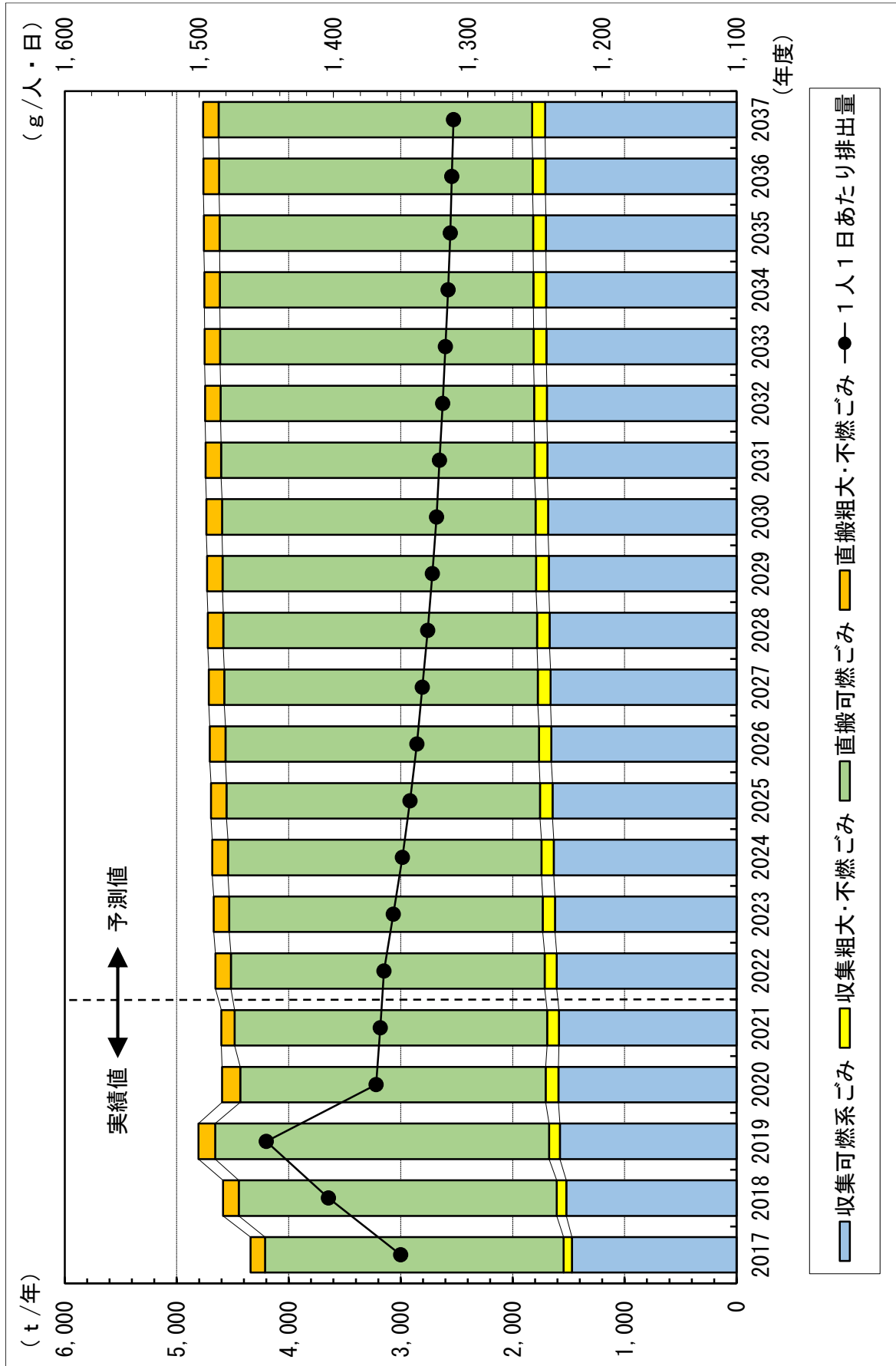
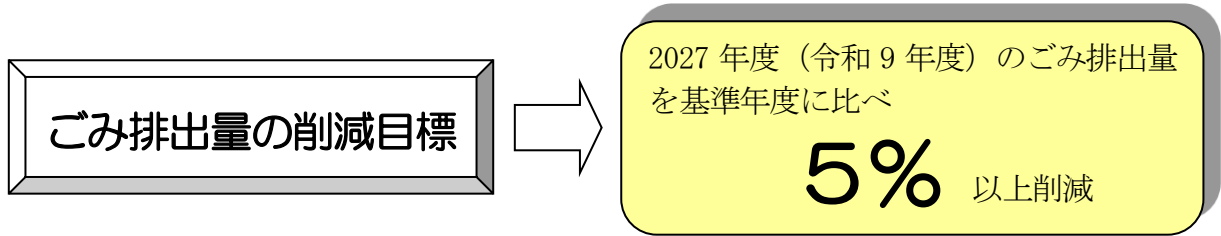


図 4.2.1 ごみ種別将来予測結果 (t/年)

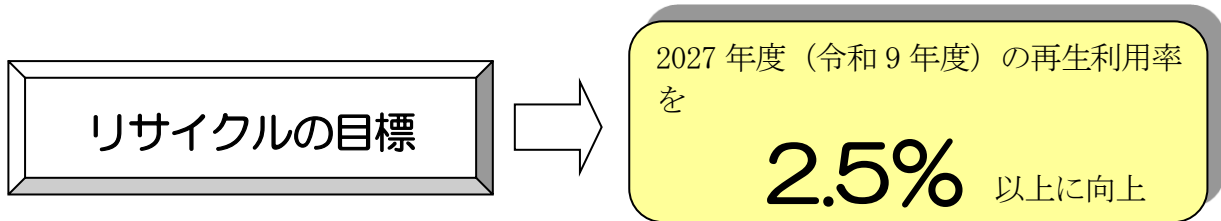
第5章 ごみ減量化等の目標値

第1節 ごみ減量化等目標値の設定

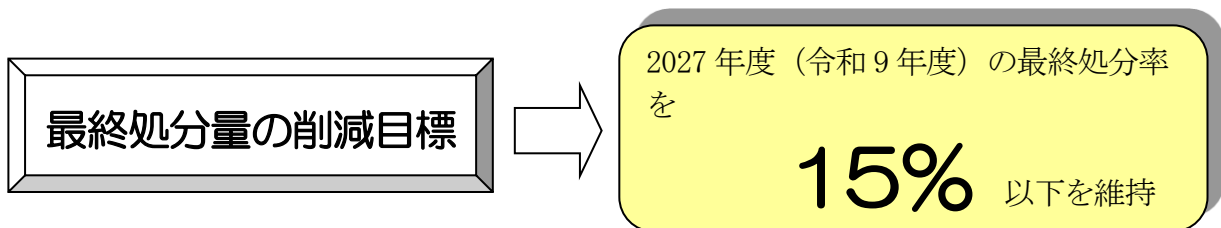
本町におけるごみ減量化等の目標値については、以下のとおり設定する。



2027年度（令和9年度）におけるごみ排出量を、基準年度（将来推計の当初年度となる2022年度（令和4年度））比で5%以上削減することを目標とする。



2027年度（令和9年度）における再生利用率を、2021年度（令和3年度）の1.5%から1.0%以上向上させ、2.5%以上にすることを目標とする。



2027年度（令和9年度）における最終処分率を、15%以下を維持することを目標とする。

- ・ごみ排出量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量
- ・再生利用率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみ排出量×100
- ・最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量×100

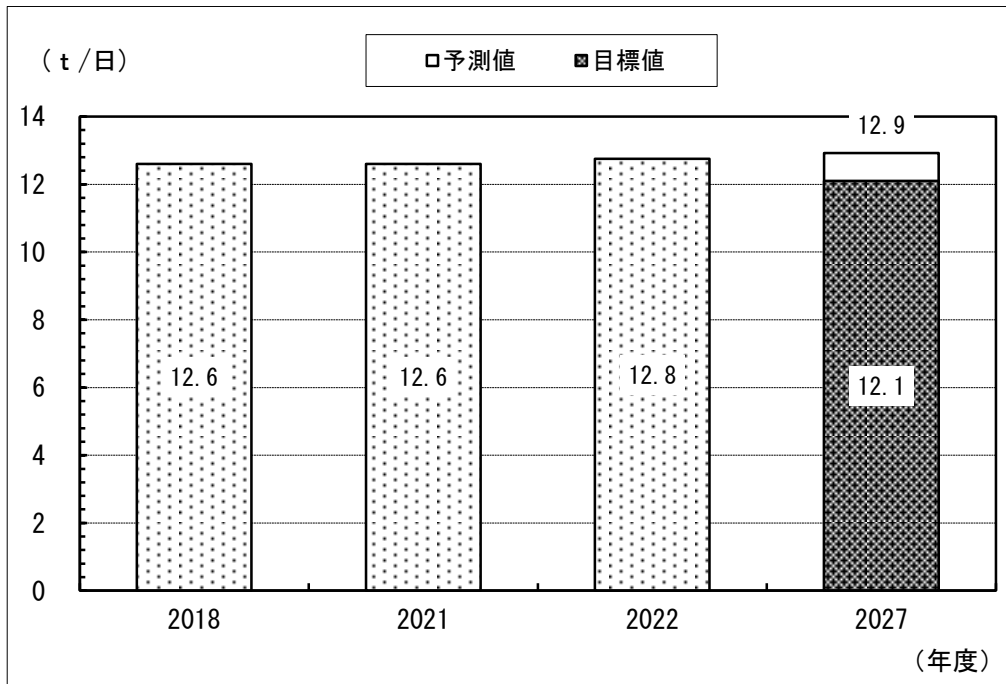


図 5.1.1 1日当たりごみ排出量の削減目標

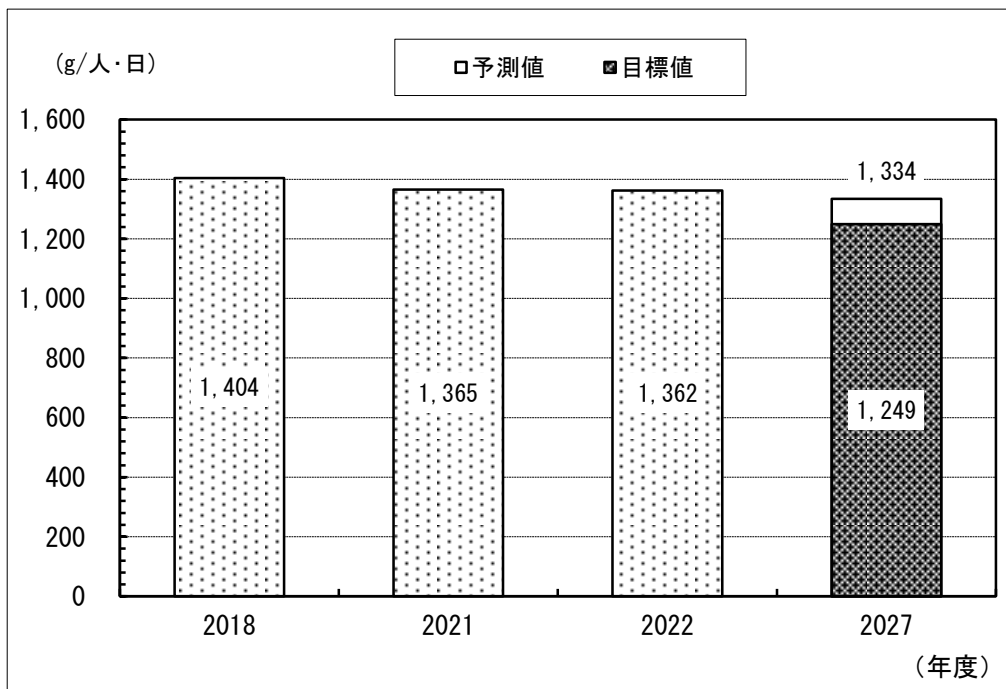


図 5.1.2 1人1日当たりごみ排出量の削減目標

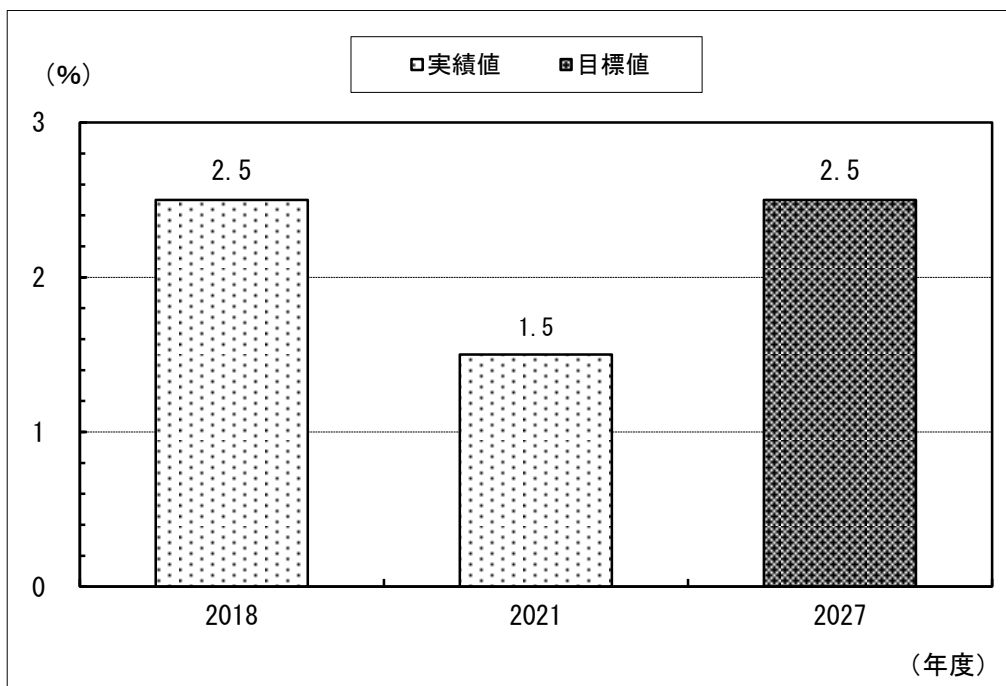


図 5.1.3 リサイクルの目標

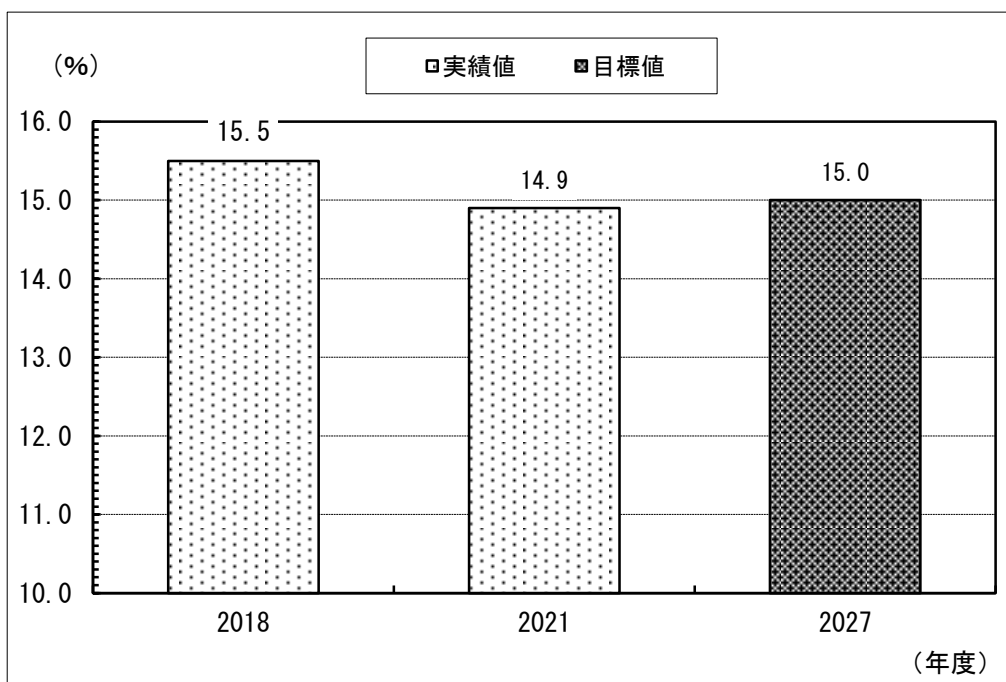


図 5.1.4 最終処分量の削減目標

○ 参考値

国の目標値

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号。以下、「基本方針」という。）の中で、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めている。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物に関する目標値

区 分	24 年度実績	25 年度実績	32 年度目標値	備 考
ごみ総排出量	45,234 千 t	44,874 千 t	(24 年度比) -12%	令和 2 年度 : 41,669 千 t
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ 排出量	553 g	527 g	500 g	令和 2 年度 : 520 g/人・日
再生利用率	21%	21%	(総排出量比) 27%	令和 2 年度 : 20.0%
最終処分量	4,648 千 t	4,538 千 t	(24 年度比) -14%	令和 2 年度 : 8.7%

・「家庭系ごみ」=「生活系ごみ」-「集団回収量」-「資源ごみ」

基本方針では、主に令和 2 年度（平成 32 年度）を目標年度としているが、基本方針の内容に大幅な変更の必要性がないことから、令和 2 年度では改定は行わず、令和 2 年度以降については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定。以下「循環基本計画」という。）等の目標を参考にして施策を進めるとしている。

循環基本計画（平成 30 年 6 月）では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めている。

循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物に関する目標値

区 分	2025 年度（令和 7 年度） 目 標 値	備 考
1 人 1 日当たりごみ排出量	約 850 g/人・日	令和 2 年度 : 901 g/人・日
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量	約 440 g/人・日	令和 2 年度 : 520 g/人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン	令和 2 年度 : 1,165 万トン
再生利用率	28%	令和 2 年度 : 20.0%

・「家庭系ごみ」=「生活系ごみ」-「集団回収量」-「資源ごみ」

福岡県の目標値

一般廃棄物の減量化等の目標

区 分	本県の令和 7 (2025) 年度目標値	備 考
ごみ総排出量の増減率 (平成 30 (2018) 年度比)	-5%	生活系ごみ：-3% 事業系ごみ：-9% (それぞれ人口減少-1% の影響を含む)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (平成 30 (2018) 年度比)	516 g (約-2%)	生活系ごみの減少率から 人口減少の影響を除外
再生利用率 (排出量比)	22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40% (推計値)	民間事業者によるリサイ クルを加味した推計を参 考値として併記
最終処分量の増減率 (平成 30 (2018) 年度比)	-6%	

福岡県の一般廃棄物の排出・処理の状況及びの目標値

区 分	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	県の令和 7 (2025) 年度 目標値	前計画における 県の令和 2 (2020) 年度 目標値 (参考)
ごみ総排出量	1,785 千 t	1,769 千 t	1,681 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -5%	1,820 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	526 g	528 g	516 g 平成 30 (2018) 年度比 約-2%	538 g 平成 26 (2014) 年度比 -1%
再生利用率 (総排出量比)	21.9%	21.6%	22%	23%
最終処分量	180 千 t	182 千 t	171 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -6%	191 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%

第2節 目標達成に向けて

目標を達成するためには、町民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んでいく必要がある。目標を達成するために、どのような行動が大切であるかを、以下に示す。

1. ごみ排出量の削減に向けて

本町における1人1日当たりのごみ排出量は、2021年度（令和3年度）で1,365g/人・日である。これに対して、2027年度（令和9年度）には1人1日当たり1,249g/人・日まで削減することを目標としているため、現在より116gの減量が必要となる。

本町におけるごみの排出量については、直接搬入ごみ（事業系）の方が収集ごみ（生活系）より多く、収集ごみ（生活系）の1人1日当たり排出量は、2021年度（令和3年度）で502g/人・日と比較的低い値を示している。

そのため、削減の目標を達成するためには、収集ごみ（生活系）の削減を推進することは勿論であるが、それ以上に、直接搬入ごみ（事業系）の削減を推進していく必要がある。

福岡県では、以下のような取り組みにより、ごみ排出量の削減を促進するとしており、本町でも、これまでの取り組みに加え、「食品ロスの削減」及び「プラスチック排出抑制」等の取り組みを進めていくものとする。

本県では、「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」や「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録促進、事業者や県民、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を活用したプラスチック資源循環の取り組みの促進など、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等の取り組みを各主体と協力し実施することによりごみの削減を進めます。

家庭及び事業所における、ごみ排出量削減のための取り組みについて示すと、以下のとおりとなる。

1) 家庭における取り組み

ごみ排出量を削減し、目標を達成するためには、町民一人ひとりがごみの減量を意識した行動が大切となる。

また、町ではごみの減量、3つのRの啓蒙を進めていくとともに、ごみ排出量削減の誘因となる施策を検討していく。

本町におけるごみ処理・処分の現況を整理した結果をもとに、ごみの減量に向けて家庭で実践できる行動とその効果については、以下に示すとおりである。

町民の取り組み

- ①使い捨て製品など使い終わったらすぐごみになるようなものは、できるだけ買わないようにする。(容器包装に包まれた商品を購入すると、その容器はごみになる。)
- ②買い物袋を持参するようにする。(買い物の際のレジ袋は、そのままごみになる。)
- ③布おむつ、ハンカチ、雑巾を活用するようにする。
- ④生ごみを減量化するようにする。(水切りや堆肥化など)
- ⑤計画的な買い物を実施するようにする。
- ⑥食品ロスの削減に努める。(食べ物を無駄にしない、不要になった食品の有効活用 等)
- ⑦プラスチックごみの削減。(使い捨てプラスチックの使用を控える、繰り返し長く使う 等)

2) 事業所における取り組み

事業所に関しては、業務の形態によってごみの内容が大きく異なることから、業種別に実践できる行動について整理したものを、以下に示す。

事業所の取り組み

- ①事務所
紙類がごみ発生量の多くを占める。紙類はある程度保管して、古紙回収業者に引き渡すようにする。機密文書のリサイクルを行う古紙回収業者もある。
- ②スーパー・飲食店
生ごみが多く発生する業種では、業務用の生ごみ処理機を導入するなどして、生ごみの削減に努める。食品ロスが出ないように商品管理を行い、食品ロスの削減に努める。
また、牛乳パックや発泡トレイの店頭回収、裸売りの推進、簡易包装の推進、買い物袋持参運動の推進などに積極的に取り組んでいく。
- ③ISO 14000 の取得、環境活動評価プログラム (エコアクション 21) の実施
ISO 14000 シリーズは、環境管理と環境監査の国際規格である。また、エコアクション 21 は、ISO14000 規格をベースとした環境経営システムである。これらを取得、実施することによって環境保全に貢献できるほか、エネルギーや廃棄物処理に係る経費の削減、企業のイメージアップにつながる。

3) 具体的な目標値の設定

上述した取り組みの考え方を基に減量化を推進していくが、具体的には、生活系ごみ（収集ごみ）、事業系ごみ（直接搬入ごみ）について、以下のような目標値を設定することとする。

○生活系ごみ

生活系ごみの1人1日当たり排出量は、比較的低い値であるが、さらに削減するものとし、基準年度等は異なるが、福岡県廃棄物処理計画の目標値（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）として示されている2%を目安とし、削減を行うものとする。

そのため、2021年度（令和3年度）までの1人1日当たり排出量の実績値（470.4g/人・日（可燃系）+31.7g/人・日（不燃系）=502.1g/人・日）に対し、2027年度（令和9年度）までに2%の削減を行うこととする。その後は、2027年度（令和9年度）時点の1人1日当たり排出量を維持するものとする。

○事業系ごみ

本町でのごみの排出量（1人1日当たり排出量）を、目標値である1,249g/人・日まで削減するためには、事業系ごみの大幅な削減が不可欠である。

そのため、2021年度（令和3年度）までの1日当たり排出量の実績値（7.67t/日（可燃系）+0.38t/日（不燃系）=8.05t/日）に対し、2027年度（令和9年度）までに9%（福岡県廃棄物処理計画のごみ総排出量の増減率）の削減を行うこととする。その後は、2027年度（令和9年度）時点の1日当たり排出量を維持するものとする。

以上の目標値を達成した場合のごみ量については、表5.2.1に示すとおりである。

表 5.2.1 減量化目標達成後のごみ量

区 分		年 度	予 測 値			減 量 化 達 成 後			
			2027 (R9)	2032 (R14)	2037 (R19)	2027 (R9)	2032 (R14)	2037 (R19)	
人 口	行政区域内人口	(人)	9,687	9,864	9,960	9,687	9,864	9,960	
	計画収集人口	(人)	9,683	9,862	9,959	9,683	9,862	9,959	
	自家処理人口	(人)	4	2	1	4	2	1	
ご み 排 出 量	収集可燃ごみ	(t/年)	1,632	1,663	1,679	1,600	1,630	1,646	
		(t/日)	4.5	4.6	4.6	4.4	4.5	4.5	
		(g/人・日)	461.9	461.9	461.9	452.7	452.7	452.7	
	収集不燃・粗大ごみ	(t/年)	86	87	88	84	85	86	
		(t/日)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		(g/人・日)	24.2	24.2	24.2	23.7	23.7	23.7	
	資 源 ご み (集 団 回 収 含 む)	可燃性	(t/年)	30	31	31	29	30	30
			(t/日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			(g/人・日)	8.5	8.5	8.5	8.3	8.3	8.3
不燃性		(t/年)	27	27	27	26	27	27	
		(t/日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		(g/人・日)	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	
直 接 搬 入	可燃ごみ	(t/年)	2,800	2,800	2,800	2,548	2,548	2,548	
		(t/日)	7.67	7.67	7.67	6.98	6.98	6.98	
	不燃ごみ	(t/年)	139	139	139	128	128	128	
		(t/日)	0.38	0.38	0.38	0.35	0.35	0.35	
合 計	(t/年)	4,714	4,747	4,764	4,415	4,448	4,465		
	(t/日)	12.9	13.0	13.1	12.1	12.2	12.2		
	(g/人・日)	1,333.8	1,318.7	1,310.6	1,249.2	1,235.7	1,228.3		

2. リサイクルの目標達成に向けて

本町の資源ごみ再生利用率は、2021年度（令和3年度）で1.5%である。これに対して、2027年度（令和9年度）には再生利用率を2.5%以上に向上させることを目標としているので、現在より1.0%以上のアップが必要となる。

この目標を達成するためには、資源ごみの分別収集などのリサイクル事業を継続していくことに加え、ごみの分別排出の徹底が重要となる。また、分別品目の見直しを実施する等により、再生利用率の向上に努めていく。

リサイクルの目標達成に向けて

①資源ごみリサイクル事業の継続

これまで実施してきた分別収集、拠点回収などの資源ごみリサイクル事業を、今後も、継続していく。

②分別の徹底

リサイクルの対象として分別排出すべき紙類（新聞、広告、雑誌・本、ダンボール）やペットボトルの一部が可燃ごみとして廃棄されている。また、缶・びん、金物類も、びんを除くとまだ不燃ごみとして廃棄されている状況である。

再生利用率を向上させるには、これらの資源ごみをきちんと分別することが必要不可欠である。

具体的な数値目標としては、現在の資源化量の実績及び県内の他町の状況を比較し、さらに資源化が可能と思われるものについて、資源化を推進していく。（表 5.2.2）

なお、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルスの影響により、2019年度（令和元年度）以降は、集団回収による資源化が大きく減少しているが、今回の計画では、現在の状況が少しは良くなると考えるが、集団回収における増加は見込まないものとする。

その結果、資源化量及び再生利用率は、表 5.2.3 に示すとおりとなる。

また、減量化及び資源化目標達成後のごみ量は、表 5.2.4 に示すとおりである。

表 5.2.2 資源化量の目標値

区 分 項 目		資源化量		資源化量
		2021 (R3) 実績 (g/人・日)		目標値 (g/人・日)
分別収集による 資源化量	ペットボトル	1.8	➔	2.5
	ダンボール	5.6	➔	7.5
	缶・金属類	2.1	➔	5.0
	びん・ガラス類	5.3	➔	7.5
	陶磁器	0.0	➔	0.0
不燃ごみからの 資源化量	不燃性	4.4	➔	7.5
集団回収による 資源化量	紙類（可燃系）	1.1	➔	1.1
	古布（可燃系）	0.0	➔	0.0
	アルミ缶（不燃系）	0.1	➔	0.1
	びん類（不燃系）	0.0	➔	0.0

	資源化量 (g/人・日 : 2020年度(令和2年度))			
	福岡県全体		31町	
	全市町村平均	市町村別最大	31町平均	31町別最大
紙 類	63.6	174.0	35.3	100.0
金属類	19.5	45.6	22.8	39.7
ガラス類	9.4	30.4	10.9	30.4
ペットボトル	5.1	9.6	5.1	9.6
プラスチック類	5.3	31.3	6.2	31.3
布類	3.0	22.2	5.7	22.2
その他	93.7	753.1	235.7	753.1
合 計	199.6	—	321.6	—

表 5.2.3 資源化目標と再生利用率

区 分 項 目		2027 (R9)	資源化量	資源化量
			目標値 (g/人・日)	2021 (R3)実績 (g/人・日)
分別収集による 資源化量 (t/日)	ペットボトル	0.024	2.5	1.8
	ダンボール	0.073	7.5	5.6
	缶・金属類	0.048	5.0	2.1
	びん・ガラス類	0.073	7.5	5.3
	陶磁器	0.000	0.0	0.0
不燃ごみからの 資源化量 (t/日)	不燃性	0.073	7.5	4.4
集団回収による 資源化量 (t/日)	紙類 (可燃系)	0.011	1.1	1.1
	古布 (可燃系)	0.000	0.0	0.0
	アルミ缶 (不燃系)	0.001	0.1	0.1
	びん類 (不燃系)	0.000	0.0	0.0
資源化量	可燃性 (t/日)	0.108		
	不燃性 (t/日)	0.195		
	合 計 (t/日)	0.303		
	リサイクル率 (%)	2.5		
ごみ排出量 (減量化目標達成後)	(t/日)	12.10		
人口 (予測値)	(人)	9,683		

表 5.2.4 減量化及び資源化目標達成後のごみ量

区分		年度	予測値			減量化・資源化達成後			
			2027 (R9)	2032 (R14)	2037 (R19)	2027 (R9)	2032 (R14)	2037 (R19)	
人口	行政区域内人口	(人)	9,687	9,864	9,960	9,687	9,864	9,960	
	計画収集人口	(人)	9,683	9,862	9,959	9,683	9,862	9,959	
	自家処理人口	(人)	4	2	1	4	2	1	
ごみ排出量	収集可燃ごみ	(t/年)	1,632	1,663	1,679	1,590	1,621	1,636	
		(t/日)	4.5	4.6	4.6	4.4	4.4	4.5	
		(g/人・日)	461.9	461.9	461.9	450.1	450.1	450.1	
	収集不燃・粗大ごみ	(t/年)	86	87	88	66	67	68	
		(t/日)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		(g/人・日)	24.2	24.2	24.2	18.6	18.6	18.6	
	資源ごみ (集団回収含む)	可燃性	(t/年)	30	31	31	39	39	40
			(t/日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			(g/人・日)	8.5	8.5	8.5	10.9	10.9	10.9
不燃性		(t/年)	27	27	27	44	45	45	
		(t/日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		(g/人・日)	7.5	7.5	7.5	12.5	12.5	12.5	
直接搬入	可燃ごみ	(t/年)	2,800	2,800	2,800	2,548	2,548	2,548	
		(t/日)	7.67	7.67	7.67	6.98	6.98	6.98	
	不燃ごみ	(t/年)	139	139	139	128	128	128	
		(t/日)	0.38	0.38	0.38	0.35	0.35	0.35	
合計	(t/年)	4,714	4,747	4,764	4,415	4,448	4,465		
	(t/日)	12.92	13.01	13.05	12.1	12.2	12.2		
	(g/人・日)	1,333.8	1,318.7	1,310.6	1,249.2	1,235.7	1,228.3		

3. 最終処分量の削減に向けて

最終処分では、可燃ごみの焼却残渣、不燃ごみ及び粗大ごみ処理残渣については、福岡市に処分を委託しているが、処分量(委託量)を極力減らしていくことが重要である。

具体的な数値目標としての最終処分量及び最終処分率は、表 5.2.5 に示すとおりである。

表 5.2.5 最終処分率の予測

項目\区分		2027 (R9)
焼却残渣 (焼却施設)	(t/日)	1.45
不燃ごみ (直接埋立)	(t/日)	0.28
粗大ごみ処理残渣	(t/日)	0.08
最終処分量		1.81
	最終処分率 (%)	15.0
ごみ排出量 (減量化目標 達成後)	可燃性 (t/日)	11.48
	不燃性 (t/日)	0.65
	合計 (t/日)	12.13
焼却残渣率	(%)	12.6

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

久山町では、第4次総合計画において、『「国土・社会・人間」の3つの健康づくりによる「健康」を真に実感できるまちづくり』の基本理念を継承し、将来像「だれもが生き生きと暮らせる『田園都市』の実現」を掲げている。その中の基本施策「暮らし」のなかで「住み良い生活環境を未来につなぐ」をテーマとして、ごみの減量とリサイクル活動を推進していくこととしている。

本計画では、ごみ処理の課題及び総合計画の基本理念を受け、ごみ処理の基本目標を以下のように定めることとする。

基本目標

「住み良い生活環境のための持続可能な循環型まちづくり」

また、基本目標を達成するための基本方針を、以下のように定め、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進していくこととする。

○基本方針1：ごみ減量化の推進としくみづくり

- ・町民・事業者・行政が一体となったごみ減量化に取り組んでいく。また、そのためのしくみづくりを進めていくこととする。

○基本方針2：分別収集の徹底と資源化の推進

- ・資源の有効利用の観点から、分別収集の強化に努め、リサイクルのまちづくりを推進していく。

○基本方針3：情報の発信と意識啓発活動の推進

- ・ごみ問題やリサイクルに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルに対する啓発を推進していく。

第2節 ごみ処理システムの設定

ごみ処理については、収集・運搬までの体制については久山町が主体となって行っていくが、中間処理及び最終処分については、現行どおり、福岡市へ委託処理することを基本とする。

表 6.2.1 ごみ処理主体区分

区 分		主 体	運営体制
可燃ごみ	収集・運搬	久山町	民間委託
	中間処理	福岡市	委託（福岡市）
	最終処分	福岡市	委託（福岡市）
不燃・粗大 ごみ	収集・運搬	久山町	民間委託
	中間処理	福岡市	委託（福岡市）
	最終処分	福岡市	委託（福岡市）
資源ごみ	収集・運搬	久山町	民間委託
	中間処理	久山町 （一部福岡市）	民間委託 （一部福岡市へ委託）

第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 排出抑制・資源化計画

1) 排出抑制への取り組み

ごみの排出量を抑制していくためには、町民・事業者・行政が一体となり、同じ意識をもって、取り組んでいくことが重要となる。

①教育、啓発活動の
充実

○ごみの排出抑制に対する意識を高めるため、環境教育の充実を図る。

○児童・生徒、地域住民を対象としたごみ処理施設見学会を実施する。

○ごみ減量化を推進するための市民団体（減量化推進委員等）や地域リーダーの育成を図る。

②情報の発信

○町のホームページや広報誌を通じて、ごみ問題やリサイクルに関する情報を発信していく。

○家庭の不用品を売却できるリサイクルショップやフリー

マーケットを紹介する。

○行政や民間団体が主催する、ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントを紹介する。

③生ごみ類の減量

○食品ロスを削減するとともに、さらに家庭から排出されるごみのうち、重量比で大きな割合を占めることとなっている生ごみ類について、三角コーナーなどによる水切り運動を展開していく。

家庭でできる生ごみの減量化対策事例

水切りの実施	<ul style="list-style-type: none">● 三角コーナー、水切りネットを使用する。● 野菜などを水洗いする場合、使えない部分は始めに取り分けてから水洗いする。● 乾いた調理くずを入れるための専用の容器を用意する。
堆肥化	<ul style="list-style-type: none">● 生ごみ堆肥化(コンポスト)容器の活用。● 電気式生ごみ処理機の活用。● ダンボール箱を堆肥化容器として利用。● 庭の土に埋める。

④事業者に向けて

○資源ごみの回収業者情報を提供する。

○事業所におけるごみの排出抑制・リサイクルに関する取り組み事例を紹介する。

○事業者の ISO 14000 の積極的な取得に向けて、すでに認証を取得した事業者の事例を紹介するとともに、情報を提供する。

○多量にごみ(事業系一般廃棄物)を排出する事業者に対しては、ごみ減量に関する計画作成を要請するなど、事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

⑤販売店に向けて

○牛乳パックやトレイの店頭回収、簡易包装の推進、リターナブルびん・詰め替え製品の積極的な販売を要請する。

○消費者による過剰包装の自粛、買い物袋持参に対して、積極的な協力を要請する。

○食品ロスの削減に対して、積極的な協力を要請する。

2) リサイクルの推進に向けた取り組み

資源ごみの再生利用率は、全国及び福岡県の平均値に比べて低い水準にあり、十分なリサイクルの余地が残っていると見える。ここでは、以下の取り組みを主体にリサイクルのさらなる推進に努めていくこととする。

①リサイクル事業の 継続・充実

○現在行っているリサイクル推進のための事業、分別収集、拠点回収等について、今後も継続していくとともに、町民のみなさんが、資源物を分別しやすく、出しやすいシステムを検討していく。

②分別排出の徹底

○廃棄されたごみのなかには、リサイクルの対象として分別排出すべき品目がまだ含まれている。排出者に対しては分別排出の徹底を呼びかけていく。

2. 収集・運搬計画

本町では、現在、不燃ごみ・粗大ごみについては戸別方式（不燃ごみについては、ステーション方式も併用している。）、可燃ごみ・資源ごみについてはステーション方式で収集を行っている。今後も、現行の収集・運搬体制を維持していくとともに、ごみ出しが困難な世帯等に配慮した収集体制を検討していく。

1) 分別区分と収集方法

分別区分と収集方法は、現行の体制を基本とするが、容器包装リサイクル法に定められた分別区分の見直しを検討していく。

表 6.3.1 分別区分と収集方法

分別区分		収集方法
可燃ごみ（燃えるごみ）		2回／週 ステーション方式（指定袋制）
不燃ごみ（燃えないごみ）		1回／月 ステーション方式（指定袋制）
		電話予約制 戸別方式（指定袋制）
粗大ごみ		電話予約制 戸別方式（シール券制）
資源ごみ（分別収集）	ペットボトル	1回／月 ステーション方式（回収ネット）
	びん（無色）	1回／月 ステーション方式（専用コンテナ）
	びん（茶色）	
	ダンボール	毎日 専用回収庫

2) 収集・運搬量

ごみ減量化目標達成後における収集・運搬量の見込みは、次のとおりである。

表 6.3.2 収集・運搬量の見込み

区 分		年 度	実 績 値		
			2021 (R3)	2027 (R9)	2032 (R14)
収 集	可燃ごみ	t / 年	1,557	1,590	1,621
	資源ごみ	t / 年	50	78	79
	可燃性	t / 年	25	34	34
	不燃性	t / 年	25	44	45
	不燃ごみ	t / 年	64	52	53
	粗大ごみ	t / 年	17	14	14
	計	t / 年	1,688	1,734	1,767
直 接 搬 入	可燃ごみ	t / 年	2,792	2,548	2,548
	不燃ごみ	t / 年	118	128	128
	計	t / 年	2,910	2,676	2,676
ごみ排出量 合計		t / 年	4,598	4,410	4,443
(集団回収を除く)		t / 日	12.6	12.1	12.2
集団回収		t / 年	4	5	5
可燃性		t / 年	4	5	5
不燃性		t / 年	0	0	0
ごみ排出量 合計		t / 年	4,602	4,415	4,448
(集団回収を含む)		t / 日	12.6	12.1	12.2

3) ごみ出しが困難な世帯等に対する支援

全国的に高齢化社会が進んでいるが、本町においても例外ではない。それに核家族化の進展と相まって、ひとり暮らしの高齢者世帯も多くなっており、介護や援護を要するごみ出しが困難な世帯等を地域全体で支えていく仕組みを構築することが必要になっている。

ごみ出しが困難な世帯等に対する支援

○ひとり暮らしの高齢者世帯等のごみ出しが困難な場合は、介護や福祉の関係機関とも連携を図りながら、ごみ出し支援策を検討していく。

3. 中間処理計画

中間処理については、現行どおり、福岡市への委託処理を基本とするが、委託量が減少するようリサイクルの体制を構築していく。

ごみ減量化目標達成後における中間処理対象ごみ量の見込みは、次のとおりである。

表 6.3.3 中間処理対象ごみ量の見込み

区 分		年 度	実績値	目標値	
			2021 (R3)	2027 (R9)	2032 (R14)
東部資源化 センター	収集・資源ごみ	t /年	50	78	79
	収集・不燃ごみ	t /年	64	52	53
	収集・粗大ごみ	t /年	17	14	14
	直搬・不燃・粗大ごみ	t /年	118	128	128
	計	t /年	249	272	274
		t /日	0.7	0.7	0.8
東部工場 (焼却)	収集可燃ごみ	t /年	1,557	1,590	1,621
	直接搬入可燃ごみ	t /年	2,792	2,548	2,548
	粗大ごみ中の可燃ごみ	t /年	54	53	53
	計	t /年	4,403	4,191	4,222
		t /日	12.1	11.5	11.6

4. 最終処分計画

最終処分については、現行どおり、福岡市への委託処分を基本とするが、最終処分量（委託量）の削減に向けた体制を構築していく。

1) 最終処分量の見込み

ごみ減量化目標達成後における最終処理対象ごみ量の見込みは、次のとおりである。

表 6-3-6 最終処分対象ごみ量の見込み

区 分	年 度	実績値	目標値	
		2021 (R3)	2027 (R9)	2032 (R14)
東部（伏谷）埋立場	t / 年	685	655	659
焼却残渣（焼却施設）	t / 年	555	528	532
不燃ごみ（直接埋立）	t / 年	100	98	98
粗大ごみ処理残渣	t / 年	30	29	29
最終処分量	t / 年	685	655	659
	t / 日	1.9	1.8	1.8

2) 最終処分場について

現在、福岡市が所有している東部（伏谷）埋立場は、埋立期間の延長が続いており、2018年度（平成30年度）からさらに15年間延長されたため、今後も当分の間処分の委託も継続していく。

第4節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに、巡回パトロールの実施など監視体制の強化を図っていく。

排出者への啓発

○町民や事業者等のごみ排出者に対しては、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発に努める。

監視体制の強化

○不法投棄が多いところを中心に、警察と連携した巡回パトロールを強化する。

○地域の住民や郵便局・電力会社・タクシー会社などとも連携し、不法投棄の監視と情報の共有化を図る。

2. 広報・啓発活動のあり方

基本計画を円滑に進めるための広報・啓発活動のあり方については、表 6.4.1 に示すとおりである。

表 6.4.1 広報啓発活動のあり方

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町のごみ処理の現状と問題点(ごみ量、処理費用など) ・ 廃棄物と環境問題 ・ ごみ排出抑制の方法と効果(実践事例など) ・ 町民協力の内容とその理由(分別、排出マナーなど) ・ グリーン購入や地球にやさしい商品の紹介など ・ 食品ロス削減の方法と効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット、チラシなどの作成 ・ 副読本の作成 ・ マスコミ(新聞、テレビ、ラジオなど)への情報提供 ・ 講習会、講演会 ・ 不用品交換会、フリーマーケット、処理施設見学会、修理・リフォーム教室、廃品による工作教室など。 ・ ごみ減量等推進員による現場指導 ・ 事業所に対する個別指導など

3. 情報管理

発生・排出から処理・処分に至るまでのデータを体系的に整理し、今後の広報啓発活動及び実施計画策定などに生かしていけるよう情報の収集、整理、管理、活用、公開のシステムを確立していく。

第5節 計画の進行管理

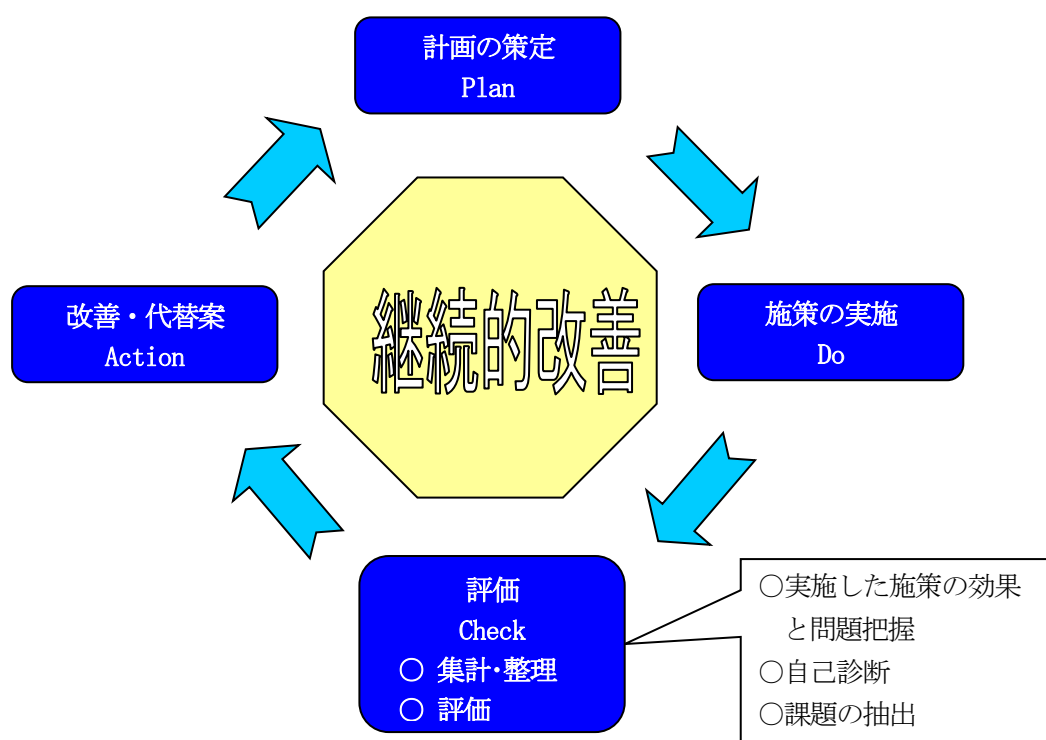
1. 計画の見直し

本計画は、中間目標年度を2027年度（令和9年度）、最終目標年度を2022年度（令和14年度）として策定しているが、近年、廃棄物をめぐる情勢は急速に変化しており、今後さらなる循環型社会の構築に向けて法体系の変更が予想されることから、必要に応じて計画を見直すこととする。

2. 計画の進行管理

ごみ減量化等の目標値を達成していくためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが重要である。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていくこととする。



第7章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の経緯

本町における生活排水処理に係る施設整備等の状況等は、以下に示すとおりである。

表 7.1.1 生活排水処理の経緯

年 月	事 業 内 容
1965年(昭和40年)11月	「久山町汚物処理規制」施行
1966年(昭和41年)8月	福岡市と久山町との間に「し尿処理事務の委託契約」の締結
1966年(昭和41年)10月	「久山町清掃条例」を施行
1966年(昭和41年)11月	し尿処理委託業務を開始する。 処理は、福岡市の「那の津し尿中継所基地」に投入 最終処分は、福岡市による海洋投入
1972年(昭和47年)4月	「久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
1973年(昭和48年)4月	し尿汲み取り手数料糟屋郡内統一になる。
1975年(昭和50年)4月	福岡市東部し尿中継基地完成(久山町久原)
1976年(昭和51年)10月	し尿の処理を、「那の津し尿中継所基地」から「福岡市東部し尿中継基地」に変更 最終処分は、中継所より福岡市東部下水処理場へ圧送され処理水は多々良川へ放流
1992年(平成4年)10月	「久山町多々良川流域関連公共下水道」工事着工
1994年(平成6年)8月	「久山町多々良川流域関連公共下水道」事業計画変更
1994年(平成6年)10月	「久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全面改正及び施行
2001年(平成13年)3月	福岡市と「し尿終末処理事務委託」に関する規約の改正(平成18年3月31日まで)
2006年(平成18年)4月	福岡市と「し尿終末処理事務委託」に関する規約の改正(平成23年3月31日まで)
2007年(平成19年)4月	「久山し尿中継所」閉鎖 し尿の処理を、「中部し尿中継所」へ変更
2016年(平成28年)3月	福岡市と「し尿終末処理事務委託」に関する規約の改正(平成33年3月31日まで)
2021年(令和3年)3月	福岡市と「し尿終末処理事務委託」に関する規約の改正(令和8年3月31日まで)

第2節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の処理体系

生活排水は、大きく分けて「し尿」と「生活雑排水（日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水）」がある。

本町において、この生活排水の処理としては、水洗化し尿と生活雑排水を処理する「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、水洗化し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」、くみ取りし尿（未水洗化し尿）を処理する「し尿処理施設」がある。

また、し尿処理施設では、くみ取りし尿以外に浄化槽（単独処理浄化槽を含む）の清掃汚泥（以下「浄化槽汚泥」）が処理されている。

本町の2021年度（令和3年度）における生活排水の処理体系は、図7.2.1に示すとおりである。

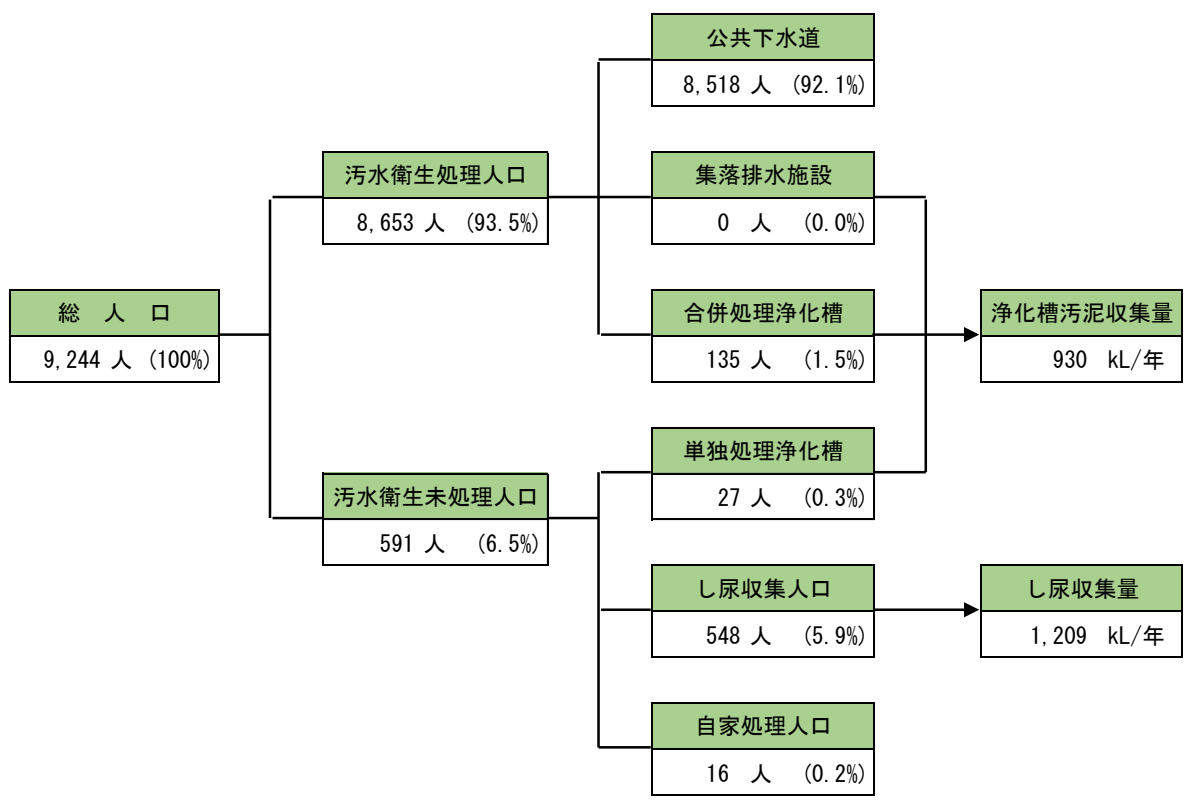
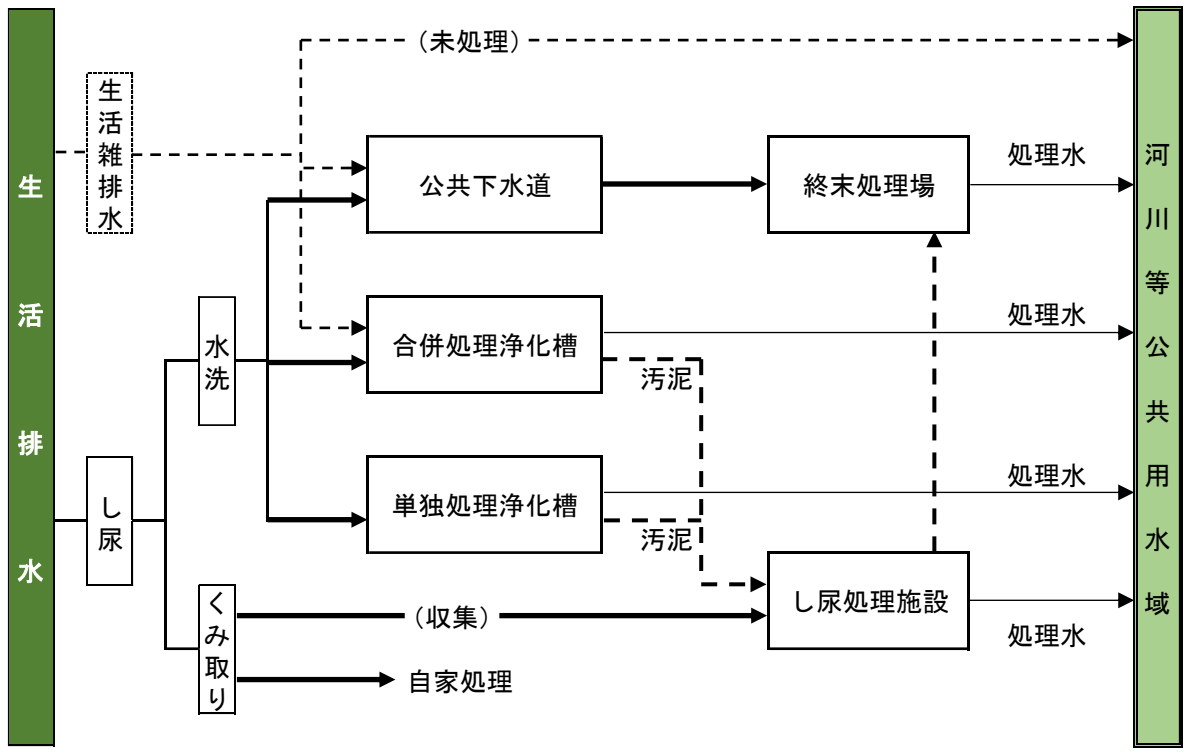


図 7.2.1 生活排水の処理体系 (2021 年度 (令和 3 年度) 現在)

2. 生活排水の処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口は、表 7.2.1 及び図 7.2.2、図 7.2.3 に示すとおりである。

し尿と生活雑排水を合わせて処理する汚水衛生処理人口は、公共下水道の普及とともに増加している。それに伴い、総人口に対する汚水衛生処理人口の割合（汚水衛生処理率）は年々上昇してきており、2020年度（令和2年度）は93.2%であるが、福岡県の平均値90.5%及び全国値の88.3%と比べると、やや高い状況である。

表 7.2.1 生活排水の処理形態別人口の推移

（単位：人）

区 分	年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総人口		8,821	8,963	9,065	9,210	9,244
汚水衛生処理人口		7,975	8,198	8,392	8,578	8,653
	割合 (%)	90.4	91.4	92.6	93.2	93.6
コミュニティプラント人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽人口		177	164	162	144	135
	割合 (%)	2.0	1.8	1.8	1.6	1.5
公共下水道人口		7,798	8,034	8,230	8,434	8,518
	割合 (%)	88.4	89.6	90.8	91.6	92.1
集落排水処理施設人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚水衛生未処理人口		846	765	673	632	591
	割合 (%)	9.6	8.6	7.4	6.8	6.4
単独処理浄化槽人口		47	37	32	20	27
	割合 (%)	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3
非水洗化人口		799	728	641	612	564
	割合 (%)	9.1	8.2	7.1	6.6	6.1
し尿収集人口		773	705	621	594	548
	割合 (%)	8.8	7.9	6.9	6.4	5.9
自家処理人口		26	23	20	18	16
	割合 (%)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

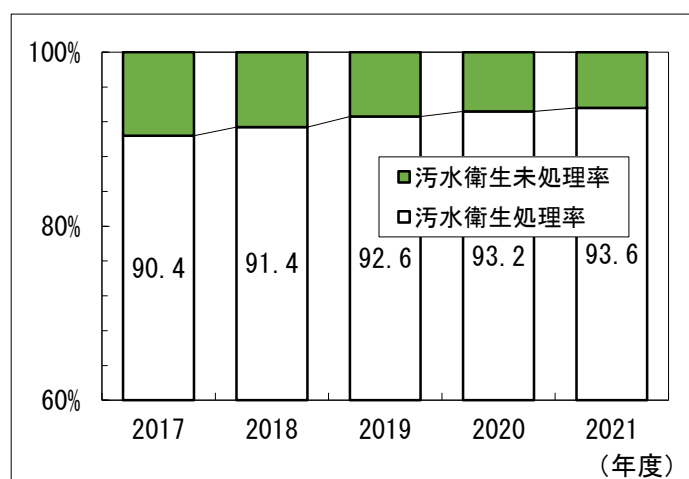


図 7.2.2 汚水衛生処理率の推移

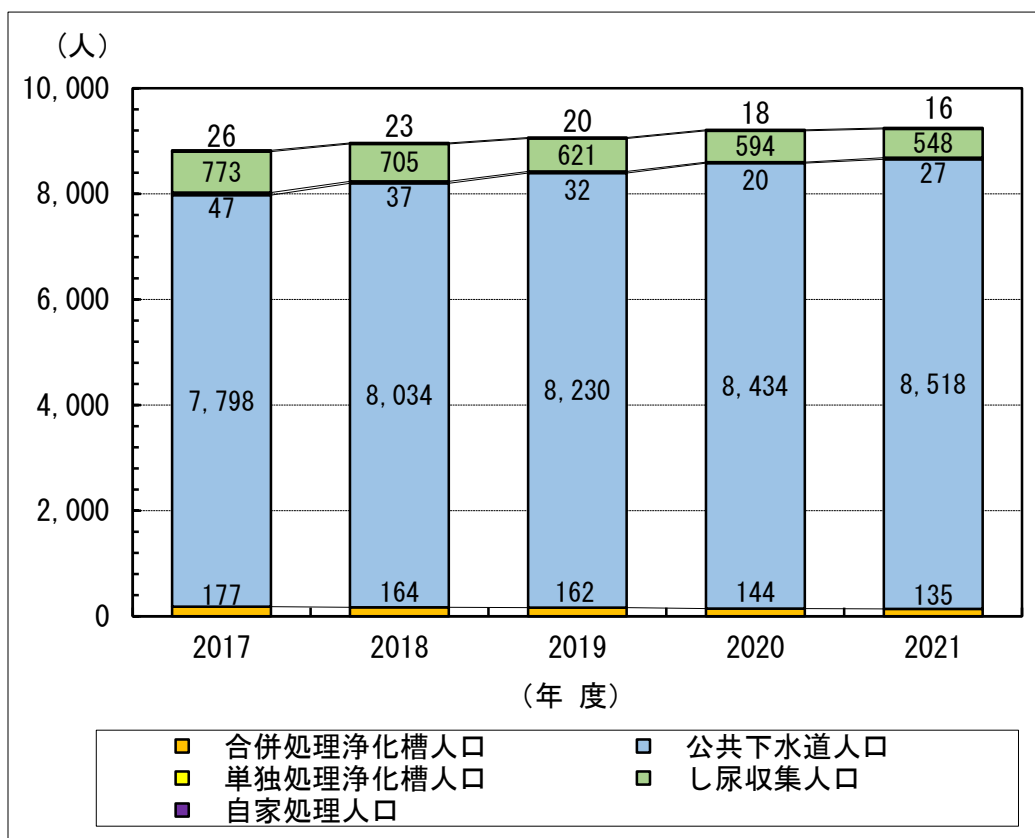


図 7.2.3 生活排水の処理形態別人口の推移

3. 処理施設の状況

本町において、し尿及び生活雑排水の処理施設として稼動している施設の概要を整理すると、次に示すとおりである。

公共下水道については、福岡県が実施している「多々良川流域下水道事業」の中に含まれており、本町では、1996年度（平成8年度）から随時供用開始しており、面整備をさらに推進している。

表 7.2.2 公共下水道事業の概要

施設名称	多々良川流域下水道		
事業主体	福岡県		
計画区域面積	4,667 ha	粕屋町	890 ha
		志免町	869 ha
		宇美町	1,023 ha
		須恵町	699 ha
		篠栗町	537 ha
		久山町	651 ha
計画人口	198,540 人	粕屋町	54.4 千人
		志免町	48.7 千人
		宇美町	33.7 千人
		須恵町	25.7 千人
		篠栗町	28.4 千人
		久山町	7.7 千人
排除方式	分流式		
処理方法	嫌気無酸素好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過		
日平均計画汚水量	67,500 m ³ /日		
幹線管渠総延長	31.66 km		
終末処理場	多々良浄化センター 15.4 ha		
所在地	糟屋郡粕屋町大字江辻 705 番地		
計画年度	昭和 60 年度～令和 12 年度		
供用開始年度	平成 6 年 7 月（久山町は平成 8 年度）		

4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

1) し尿・浄化槽汚泥の収集実績

収集されたし尿及び浄化槽汚泥の総量は、減少傾向であったが、令和3年度にはやや増加している。収集量全体に占める浄化槽汚泥の割合は、横這い傾向にある。

表 7.2.3 し尿・浄化槽汚泥の収集実績

区 分		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
総量	収集・処理量 (kL/年)		2,243	2,126	2,053	2,000	2,139
	1日平均 (kL/日)		6.1	5.8	5.6	5.5	5.9
	指 数		100	95	92	89	95
し尿	収集・処理量 (kL/年)		1,301	1,165	1,148	1,124	1,209
	1日平均 (kL/日)		3.5	3.2	3.1	3.1	3.4
	割 合 (%)		58.0	54.8	55.9	56.2	56.5
	指 数		100	90	88	86	93
浄化槽汚泥	収集・処理量 (kL/年)		942	961	905	876	930
	1日平均 (kL/日)		2.6	2.6	2.5	2.4	2.5
	割 合 (%)		42.0	45.2	44.1	43.8	43.5
	指 数		100	102	96	93	99

指数：平成29年度を100とした場合の値

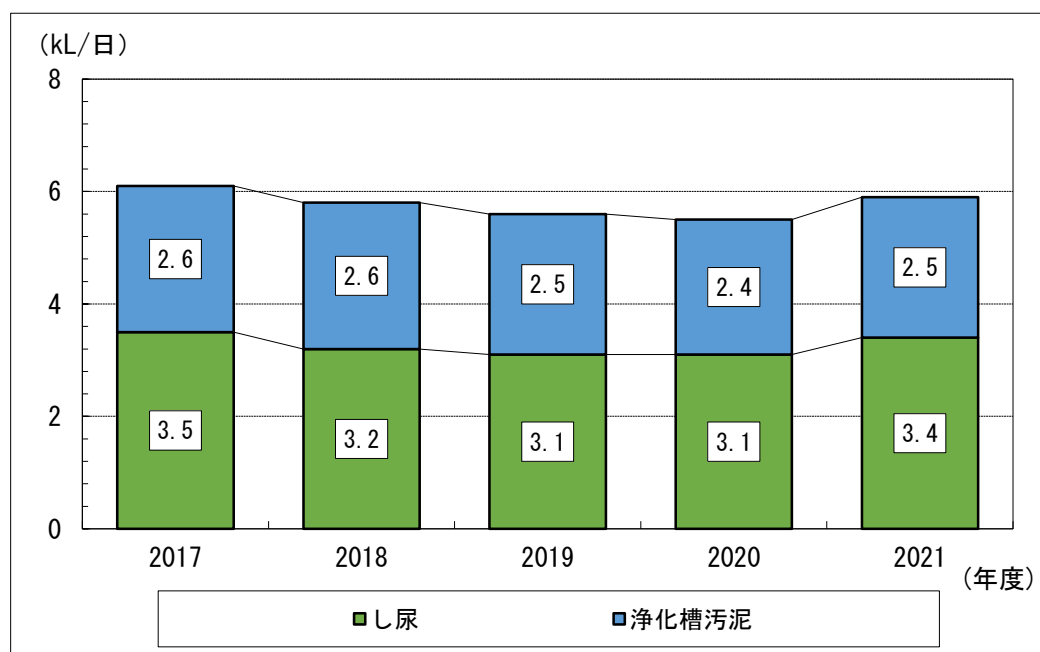


図 7.2.4 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

2) し尿処理施設の概要

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分については、福岡市に委託しているため、し尿処理施設は有していない。

し尿及び浄化槽汚泥については、2015年（平成27年）9月までは、収集後、福岡市のし尿中継地である中部中継所に搬入し、前処理後、東部水処理センターまでポンプで圧送していたが、2015年（平成27年）10月からは、し尿の中継施設から処理施設にリニューアルし、中部汚泥再生処理センターとして稼働開始した。処理方法は、収集したし尿・浄化槽汚泥を脱水処理し、含水率70%以下の脱水汚泥として清掃工場のごみ発電燃料として利用するとともに、ろ液は浄化して公共下水道に放流している。

中部汚泥再生処理センターの概要は、表7.2.4に示すとおりである。

表 7.2.4 中部汚泥再生処理センターの概要

施設名称	中部汚泥再生処理センター
施設所管	福岡市
所在地	福岡市中央区那の津2丁目11番3号
敷地面積	9,312m ²
貯留能力	200 kL
処理能力	65 kL/日
放流先	公共下水道
脱水汚泥搬出先	臨海工場
稼働年月	試運転開始：2015年(平成27年)10月 本格稼働及び施設名称の変更：：2015年(平成27年)11月

第3節 生活排水処理体制

1. 処理・処分体制

本町の生活排水の処理体制は、表 7.3.1 に示すとおりである。

表 7.3.1 生活排水の処理体制

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	福岡県
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	福岡市（委託）

2. 生活排水処理に係る経費

本町において生活排水処理の中で、し尿・汚泥処理にかかった費用は、表 7.3.2 及び図 7.3.1、図 7.3.2 に示すとおりである。

表 7.3.2 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

(単位：千円)

区 分	年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
収集・運搬経費		4,265	4,054	4,079	4,013	4,299
処理・処分経費		25,568	24,878	24,630	24,009	27,164
合 計		29,833	28,932	28,709	28,022	31,463
し尿等処理量 (kL)		2,243	2,126	2,053	2,000	2,139
kL当たり処理費 (円)		13,300	13,609	13,984	14,011	14,709
し尿・浄化槽 収集人口 (人)		997	906	815	758	710
1人当たり処理費 (円)		29,923	31,934	35,226	36,968	44,314

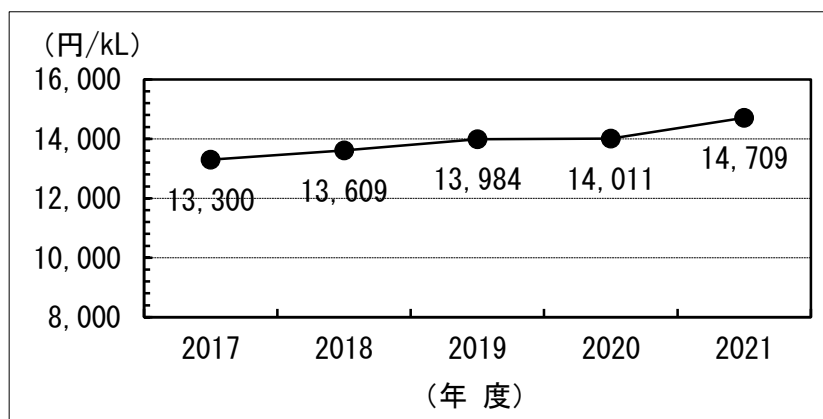


図 7.3.1 1kL 当たりし尿・汚泥処理経費の推移

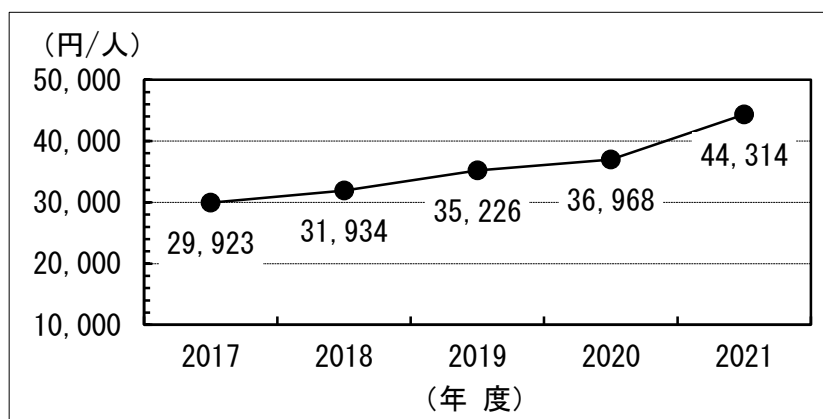


図 7.3.2 し尿・浄化槽収集人口 1人当たりし尿・汚泥処理経費の推移

第4節 生活排水処理の課題

生活排水処理の現状等から抽出される課題について整理すると、以下に示すとおりである。

●生活排水排出に関して

- 公共下水道計画地域においては、未接続世帯の公共下水道接続の推進
- その他地域においては、単独処理浄化槽設置及びし尿汲み取り世帯の合併処理浄化槽設置の推進

●収集・運搬に関して

- 住民への公平なサービス継続の検討

●中間処理に関して

- 現状の処理体制の維持及び福岡市の生活排水処理計画との整合性

●最終処分に関して

- 現状の処理体制の維持及び福岡市の生活排水処理計画との整合性

第8章 人口とし尿・汚泥排出量の将来予測

第1節 生活排水の処理形態別人口の将来予測

1) 予測に当たっての基本的な考え方

生活排水の処理形態別人口の予測については、各生活排水処理施設整備事業計画に基づく目標人口や過去の人口動態に基づく傾向線を基本とし、予測年度は本計画策定年の15年後（2037年度（令和19年度））までとする。

(1) 行政区域内人口（計画処理区域内人口）

本計画における行政区域内人口の将来推計については、ごみ処理基本計画との整合性を図るため、ごみ処理基本計画と同じものを使用することとする。（第4章、第1節参照）

(2) 汚水衛生処理人口（公共下水道人口、コミュニティ・プラント人口、集落排水施設人口、合併処理浄化槽人口）

具体的な事業計画のある公共下水道、コミュニティ・プラント人口、集落排水施設、合併処理浄化槽（補助対象）に関する人口は、計画に基づく数値（目標人口、浄化槽の設置基数等）を基本とし、これに過去の人口動態による傾向線及び社会情勢なども勘案して予測する。

(3) 汚水衛生未処理人口

①単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽に関しては、浄化槽法が一部改正（平成13年4月1日施行）され、新設が原則的に禁止されたほか、既設の単独処理浄化槽についても公共下水道処理区域に設置されているもの以外は、合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更を努めなければならないとされている。したがって、人口予測に当たっては、これらを勘案する。

②非水洗化人口（し尿収集人口、自家処理人口）

過去の実績に基づく傾向線を基本とするが、行政区域内人口（計画処理区域内人口）の予測結果や公共下水道、コミュニティ・プラント、集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設整備事業の進捗を勘案する。

予測に用いる傾向線は、次の6種類とし、採用に当たっては、近年の実績や各事業計画の目標人口などを考慮して最も適当な傾向線を選択するものとする。

傾向線による予測に用いるデータは、収集データの完成度、各データの近年の傾向を考慮して、原則として、2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）の5年間のデータとする。

<予測に用いる傾向線>

- ① 一次直線 : $Y = a + b \cdot t$
- ② ルート曲線 : $Y = a + b \cdot \sqrt{t}$
- ③ 自然対数曲線 : $Y = a + b \cdot \log t$
- ④ 一次指数曲線 : $Y = a \cdot b^t$
- ⑤ べき曲線 : $Y = Y_0 + a \cdot t^b$
- ⑥ ロジスティック曲線 : $Y = K / (1 + e^{b-a \cdot t})$

ここに、

Y : 理論値（ここでは、行政区域内人口予測値）

a、b、c : 実績値より定める定数

t : 時間係数

(年度の変化を示す。平成元年度を $t = 1$ と設定)

K : 上限値

生活排水の処理形態別人口の実績値及び生活排水の処理形態別人口の前回推計値は、表 8.1.1 及び表 8-1-2 に示すとおりである。

前回の推計値では、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口及び自家処理人口は、減少量が最も大きい推計式を採用しており、実績値については、推計値程は減少していない傾向となっている。

表 8.1.1 生活排水の処理形態別人口の実績値（年度末人口）

（単位：人）

区 分	年 度	2017	2018	2019	2020	2021
		(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)
総 人 口		8,821	8,963	9,065	9,210	9,244
汚水衛生処理人口		7,975	8,198	8,392	8,578	8,653
	割合 (%)	90.4	91.4	92.6	93.2	93.6
コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽人口		177	164	162	144	135
	割合 (%)	2.0	1.8	1.8	1.6	1.5
公共下水道人口		7,798	8,034	8,230	8,434	8,518
	割合 (%)	88.4	89.6	90.8	91.6	92.1
集落排水処理施設人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚水衛生未処理人口		846	765	673	632	591
割合 (%)		9.6	8.6	7.4	6.8	6.4
単独処理浄化槽人口		47	37	32	20	27
	割合 (%)	0.5	0.4	0.3	0.2	0.3
非水洗化人口		799	728	641	612	564
	割合 (%)	9.1	8.2	7.1	6.6	6.1
し尿収集人口		773	705	621	594	548
	割合 (%)	8.8	7.9	6.9	6.4	5.9
自家処理人口		26	23	20	18	16
	割合 (%)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

表 8.1.2 生活排水の処理形態別人口の前回推計値（年度末人口）

（単位：人）

区 分	年 度	2017	2018	2019	2020	2021
		(平成29)	(平成30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)
総人口		8,771	8,798	8,825	8,851	8,876
汚水衛生処理人口		7,999	8,104	8,201	8,290	8,371
	割合 (%)	91.2	92.1	93.0	93.7	94.4
コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽人口		100	87	76	67	58
	割合 (%)	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7
公共下水道人口		7,899	8,017	8,125	8,223	8,313
	割合 (%)	90.1	91.1	92.1	92.9	93.7
集落排水処理施設人口		0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚水衛生未処理人口		772	694	624	561	505
割合 (%)		8.8	7.9	7.0	6.3	5.6
単独処理浄化槽人口		40	32	25	20	16
	割合 (%)	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1
非水洗化人口		732	662	599	541	489
	割合 (%)	8.3	7.6	6.7	6.1	5.5
し尿収集人口		706	638	577	521	471
	割合 (%)	8.0	7.3	6.5	5.9	5.3
自家処理人口		26	24	22	20	18
	割合 (%)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

2) 予測結果

① 行政区域内人口（計画処理区域内人口）								
ごみ処理基本計画との整合性を図るため、ごみ処理基本計画における予測結果と同じとする。								

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
行政区域内人口 (人)	9,366	9,446	9,517	9,581	9,637	9,687	9,732	9,771

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
行政区域内人口 (人)	9,806	9,837	9,864	9,888	9,910	9,928	9,945	9,960

② コミュニティ・プラント人口								
現在、コミュニティ・プラントの整備はなく、将来的にも計画はないため、将来におけるコミュニティ・プラント人口は「0人」とする。								

③ 集落排水処理施設人口								
現在、集落排水処理施設の整備はなく、将来的にも計画はないため、将来における集落排水処理施設人口は「0人」とする。								

④ 公共下水道人口								
将来的にもコンスタントな整備がなされ、将来的にも増加することが考えられるが、増加の程度が明確ではないため、行政区域内人口から他の処理形態別人口を差し引いたものを、公共下水道人口の推計値とする。								

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
公共下水道人口 (人)	8,703	8,832	8,946	9,051	9,143	9,225	9,299	9,365

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
公共下水道人口 (人)	9,425	9,479	9,527	9,569	9,609	9,644	9,675	9,704

⑤ 合併処理浄化槽人口

下水道の整備により、将来的には、現状と同様減少することが考えられるため、過去5年（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の合併処理浄化槽人口の推移を傾向線に当てはめ、有効な推計式の中で、減少量が最も小さい「べき曲線」を採用することとする。（表8.1.3参照）

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
合併処理浄化槽人口 (人)	128	121	114	108	102	96	92	87

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
合併処理浄化槽人口 (人)	83	79	75	72	68	65	63	60

⑥ 単独処理浄化槽人口

将来的には、現状と同様減少することが考えられるため、過去5年（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の単独浄化槽人口の推移を傾向線に当てはめ、有効な推計式の中で、減少量が最も小さい「べき曲線」を採用することとする。（表8.1.4参照）

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
単独処理浄化槽人口 (人)	19	16	14	12	10	9	8	7

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
単独処理浄化槽人口 (人)	6	5	5	4	4	3	3	3

⑦ し尿収集人口

将来的には、現状と同様減少することが考えられるため、過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））のし尿収集人口の推移を傾向線に当てはめ、有効な推計式の中で、減少量が最も小さい「べき曲線」を採用することとする。（表8.1.5参照）

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
し尿収集人口 (人)	502	464	431	400	373	348	325	305

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
し尿収集人口 (人)	286	268	252	238	224	212	200	189

⑧ 自家処理人口

将来的には、現状と同様減少することが考えられるため、過去5年間（2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度））の自家処理人口の推移を傾向線に当てはめ、有効な推計式の中で、減少量が最も小さい「べき曲線」を採用することとする。（表8.1.6参照）

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
自家処理人口 (人)	14	13	12	10	9	9	8	7

年 度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
自家処理人口 (人)	6	6	5	5	5	4	4	4

表 8.1.3 合併処理浄化槽人口の将来予測結果

(人)

年 度	実績値	予 測 値						
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	
2017	(H29)	177						
2018	(H30)	164						
2019	(R1)	162						
2020	(R2)	144						
2021	(R3)	135						
2022	(R4)		125	126	126	127	128	123
2023	(R5)		115	116	117	119	121	111
2024	(R6)		104	106	108	111	114	99
2025	(R7)		94	97	99	104	108	87
2026	(R8)		84	87	91	97	102	76
2027	(R9)		73	78	82	91	96	65
2028	(R10)		63	69	74	85	92	56
2029	(R11)		52	60	66	80	87	47
2030	(R12)		42	51	58	74	83	40
2031	(R13)		32	42	51	70	79	33
2032	(R14)		21	33	43	65	75	27
2033	(R15)		11	24	36	61	72	23
2034	(R16)		0	16	29	57	68	19
2035	(R17)		-10	7	22	53	65	15
2036	(R18)		-20	-1	15	50	63	13
2037	(R19)		-31	-9	9	46	60	10

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y=478.8-10.4 \times t$	0.98043
ルート	$Y=800.29-115.676 \times \sqrt{t}$	0.97978
自然対数	$Y=1,260.11-321.505 \times \log(t)$	0.97905
一次指数曲線	$Y=1,249.29 \times 0.935027^t$	0.97715
べき曲線	$Y=0+193,318 \times t^{-2.07529}$	0.97507
ロジスティック曲線	$Y=228.153 / (1 + \exp(-7.43699 + 0.2142 \times t))$	0.98233

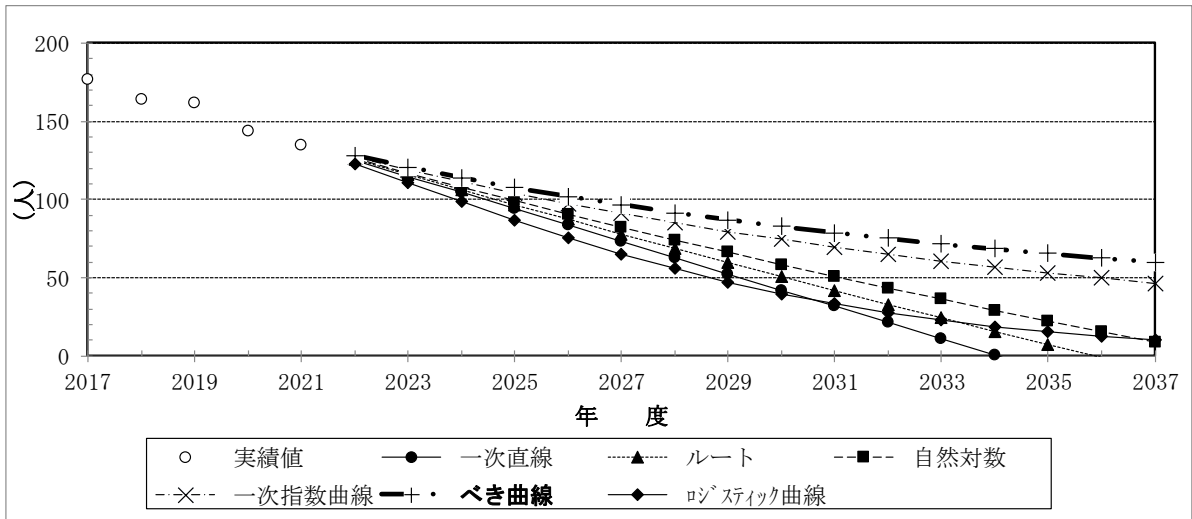


表 8.1.4 単独処理浄化槽人口の将来予測結果

(人)

年 度	実績値	予 測 値					
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
2017	(H29)	47					
2018	(H30)	37					
2019	(R1)	32					
2020	(R2)	20					
2021	(R3)	27					
2022	(R4)		16	16	16	19	15
2023	(R5)		10	10	11	16	10
2024	(R6)		4	5	6	13	7
2025	(R7)		-2	0	1	11	4
2026	(R8)		-7	-5	-4	9	3
2027	(R9)		-13	-11	-8	8	2
2028	(R10)		-19	-16	-13	7	1
2029	(R11)		-24	-21	-17	6	1
2030	(R12)		-30	-26	-22	5	0
2031	(R13)		-36	-31	-26	4	0
2032	(R14)		-42	-35	-30	3	0
2033	(R15)		-47	-40	-34	3	0
2034	(R16)		-53	-45	-38	2	0
2035	(R17)		-59	-50	-42	2	0
2036	(R18)		-64	-54	-45	2	0
2037	(R19)		-70	-59	-49	1	0

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 209.3 - 5.7 \times t$	0.88248
ルート	$Y = 387.056 - 63.6788 \times \sqrt{t}$	0.88578
自然対数	$Y = 642.836 - 177.759 \times \log(t)$	0.88897
一次指数曲線	$Y = 6,551.68 \times 0.841659^t$	0.91237
べき曲線	$Y = 0 + 3,200.885,084 \times t^{-5.37236}$	0.91653
ロジスティック曲線	$Y = 55.8783 / (1 + \exp(-15.0433 + 0.47249 \times t))$	0.86813

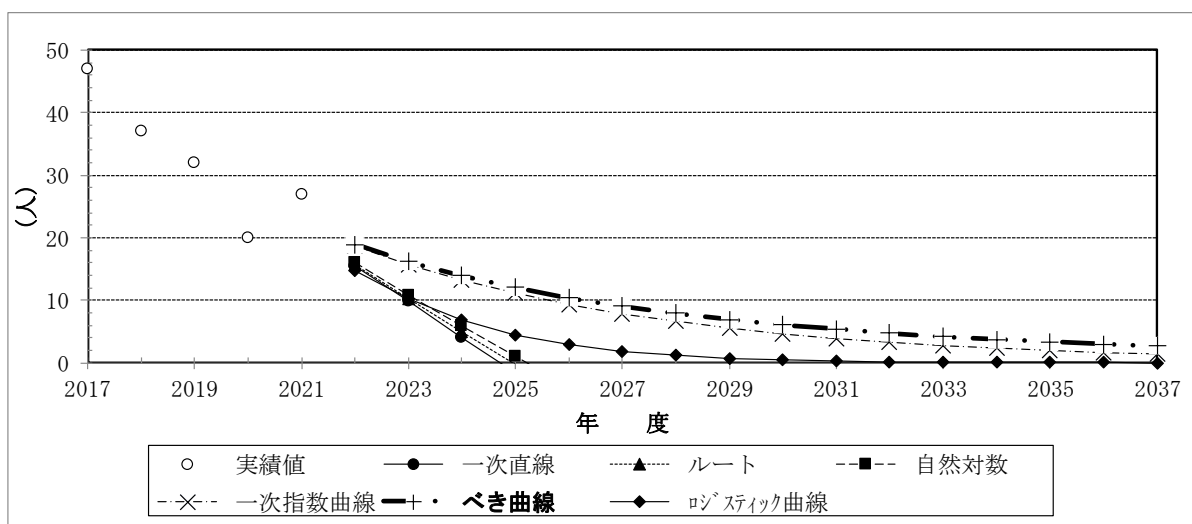


表 8.1.5 し尿収集人口の将来予測結果

(人)

年 度	実績値	予 測 値						
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	
2017	(H29)	773						
2018	(H30)	705						
2019	(R1)	621						
2020	(R2)	594						
2021	(R3)	548						
2022	(R4)		480	483	486	497	502	497
2023	(R5)		424	430	435	456	464	455
2024	(R6)		368	377	386	419	431	418
2025	(R7)		312	325	338	384	400	383
2026	(R8)		256	274	292	353	373	351
2027	(R9)		199	224	247	323	348	322
2028	(R10)		143	174	203	297	325	295
2029	(R11)		87	125	160	272	305	270
2030	(R12)		31	76	118	250	286	247
2031	(R13)		-25	28	77	229	268	227
2032	(R14)		-81	-19	37	210	252	208
2033	(R15)		-137	-66	-3	193	238	190
2034	(R16)		-193	-112	-41	177	224	174
2035	(R17)		-249	-158	-78	163	212	160
2036	(R18)		-306	-203	-115	149	200	146
2037	(R19)		-362	-248	-151	137	189	134

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 2,387.30 - 56.1 \times t$	0.98377
ルート	$Y = 4,128.69 - 625.277 \times \sqrt{t}$	0.98516
自然対数	$Y = 6,626.55 - 1,741.46 \times \log(t)$	0.98646
一次指数曲線	$Y = 9,232.67 \times 0.917656^t$	0.99010
べき曲線	$Y = 0 + 6,050.161 \times t^{-2.66506}$	0.99182
ロジスティック曲線	$Y = 22,339.7 / (1 + \exp(0.773953 + 0.08852 \times t))$	0.98995

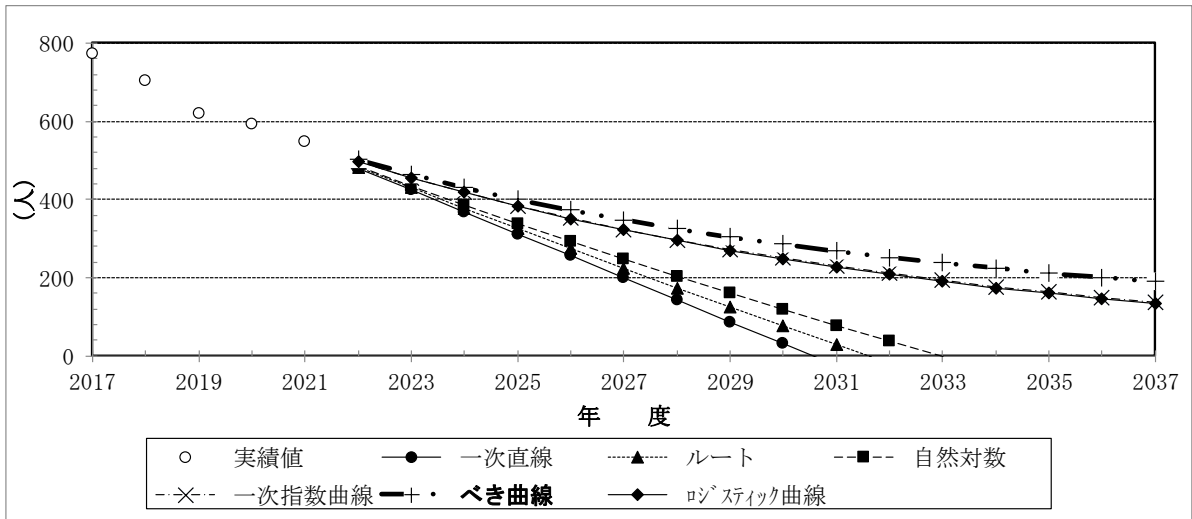
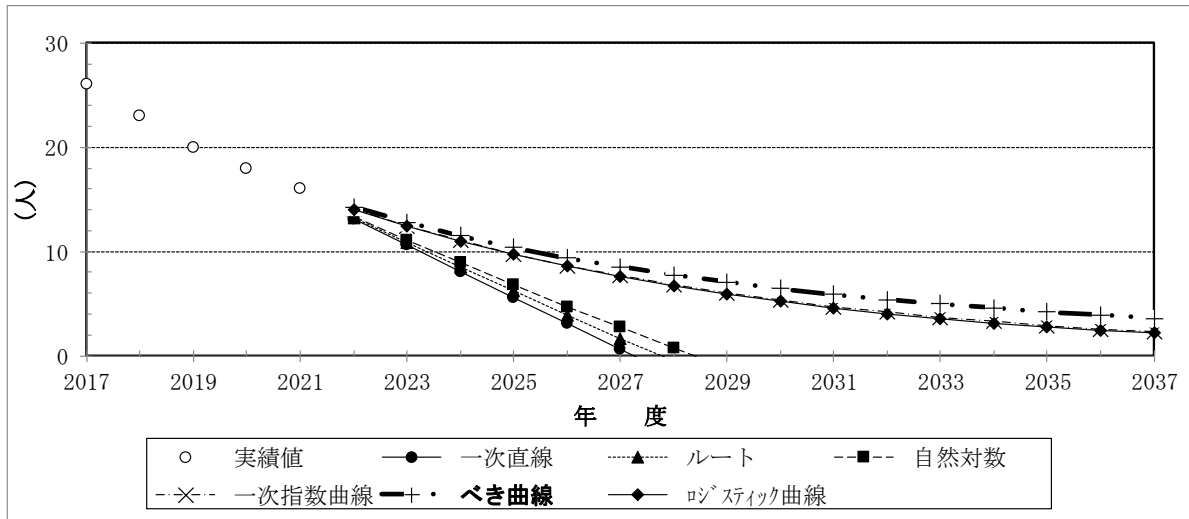


表 8.1.6 自家処理人口の将来予測結果

(人)

年 度	実績値	予 測 値					
		一次直線	ルート	自然対数	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
2017	(H29)	26					
2018	(H30)	23					
2019	(R1)	20					
2020	(R2)	18					
2021	(R3)	16					
2022	(R4)		13	13	13	14	14
2023	(R5)		11	11	11	12	13
2024	(R6)		8	9	9	11	12
2025	(R7)		6	6	7	10	10
2026	(R8)		3	4	5	9	9
2027	(R9)		1	2	3	8	9
2028	(R10)		-2	-1	1	7	8
2029	(R11)		-4	-3	-1	6	7
2030	(R12)		-7	-5	-3	5	6
2031	(R13)		-9	-7	-5	5	6
2032	(R14)		-12	-9	-7	4	5
2033	(R15)		-14	-11	-8	4	5
2034	(R16)		-17	-13	-10	3	5
2035	(R17)		-19	-15	-12	3	4
2036	(R18)		-22	-17	-13	3	4
2037	(R19)		-24	-19	-15	2	4

予測式名	予 測 式	相関係数
一次直線	$Y = 98.1 - 2.5 \times t$	0.99445
ルート	$Y = 175.627 - 27.8509 \times \sqrt{t}$	0.99536
自然対数	$Y = 286.757 - 77.5302 \times \log(t)$	0.99619
一次指数曲線	$Y = 880.495 \times 0.88549^t$	0.99911
べき曲線	$Y = 0 + 8.371,019 \times t^{-3.7664}$	0.99947
ロジスティック曲線	$Y = 520 / (1 + \exp(-0.72239 + 0.12662 \times t))$	0.99902



3) 予測結果のまとめ

前項の予測方法による生活排水処理形態別人口の予測結果をまとめると、表 8.1.7 及び図 8.1.1 に示すとおりである。

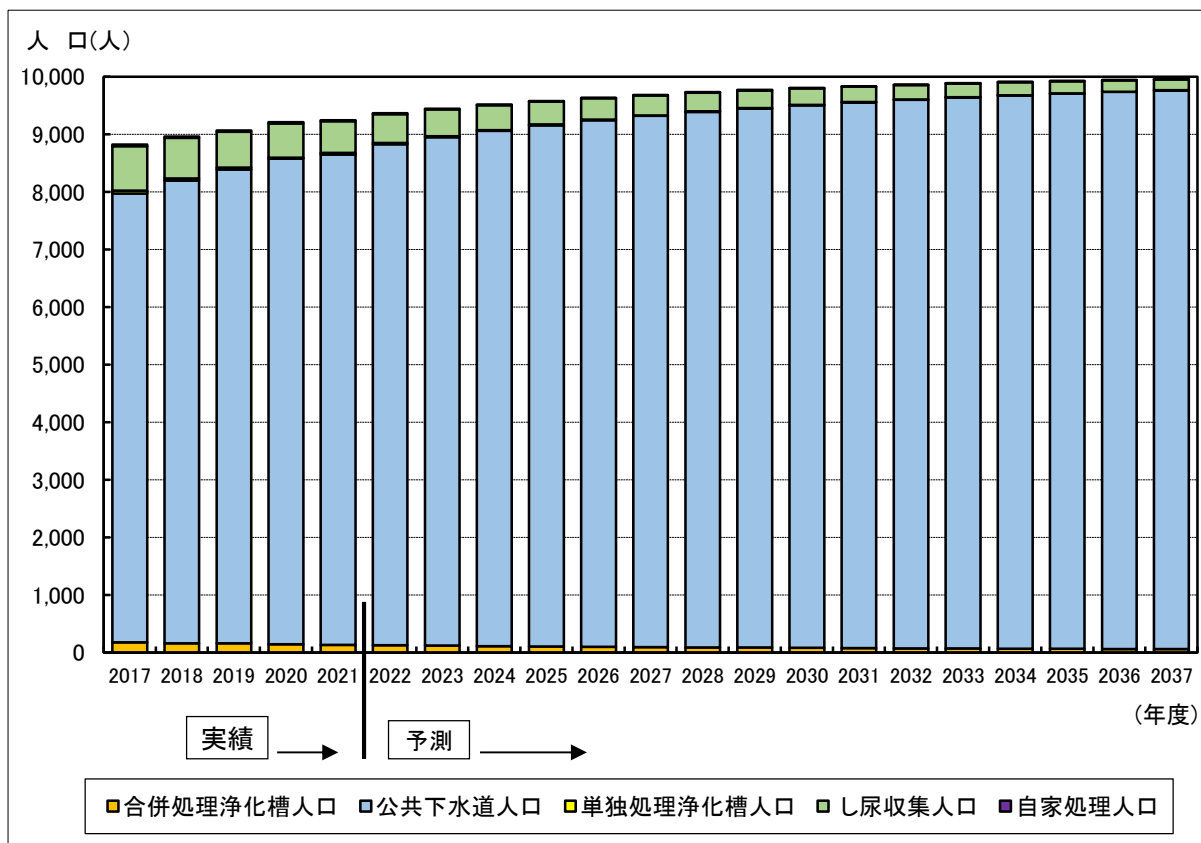


図 8.1.1 生活排水の処理形態別人の予測結果

表 8.1.7 生活排水の処理形態別人口の予測結果

(単位:人)

区分	年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)
総人口(計画処理区域内人口)		9,366	9,446	9,517	9,581	9,637	9,687	9,732	9,771	9,806	9,837	9,864	9,888	9,910	9,928	9,945	9,960
汚水衛生処理人口		8,831	8,953	9,060	9,159	9,245	9,321	9,391	9,452	9,508	9,558	9,602	9,641	9,677	9,709	9,738	9,764
コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口		128	121	114	108	102	96	92	87	83	79	75	72	68	65	63	60
公共下水道人口		8,703	8,832	8,946	9,051	9,143	9,225	9,299	9,365	9,425	9,479	9,527	9,569	9,609	9,644	9,675	9,704
集落排水施設人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水衛生未処理人口		535	493	457	422	392	366	341	319	298	279	262	247	233	219	207	196
単独処理浄化槽人口		19	16	14	12	10	9	8	7	6	5	5	4	4	3	3	3
非水洗化人口		516	477	443	410	382	357	333	312	292	274	257	243	229	216	204	193
し尿収集人口		502	464	431	400	373	348	325	305	286	268	252	238	224	212	200	189
自家処理人口		14	13	12	10	9	9	8	7	6	6	5	5	5	4	4	4

第2節 し尿・汚泥排出量の将来予測

1) 予測に当たっての基本的な考え方

し尿・汚泥排出量の予測に当たっては、将来のし尿収集人口及び浄化槽人口に過去のし尿・浄化槽汚泥収集実績に基づく1人1日平均排出量（以下、「排出原単位」という）を乗じて求める方法が一般的であり、ここでもこの方法で予測を行うこととする。

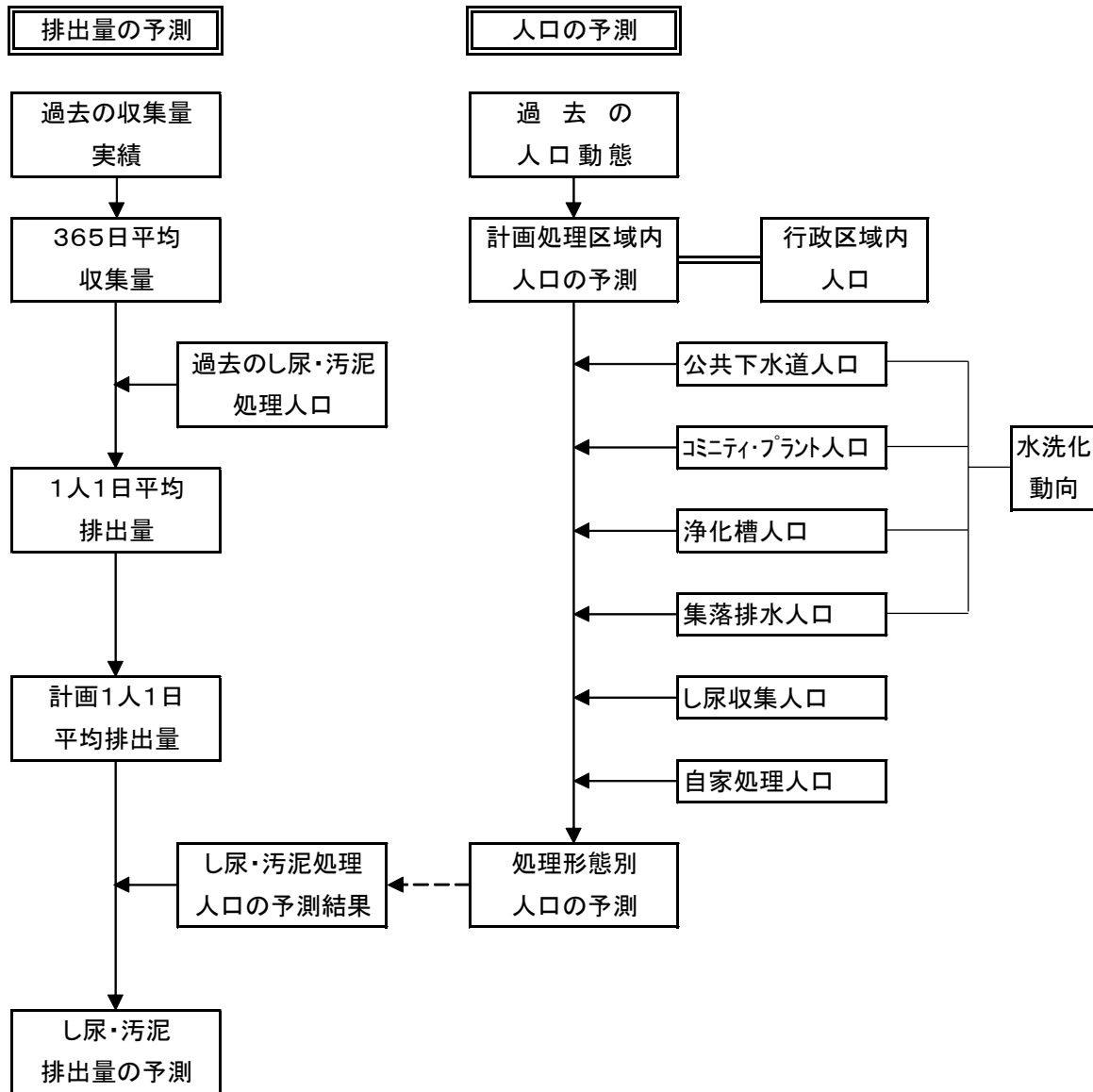


図 8.2.1 し尿・汚泥排出量の予測手順

$$\begin{aligned} \text{し尿量(kL/日)} &= \frac{\text{し尿収集人口(人)} \times \text{し尿の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1000} \\ \text{浄化槽汚泥量(kL/日)} &= \frac{\text{浄化槽人口(人)} \times \text{浄化槽汚泥の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1000} \end{aligned}$$

2) 将来のし尿・汚泥処理人口

前項の処理形態別人口の予測で得られた「し尿収集人口」、「合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口」を用いる。(表 8.1.6 参照)

3) 1人1日平均排出量(排出原単位)

過去5年間における排出原単位は、表 8.2.1 に示すとおりである。また、全国平均値及び標準値は、表 8.2.2 に示すとおりである。

表 8.2.1 排出原単位

項 目		年 度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	
人 口	計画収集人口 (人)		773	705	621	594	548	
	単独処理浄化槽人口 (人)		47	37	32	20	27	
	合併処理浄化槽人口 (人)		177	164	162	144	135	
収 集 量	し尿量 (kL/年)		1,301	1,165	1,148	1,124	1,209	
	単独処理浄化槽人口 (kL/年)		942	961	905	876	930	3年間の 平均値
	合併処理浄化槽人口 (kL/年)							
原 単 位	し尿 (L/人・日)		4.61	4.53	5.05	5.18	6.04	
	単独処理浄化槽人口 (L/人・日)		11.52	13.10	12.75	14.63	15.73	14.37
	合併処理浄化槽人口 (L/人・日)							

表 8.2.2 排出原単位の全国平均値の推移と標準値

(単位：L/人・日)

項目\区分		し尿	浄化槽汚泥	備考
全国平均値	2016年度 (平成28年度)	2.52	1.54	一般廃棄物処理実態調査結果より
	2017年度 (平成29年度)	2.54	1.56	
	2018年度 (平成30年度)	2.62	1.59	
	2019年度 (令和元年度)	2.68	1.62	
	2020年度 (令和2年度)	2.71	1.66	
標準値		1.4	単独：0.75 合併：1.2	環整第108号厚生省環境整備課長通知より

4) し尿排出原単位の設定

し尿の排出原単位は、全国的に簡易水洗便所等の特殊水洗便所の普及により、標準値より大きな値となっている。(表 8.2.2 参照)

本町においても標準値より大きな値となっており、過去5年間では増加傾向にあるが、このまま増加はしないものと思われる。

そのため、本町における今後のし尿排出原単位の設定に当たっては、過去3年間の実績値の平均値を採用することとする。

し尿量の予測に用いる排出原単位は、次のとおりである。

し尿排出原単位 (L/人・日)
5.42

5) 浄化槽汚泥排出原単位の設定

今後の浄化槽汚泥量については、単独処理浄化槽の廃止や浄化槽設置整備事業の推進によって、単独型汚泥が減少し、合併型汚泥が増加すると予想される。

このため、本町における浄化槽汚泥の排出原単位については、単独型と合併型に分けて設定することが適当と考えられる。

しかし、浄化槽汚泥の収集量は、単独型汚泥と合併型汚泥に区分されていないため、表 8.2.2 に示す標準値の割合で按分することによって、単独型、合併型それぞれの排出

原単位を算出することとする。

浄化槽汚泥の排出原単位は、標準値より大きな値となっており、過去5年間では増加傾向にあるが、し尿と同様に、このまま増加はしないものと思われる。

そのため、ここでは過去3年間（2019年度（令和元年度）～2021年度（令和3年度）の浄化槽汚泥の排出原単位（表8.2.1参照）を、表8.2.2に示す標準値の割合（単独型：合併型=0.75：1.2）で按分することによって、単独型、合併型それぞれの排出原単位を算出し、その平均値を採用することとする。（表8.2.3）

表8.2.3 浄化槽汚泥の型式別排出原単位〔計算値〕

（単位：L/人・日）

項目\区分	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	平均値	備考
久山町 浄化槽汚泥排出原単位	12.75	14.63	15.73	—	表8.2.1より
単独型	8.49	9.58	10.49	9.52	標準値の割合 で按分した値
合併型	13.59	15.33	16.78	15.23	

浄化槽汚泥量の予測に用いる排出原単位は、次のとおりである。

浄化槽汚泥排出原単位（L/人・日）	
単独型	合併型
9.52	15.23

以上より、し尿量及び汚泥量の予測に用いる排出源単位をまとめると、以下のようになる。

項目\区分		久山町	
排 出 原単位 (L/人・日)	し尿	5.42	
	浄化槽汚泥	単独型	9.52
		合併型	15.23

6) し尿・汚泥排出量の予測結果

前項までに設定した「し尿・汚泥処理人口」に「排出原単位」を乗じて、し尿・汚泥排出量の予測を行うと、表 8.2.4 及び図 8.2.2 に示すとおりである。

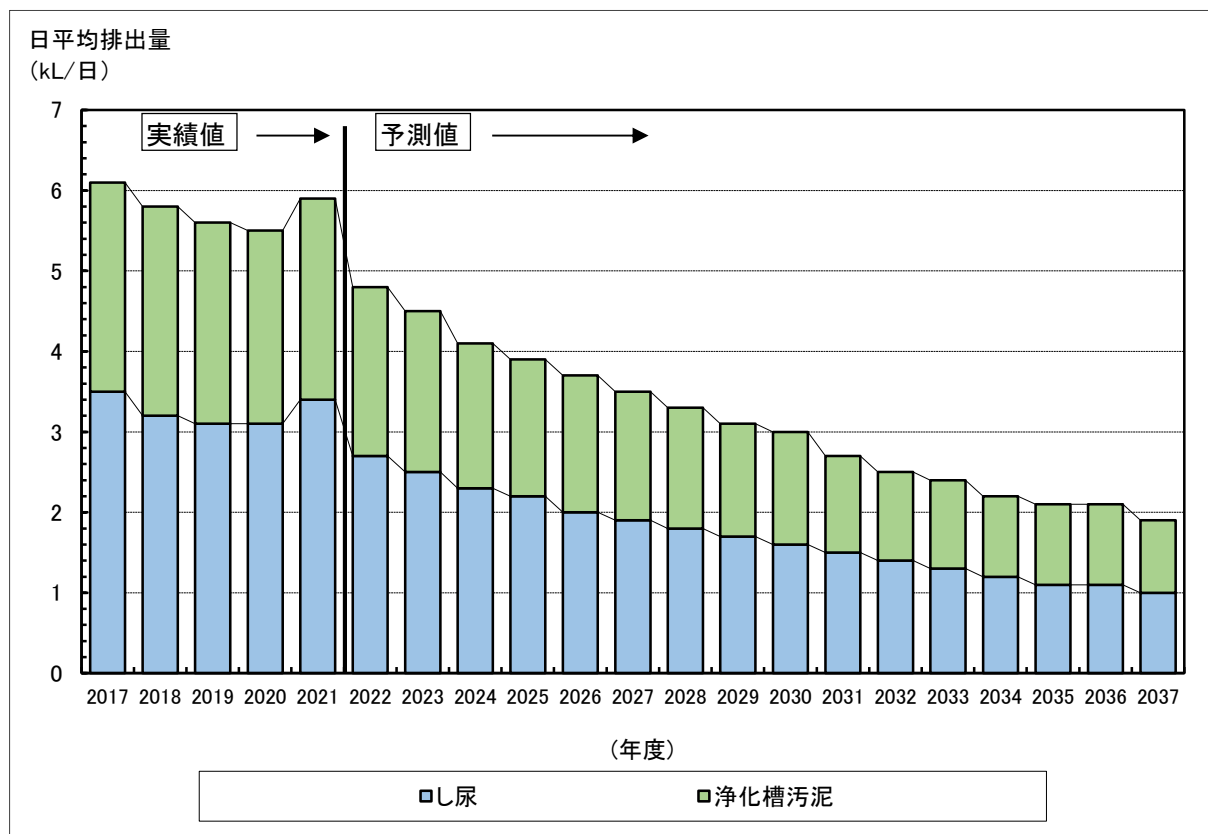


図 8.2.2 し尿・汚泥排出量の予測結果

表 8.2.4 し尿・汚泥排出量の予測結果

区分	年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	2037 (R19)	
し尿収集人口	(人)	502	464	431	400	373	348	325	305	286	268	252	238	224	212	200	189	
	単独処理浄化槽人口	19	16	14	12	10	9	8	7	6	5	5	4	4	3	3	3	3
	合併処理浄化槽人口	128	121	114	108	102	96	92	87	83	79	75	72	68	65	63	60	60
排出 原単位	し尿 (L/人・日)	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42	5.42
	浄化槽汚泥 (L/人・日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	単独型 (L/人・日)	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52
日平均 排出量	合併型 (L/人・日)	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23	15.23
	し尿 (kL/日)	2.7	2.5	2.3	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	浄化槽汚泥 (kL/日)	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
合計	単独型 (kL/日)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合併型 (kL/日)	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
	うち、汚泥 (kL/日)	4.8	4.5	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3	3.1	3.0	2.7	2.5	2.4	2.2	2.1	2.1	2.1	1.9
		2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9

第9章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

本町では、町内のほとんどが「多々良川流域下水道」で整備されることとなっており、生活排水処理における基本方針を、次のように定めることとする。

生活排水処理の基本方針

1. 集合処理施設の整備

- (1) 公共下水道整備区域においては、計画に従ってそれらの整備を推進する。
- (2) 公共下水道が整備されていながら未接続となっている家庭や事業所等に対しては、下水道等への接続を働きかける。

2. 個別処理施設の整備

- (1) 下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進する。
(平成30年4月「久山町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」施行)
- (2) 単独処理浄化槽を設置している家庭、事業所等に対しては、下水道への接続を働きかけていく。

3. 生活排水対策の啓発・指導

- (1) 水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図っていくとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策について啓発を行う。
- (2) 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対する指導に努め、法定検査受検率の向上を図る。

2. 生活排水処理計画

1) 生活排水の処理主体等

本町における生活排水の処理主体等は、次のとおりとなる。

表 9.1.1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	福岡市（委託）

2) 生活排水処理の目標

前章の生活排水処理形態別人口の予測結果を基に、目標年次における生活排水処理の目標、汚水衛生処理人口及び生活排水処理形態別人口を、次のとおりとする。

① 生活排水処理の目標

区 分	年 度	現 在	中間目標年次	計画目標年次
		2021年度 (令和3年度)	2027年度 (令和9年度)	2032年度 (令和14年度)
汚水衛生処理率		93.6 %	96.2 %	97.3 %

② 汚水衛生処理人口

区 分	年 度	現 在	中間目標年次	計画目標年次
		2021年度 (令和3年度)	2027年度 (令和9年度)	2032年度 (令和14年度)
総人口		9,244 人	9,687 人	9,864 人
計画処理区域内人口		9,244 人	9,687 人	9,864 人
汚水衛生処理人口		8,653 人	9,321 人	9,602 人

③ 生活排水の処理形態別人口

区 分	年 度	現 在	中間目標年次	計画目標年次
		2021年度 (令和3年度)	2027年度 (令和9年度)	2032年度 (令和14年度)
総人口（計画処理区域内人口）		9,244 人	9,687 人	9,864 人
汚水衛生処理人口		8,653 人	9,321 人	9,602 人
コミュニティ・プラント人口		0 人	0 人	0 人
合併処理浄化槽人口		135 人	96 人	75 人
公共下水道人口		8,518 人	9,225 人	9,527 人
集落排水施設人口		0 人	0 人	0 人
汚水衛生未処理人口		591 人	366 人	262 人
単独処理浄化槽人口		27 人	9 人	5 人
非水洗化人口		564 人	357 人	257 人

3) 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水処理の目標を達成した場合、生活排水の処理施設ごとの処理区域及び処理人口は、次のとおりとなる。

表 9.1.2 生活排水を処理する区域及び人口

項目 施設	処理区域	処理人口	
		現在 2021年度 (令和3年度)	目標年次 2032年度 (令和14年度)
公共下水道	多々良川流域下水道(久山町)	8,518人	9,527人
合併処理浄化槽	集合処理区を除く町内全域	135人	75人

4) 施設及びその整備計画の概要

現在、具体的になっている生活排水処理に関する施設及び整備計画の概要は次のとおりである。

表 9.1.3 施設及びその整備計画の概要

項目 施設	処理区域	計画面積	計画目標年度	供用開始年度
公共下水道	多々良川流域下水道(久山町)	651ha	2035年度 (令和17年度)	1996年度 (平成8年度)
合併処理浄化槽	集合処理区を除く町内全域	—	逐次	逐次

公共下水道については、それぞれの整備計画に基づき整備する。

また、集合処理区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、整備手法の検討等を行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

5) 生活排水処理対策の普及・啓発及び指導の強化

生活排水を適正に処理し、水環境を回復・保全していくために、町民及び事業者に対し、次の普及・啓発活動に努める

- ① 合併処理浄化槽保守点検・清掃や法定検査の受検など適正な維持管理に関する講習会等による啓発・指導を行う。
- ② 町報掲載やリーフレットの配布、その他各種メディアを活用し、汚濁負荷削減のための啓発に努める。
- ③ 水環境の保全をテーマとした環境教育を行う。

第2節 し尿・汚泥の処理計画

1. し尿・汚泥処理の基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、福岡市に委託しており、本町におけるし尿及び汚泥処理の基本方針を、次のように定めることとする。

し尿・汚泥処理の基本方針

1. 安定かつ効率的な収集・運搬の推進

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を基本としつつ、安定した運営を図るとともに、より効率的な収集・運搬体制について検討する。

2. 循環型社会に適合した適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現行の体制を基本としつつ、より循環型社会に適合した適正処理の推進を図る。

2. し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・汚泥の処理計画を、次のように定めることとする。

1) 収集・運搬計画

①収集区域の範囲

収集区域の範囲は、本町行政区域全域とする。

②収集運搬体制

収集・運搬体制は、現行の体制を基本とし、し尿及び浄化槽汚泥とも、許可業者により処理施設に搬入するものとする。

なお、許可業者については、収集・運搬量の減少についての対応も検討していくものとする。

③収集・運搬の量

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬量は、前章のし尿・汚泥排出量の予測結果より、次のとおりとなる。

表 9.2.1 収集・運搬量

区 分	年 度	2027年度 (令和9年度)	2032年度 (令和14年度)	
	し尿	(kL/年)	694	511
浄化槽汚泥	(kL/年)	585	402	
	単独型	(kL/年)	37	0
	合併型	(kL/年)	548	402
合計	(kL/年)	1,279	913	

2) 中間処理及び最終処分計画

①中間処理及び最終処分体制

処理体制は、現行の体制を基本とし、福岡市の施設である中部汚泥再生処理センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は脱水処理し、含水率70%以下の脱水汚泥として清掃工場のごみ発電燃料として利用するとともに、ろ液は浄化して公共下水道に放流しており、放流後は、福岡市の下水道施設である水処理センターで適正処理が行われる。

②中間処理の量

し尿及び浄化槽汚泥の要処理量は、前章のし尿・汚泥排出量の予測結果より、次のとおり推計される。

表 9.2.2 処理対象物量（日平均処理量）

区 分	年 度	2027年度 (令和9年度)	2032年度 (令和14年度)
	し尿 (kL/日)		1.9
浄化槽汚泥 (kL/日)		1.6	1.1
単独型 (kL/日)		0.1	0.0
合併型 (kL/日)		1.5	1.1
合計 (kL/日)		3.5	2.5

久山町一般廃棄物処理基本計画

2023年（令和5年）2月

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地

久山町役場 町民生活課

TEL : 092-976-1111

FAX : 092-976-2463

<http://www.town.hisayama.fukuoka.jp/>